

# 第十三期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会 【諮問・報告資料】

## ○確認事項

- 1 第十二期・第15回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案) . . . . . P 1～P 21

## ○諮問事項

- 1 [諮問第462号] 3歳児健康診査で新たに導入する視覚屈折検査結果の保健衛生システム入力について . . . . . P 22～P 32
- 2 [諮問第463号] 足立区外へ向けたシティプロモーション支援業務委託 . . . . . P 33～P 43
- 3 [諮問第464号] あだちワンダフルCMグランプリ事業におけるWeb会議システム受講方式の導入について . . . . . P 44～P 47
- 4 [諮問第465号] 足立区LINE公式アカウント運用支援委託について . . . . . P 48～P 55
- 5 [諮問第466号] 録画データ流通サービスを活用した道路危険箇所発見の実証実験について . . . . . P 56～P 61
- 6 [諮問第467号] 区立小・中学校と保護者とのコミュニケーションアプリの導入について . . . . . P 62～P 78
- 7 [諮問第468号] 子ども医療費助成事業の高校生等への拡大について . . . . . P 79～P 101
- 8 [諮問第469号] 「個人情報保護制度の運用の手引き」の解釈の追加について . . . . . P 102～P 103

## ○報告事項

- 1 納付案内センター業務におけるSMS送信に関する周知について . . . . . P 104～P 110
- 2 令和3年度の運用状況の報告について . . . . . P 111～P 210
- 3 特定個人情報保護評価書について . . . . . P 211～P 214

令和4年7月28日(木)  
中央館8階特別会議室



【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会議名	第十二期・第15回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事務局	政策経営部政情報課		
開催年月日	令和4年6月1日(水)		
開催時間	午前9時59分～午前11時16分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	粉川 一郎 委員	柿崎 淑郎 委員
	面川 典子 委員	ぬかが和子 委員	佐々木まさひこ委員
	吉田 こうじ 委員	長澤 こうすけ委員	鈴木 又右衛門委員
	宮崎 十三 委員	野辺 陽子 委員	有澤 通 委員
	中村 重男 委員	鈴木 由美 委員	植村 公彦 委員
	水町 雅子 委員		
欠席者			
会議次第	別紙のとおり		
資料	○確認事項 1 第十二期・第14回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)		
	○諮問事項 1 [諮問第457号] 納付案内センター業務委託におけるSMS送信の導入について		
	2 [諮問第458号] 足立区のSDGs推進にかかるとアヤセ未来会議運営業務委託		
	3 [諮問第459号] 新型コロナウイルス感染症患者管理システムの導入について		
	4 [諮問第460号] 人材派遣(新型コロナウイルス感染症患者の管理業務)		
5 [諮問第461号] 世論調査(小規模調査)の実施について			

(審議経過)

(1) 開 会

○山根区政情報課長 定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、情報公開・個人情報審議会を開催させていただきたいと思っております。

本日はお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

私は、審議に入るまでの進行を務めさせていただきますます区政情報課長の山根でございます。今年の4月から三品に替わり着任させていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

(2) 配付資料・定足数等の確認

○山根区政情報課長 最初に、審議会資料のご確認をさせていただきますと思います。

本日の資料でございますが、3点ございます。席上に置かせていただいております審議会の式次第が1点。もう1点が、区長からの諮問文ということで置かせていただいております。それから事前に郵送させていただきました第十二期・第15回足立区情報公開・個人情報保護審議会の資料、こちらはお手元でございますでしょうか。

資料の不足がありましたらご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

今回、こちらの資料郵送の折には不手際がございました、郵便の関係で届かないことがございます。2通お届けさせていたただきました。今後このようなことがないような形で改善を図ってまいりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、今回の審議会の定足数のご確認をさせていただきます。審議会が成立するために、審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となり

ます。本日、委員16名のうち、来庁していただいている委員が11名、Web会議のシステムを使って参加していただいている委員が4名という形になっております。後ほど水町先生がご参加の予定ですので、5名という形になりますのでご了承くださいます。定足数としては過半数を超えておりますので、本審議会は成立するという形になります。

それでは、早速ではございますが、第十二期・第15回の審議会を行います。本日の審議項目は、お配りした次第のとおりで、確認事項が1件、諮問事項が5件となっております。

以後の議事進行につきましては、川合会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○川合会長 では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。まず、本審議会の審議についてですが、基本的に公開により行うとしたいと思います。が、よろしいでしょうか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。特にご異議、ご意見ないということですので、そのように進めさせていただきます。

先ほど事務局からご説明いただきましたとおり、本日は、確認事項が1件、諮問事項が5件となっております。皆様ご多忙かと思っておりますので、11時30分までには閉会できるようにという予定で進めていきたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(3) 確認事項

第十二期・第14回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)の確認

○川合会長 初めに、第十二期・第14回の情報公開・個人情報保護審議会要録の確認を

行いたいと思います。

こちらの要録は、審議会要録(案)という表題で、右肩に「諮問資料」と記載された資料の3ページ~30ページについてでございます。この点、ご質問、ご意見等ございましたでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○川合会長 特にご意見ないということでしたら、こちらを第十二期・第14回の情報公開・個人情報保護審議会要録とすることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。特にご意見、ご異議ないということですので、そのように決定させていただきます。

#### (4) 審議事項

【諮問第457号】納付案内センター業務委託におけるSMS送信の導入について

##### <審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。なお、実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。

本人より収集した電話番号について、SMS送信に利用することを本人に周知されたい。次回以降の足立区情報公開・個人情報保護審議会において、具体的な周知内容を報告されたい。

○川合会長 では、諮問事項に移っていきたいと思います。

諮問資料の31ページになります。諮問第457号「納付案内センター業務委託におけるSMS送信の導入について」でございます。では、所管課よりご説明をお願いいたします。

○坂入特別収納対策課長 特別収納対策課長の坂入でございます

納付促進担当の高田係長でございます。本日はよろしく願います。

それでは、早速ご説明させていただきますと思います。

「納付案内センター業務委託におけるSMS送信の導入について」ということでございます。納付案内センターは、平成25年から運用しております。業務委託による電話による納付勧奨、また訪問勧奨等を行っております。ちなみに昨年の電話勧奨の回数は約7万9,000件ほどございまして、接触率が20%程度となっております。

我々としては、さらなる接触率の向上を図ることを検討しておりますところ、接触率が上がれば、当然収納率の向上にもつながってきますので、新たな施策としてSMSによる納付勧奨を検討しております。幸い今年度から、昨年、プロポーザルによる委託事業者が変更となりまして、新事業者において新たに費用をかけずにSMSによる納付勧奨が可能であるということから、導入を進めていきたいと考えております。

なお、このSMSによる納付勧奨を既に実施している自治体の事例では、北区では反応率が約25%、那覇市では反応率が31%程度と聞いております。足立区に当てはめますと、少なくとも現在電話だけの接触率20%から36.5%ほどになるのではないかと、かなりの効果が期待できると考えております。

次に、業務イメーজ図をご覧いただきたいと思いますが、電話勧奨等で応答がなかった者を対象として、電話催告システムから対象者の電話番号のみを抽出し、USBメモリで委託事業者のSMS送信用のパソコンにデータを移動して、委託事業者が開発した専用システムにより一斉送信するというものでございます。

この専用システムは、クラウドサービスとは違い、インターネットを経由せず直接通信キヤリア網に送信が可能のため、高いセ

キエリテを確保できているという状況でございます。

また、USBメモリによる区の業務システムから専用端末へのデータ移動、SMSの送信、送信後のデータ削除まで委託事業者による一連の作業は、区の職員が全て立会いの下、納付案内センターにおいて実施するものでございます。一連の作業時間は約10分程度でございます。そのため職員の負担もほとんどないということと、データ管理も適切に行えると考えております。

さらに申し上げますれば、USBメモリ自体は納付案内センターの鍵のかかる保管庫で保管し、納付案内センター内のみで使用する。外に持ち運ぶこともないということもありませんので、紛失するおそれはないものと考えております。当然のことながら、足立区外部記録媒体管理要領ですとか情報機器等業務利用取扱要領に従い、しっかりと管理していくこととしております。

SMS送信の導入につきましては、以上のような対応を行いながら、適切に実施していきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまの点につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○柿崎委員 柿崎です。2点教えてください。まず1つ目は、このSMSを送信する対象の方の携帯電話の番号というのは、どのように収集されたものなのでしょうか。

○坂入特別収納対策課長 データの電話催告システムというのは、税システムですとか国保システムを取っていますので、そちらに電話番号が既に記載されていますので、今、電話による納付御奨は既に把握されています。実際に8割ぐらいいは携帯なのでですね。家電話は2割ぐらいいしかないという状況でござい

ますので、対象は若干少なくなりますけれども、8割の方が対象にできるということでございます。

○柿崎委員 個人情報収集の目的として、携帯電話番号が取られていることはいいと思ってもいいけれども、そのときにSMSを送信してもいいような目的が特定されているのでしょうか。SMSを送信してもいいようなことですか。要するに、その電話番号はどのような目的を持って収集されているというふうに特定されているのでしょうか。

○坂入特別収納対策課長 要は申告ですとかということ頂いている電話番号を活用させていただいているものですから。

○柿崎委員 では、目的の範囲内ということでしょうか。

○坂入特別収納対策課長 はい。

○柿崎委員 では、もう1点教えてください。

33 ページの右下の図を見ると、SMSで送信されたものの中には電話番号が含まれているようですが、この電話番号はどここの電話番号になりますか。

○坂入特別収納対策課長 納付案内センターの電話番号になります。

○柿崎委員 それは区の電話番号ですか。

○坂入特別収納対策課長 はい。

○柿崎委員 区の電話番号？

○坂入特別収納対策課長 はい。

○柿崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○ぬかが委員 ぬかがです。

参考例として示されている35 ページのSMS文面例というのがありますけれども、これをずっと見ていくと、国保とか税とか所管みたいになっていきます。足立区の場合、公金は全部一括で納付案内センターということになっていますよね。そうしますと、どんなようなご案内を出すように考えてい

るのか教えていただきたい。

○坂入特別収納対策課長 例えば、文面のほうで北区様の「北区役所の納付案内センターです。区民税に関する大切にお知らせがあります。恐れ入りますが、電話番号 03\*\*\*\*\*へご連絡ください」と。こういうような文面を考えております。仙台市さんのほうは個人情報的に、「分割納付されています」とか「未納になっています」という表示はされているのですが、こういう形ではなくて、「ご連絡をお願いします」というような文面で送付したいと考えています。

○ぬかが委員 そうしますと、もともと電話で催告をやっていたときに納付案内センターの中では、例えば電話番号何番の方は国民健康保険料だけとか、そういうものが分かるようになっていたということですよ。

○坂入特別収納対策課長 はい。

○ぬかが委員 この納付困難を抱える方で、多重債務じゃないけれども、ダブっている場合がありますよね。そういう場合なんかはどういうふうにされていくのですか。

○坂入特別収納対策課長 そもそも電話催告対象というのは、督促状を出して1か月ぐらい……、言い方はすみません、新鮮なうちに対応させていただいているので、複数滞納している、要するに長期的なものですとか累積の方は対象としていないところがあります。

○ぬかが委員 分かりました。そうしますと、直近の滞納が発生した直後というか、電話催告のときも、どちらかといったら取立てというより「お忘れではないですか」という、そういう形でやっていたと思うのですけれども、そんなニュースでSMSでやるという理解でよろしいでしょうか。

○坂入特別収納対策課長 督促を出して1か月ぐらいいに電話でやります。電話で応答が

できない、なかった方、その方については1週間以内にこのSMSを送ろうかなと今考えております。

○ぬかが委員 分かりました。

○長澤委員 区議会の長澤です。

先ほど柿崎委員から質問があったSMS発信の内容が、そもそも名簿を取る段階で許可の範囲内ということだったのですけれども、ちよつと不明確だったので、そこは本当に大丈夫でしょうか。

というのは、個人情報と政策とは別になりますけれども、今こういったSMS系のなりまし等が結構来るようになってしまっている中で、しっかりとそこを明記されて、相手が理解をされている段階で名簿を徴収しているかどうかというのは重要になると思うのですけれども、大丈夫ですか。

○坂入特別収納対策課長 そもそも電話催告の段階で、平成25年のときに諮問で、こういう電話番号を使いますとということのご理解は頂いていますので、今回はその電話番号を、電話を直接かけるのではなくてSMSでやるという整理にしていますので、そこは一度ご理解いただいているものと認識しておりますが。

○柿崎委員 すみません。補足します。

私が気にしているのは、電話番号を取得するというときに、「電話をかけますよ」という目的で電話番号を収集しているのであれば、SMSの送信というのは対象外だと思うのです。そうではなくて、「税に関する連絡をしますよ」という目的で徴収しているのであれば、多分目的の範囲内だと思います。どちらでしょうかといいことを聞いています。

○坂入特別収納対策課長 「電話をかけますよ」という規定はしておりますので、おっしゃるように、「ご連絡させていただけます」という電話番号で把握させていただいてい

ると認識しております。

○川合会長 柿崎委員が長澤委員、いかがでしょうか。

○長澤委員 範囲内ということではあるのですが、それプラスで、そこを明記して再度周知をしながら集めることも必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

○坂入特別収納対策課長 今回、ホームページ等にも載せさせていただこうと考えております。

○長澤委員 ホームページに載せることはもちろんだと思いますが、そもそも相手の方々に対して、集める段階でそういったことを理解して提供していただくということが大切かと思うのですが。

○坂入特別収納対策課長 それにつきましては、どういう方法で周知していくのかは検討させていただきたいと思うのですが、私も、実際にはもう既に、申告なりするときに電話連絡するために電話番号を記載していただいているので、そこは全て網羅されているというふうには認識していたのですが。

○長澤委員 今のお話ですと、「電話で」というふうにおっしゃられているんですね。今、私どもが多分言っているのは、SMSとして発信するというものを相手が了解しているか、理解しているかというところなので、ちょっとそこがずれているのかなと思うのですが、そこを埋められるように盛り込むことは可能ですか。

○坂入特別収納対策課長 それは先ほど言いましたように、ホームページ等でSMSによる催告等の実施を周知していききたいというふうには考えております。

○長澤委員 ごめんなさい、もう一度。同じことになってしまふのですけれども、ホームページはホームページでいいと思うのですが、ただ、ホームページだけじゃなくて、名簿を

提供するというか、個人情報を提供する人が、電話がかかってくるとか、それ以外のSMSの受信にも使われるということを理解してこの事業をやるべきだと思うのですが、そこはプラスで盛り込めないでしょうか。

○坂入特別収納対策課長 連絡の1つの手段なので、SMSだからどうのというふうにはちょっと考えていなかったものですから。

○山根区政情報課長 区政情報課長です。よろしいでしょうか。

今の課長のお話のところでもっとまとめますと、新規の申請等で電話番号をお知らせいただくときには、そちらの用紙のほうに、「そのような形で電話連絡とSMS等のショートメールサービスでご連絡することがあります」と書くような形で整理をしていく形が望ましいのかなというふうに思いますので、新規の方にもそのようなことをお伝えしていくような形で取り計らっていきたいかなというふうには思います。そのような形で、課長、よろしいですか。よろしくお願ひいたします。

○ぬかが委員 今聞いていて思ったのですが、けれども、それとともに、前提として督促状を出すわけじゃないですか。だからその中できちんとお知らせをしていくということもできるんじゃないかと。ホームページは広く区民全体なわけだから。

というのが1つと、私もお二人の話を聞いていて大事なことだなと思ったのですが、けれども、やはりそういうものが届きますよというふうにご本人が認知していることが、これは個人情報というよりは別件だけれども、確かにSMSのなりすましとか、公的機関をかたつたなりすましのようなのはたくさん私たちも来るわけですよ。それと違うのだとご本人に認識していただくためにも、そういう督促をまず出す。また納付案内を出す。そ

ういうときに周知を——紙を1枚入れるとか——図っていたりということがいいんじゃないかと思うのですが。

○坂入特別収納対策課長 委員のおっしゃるとおりでございますので、そこは検討させていただきます……。督促状に入れさせていたいただいほうが、その後に電話催告、SMSという形で行きますので、そういう形で前向きに検討させていただきますと思います。

○川合会長 その他の点いかがでしょうか。  
○植村委員 最後のぬかが委員の、また前の委員の方々がおっしゃったように、受け取った側からすると、それが来ること自体が駄目というよりは、詐欺ではないかということが念頭に置かれると思うので、それに対して、ただホームページに書いてあるから個人的に自分でそこで確認してください、番号が同じとか、そこを自分で確認するみたいな形になるのではなく、何らかの形でもう一歩踏み込んで、ご本人が安心できるようなプロセスを組み込んでいただくことが必要かなと思いますので、督促状に書くですか、オプショナルな、明らかにこれは足立区から来たものだと分かるところに明記することをいろいろなどころにしていたことで、そういう形で安心して対応することができないのではないかと思うので、ぜひ考慮いただきたいと思います。よろしく願います。  
○川合会長 その他の点いかがでしょうか。  
○有澤委員 ここで言う話ではないかもしれないですけれども、今回この文例を見て思ったのが、こういう文例が来たら、私は今回初めて見たのですけれども、「次の番号にご連絡ください」という言葉が入った途端に私は削除しますよ、メール。どこどころもそういうふうになっているのだと思って、よくこれで電話が来るなと思って。これ、ほぼ詐欺の文面ですよ。よくこれで電話が来

るって。要は電話が来る習慣がついている人たちだから、ほかの詐欺のメールにも電話しちゃっているんじゃないかなと思って、ちよつとびつくりしたのですけれどもね。ここで言うことじゃないかもしれないのですけれども。すみません。よろしく願います。

○坂入特別収納対策課長 業者のほうも、どちらかというところSMSの効果は、若い方に対しての効果はやはりあると。お年寄りの方は、そういう認識はちよつと出してしまうところはあるのかもしれない。ただ、それでも反応率もかなりあるということ、他区の担当者といいますか、事業者のところから聞いた話では、そういう苦情等はないのですかというお話を聞いたときに、SMS送信そのものに対する苦情はないけれども、もう既に納付しているよというような話の間合せはあると。つまり無視しちゃう方も当然中にはいらっしゃると思うのですが、それなりの効果は出てくるのだろうと考えております。

○川合会長 その他……、お願いいたします。  
○吉田委員 区議会の吉田でございます。

1点、34 ページのほうで取り扱う件数の合計が載っているのですけれども、1つのゲートウェイ、ユニットで、大体3,200件ぐらいというような感じになるのかな。モジュールの中にSIMカードが4つです。そうすると800件。それが4スロットで3,200件。こういうものがいっぱいあるというイメージなのでしようか。というのは、送る件数は6万何千件というふうにも、もし送る場合です。そのぐらいの件数になると、職員の方が最終的にUSBの削除まできちつと立ち会っていくとなると、ずつと張りついているような状態になるのかなと思っただけけれども、いかがでしょうか。

○坂入特別収納対策課長 1日の送信件数

が199件までという限定でございます。文章が長くなる、70文字を超えると、この半分になつてしまうという限度がございます。これはSIMカード1つに対してでございます。ここまでは1つは無料です。無料というか、今の予算の中で。これ以上SIMカードを増やすということは別途予算になりますので、実際にはSIMカード1個でやっついていく予定です。6万件といても、全部対象にはできませんので、今考えているのは、年間2万件ぐらいが限度かなと考えています。

立会いも、今のところ考えているのは週2回立会いをして、というのは水曜日、木曜日が納付案内センターはお休みでございますので、金、土、日にかけたものを月曜日に、月、火にかけたものを金曜日にというようなイメージで、週2回、SMSによる催告をしたいと考えているところでございます。

○吉田委員 年間2万件ぐらいというのは、どのような形で選び出していく予定なのか。

○坂入特別収納対策課長 6万件というのは、ざっくり反応がなかったものというだけなので、その中から対象をどういうふうを選んでいくのかというのは、どこが効果的かというのも含めて、今後やっている中で検討していきたいというふうには考えております。

○吉田委員 分かりました。

○川合会長 ありがとうございます。

その他の点いかがでしょうか。

○粉川副会長 私、柿崎先生がおっしゃっていたところがやはり気になつていまして、どういう文言で電話番号を収集したかのほうは、きつちり文言を確認したいのですけれども、そこに「電話をします」と書いてあると、やはりまずいんじゃないですかね、これ。

○坂入特別収納対策課長 すみません。どういう目的でというのは、今ちよつとここでは手元がないので、はつきりとお答えできませ

ん。申し訳ございません。ただ、申告とか申請書とか、そういうものの中に電話番号を記載されてきておりますので、それを活用させていただいているというところでございます。

○粉川副会長 ご説明はよく分かつているので、それは承知しているのですよ。どういう文言で区民の方に依頼をされたかのところがポイントになるんじゃないですかという話なんですよね。

すみません。そちらに関しては文章を確認してください。

○坂入特別収納対策課長 分かりました。

○粉川副会長 よろしく願います。

○山根区政情報課長 今の点につきまして、書類等について、連絡先なのか電話番号なのかということについても、次回こちらの会議のほうに報告をさせていただくような形にしたいと思います。

○川合会長 ありがとうございます。

その他の点いかがでしょうか。

では、ここまでのやり取りの中で重要な指摘、とりわけSMSを活用した連絡手段を取るということの可否であったり、その周知について重要な指摘があったかと思えます。先ほども山根課長より二度ご提案があり、それも踏まえてということで、それら全て前提として本件を承認するというところでいかがでしょうか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。その他ご意見ないということですので、今言及いたしました条件つきで了承することとしたいと思います。

ありがとうございます。

【諮問第458号】足立区のSDGs推進にかかるアヤセ未来会議運営業務委託

## ＜審議会意見＞

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。なお、実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。

事業で利用するチャットツールに記録された内容について、当該事業終了後に削除することを委任様書に明示されたい。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思います。資料の36ページになります。諮問第458号「足立区のSDGs推進にかかわるアヤセ未来会議運営業務委託」についてでございます。

所管課からご説明をお願いいたします。

○伊東政策経営課長 政策経営課長の伊東でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

説明については着座でさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

今回諮問いたします案件は、記載のとおり、「足立区のSDGs推進にかかわるアヤセ未来会議運営業務委託」でございます。

前段でこの事業の背景を少しだけお話しさせていただきます。

SDGsの推進に関して、特に優れた取組を行う自治体を内閣府が公募して認定をするSDGs未来都市というものがございます。このSDGs未来都市に、今年度、足立区が選定されました。私どもから国のほうに提案をした話の中で、足立区においては「誰もが一歩踏み出せる レジリエンスの高いまち」を2030年のあるべき姿というところで掲げさせていただいています。レジリエンス、つまり苦しい状況とか逆境に直面しても、そこに立ち向かって乗り越える力が高いまちを目指すというようなどころを今回の提案の中にいろいろ盛り込んでおりまして、そのためには行政が最大限力を発揮していくことはもちろんなのですけれども、そのまことに暮らす方々の生きがいですとかやりがい、やりた

いことへのチャレンジ、つながり、連帯、そういうものがまちを盛り上げていく活力の源泉になると考えています。

そして今回の諮問につながるのですけれども、この未来会議の提案の中において、綾瀬をモデル地域に据えて、地域にお住いの方々が、自分がやってみたい、チャレンジしたいというようなことを後押しする場を設ける提案をいたしました。それがここに記載のとおり、アヤセ未来会議というものになります。

すみません。ちょっと前置きが長くなりましたが、今お話しさせていただいたことは、説明資料の41ページに図示させていただきましたので、ご覧いただければと思います。

この未来会議を進めるに当たって、この未来会議そのものは、区民の方々にご参加いただくワークショップ形式を予定しております。このワークショップ開催において、フアシリテートや、まちの方々の提案やチャレンジしたいことのフアローアップなどを専門のコーディネーターに委託を行う予定です。

37ページ、38ページが業務委託の諮問事項になります。

ワークショップの開催に当たりまして、フアシリテーターを務める事業者が、会の進行上、どうしても参加者の区民の方々のお名前ですとかの個人情報に触れることになります。また、ワークショップ開催のときには、その様子の写真撮影を行って、アヤセ未来会議のホームページ等に掲載することも想定しておりますので、写真を撮ることについても、そこに個人の顔が写り込む。委託業務の中で、そういうものを取得することになりますので、今回諮問をさせていただくものがございます。なお、当然、写真撮影等をする場合においては、開催の都度、写り込みについて参加者の方々の意向を確認させていただ

きたいと思っております。

本委託の開催に当たっては、37 ページ～38 ページに記載をさせていただきました保護措置を取らせていただきます。別紙4に記載させていただいた個人情報の保護の規定ですとか、参加者がワークシヨツプ等の中で図らずもいろいろな個人情報を見聞きした場合においても、その活動中や活動が終わった後においても口外をしないようにというところで、参加者の方々に周知徹底を図ってまいりたいと考えているところです。

また、ワークシヨツプ自体は、1回限りではなくて、複数回行うことを予定しております。ワークシヨツプの回と回の間の期間は何かもしないというわけではなくて、ワークシヨツプの中でグループになった方々同士が、自分たちのやりたいことをこの期間で話し合うような機会もございます。そこにフアシリテーターが助言をしたりというところで、チャットツールをその間に使わせていただくことも想定しております。

38 ページの後段にチャットツール運用時の保護措置を記載させていただいております。最新の暗号化規格をすることでか、チャットツールについては ISO/IEC27001 の認証を取得することを前提とすることでか、チャットツールのアカウンツには二要素認証を取り入れて、本人でないところにアクセスできないようなものを使うというような想定をしております。具体的にチャットツールについては、Slack というものを使用することを今想定しているところでございます。委託については以上でございます。

もう2点、今回諮問させていただくのが、電子計算組織の記録が 39 ページ、40 ページに区以外のものとの外部結合ということが2点ございます。

39 ページの電子計算組織の記録、これは

アヤセ未来会議に参加していただく方々の参加者名簿を私たちがつくります。それを私たちのパソコンの中で管理をするということになりますので、区の電子計算組織の中に個人情報が入ることになるため、諮問させていただく内容です。

40 ページの区機関以外のものとの結合については、先ほど申し上げましたチャットツール、私たちもそのチャットの中には、実際に議論に参加することはないのですけれども、どんなやり取りがされているかというところを適宜見させていただこうと思っておりますので、そこに参加するための内容でございます。政策経営課が保有している庁内ネットワークに接続していないノートパソコンでインターネットに接続して、そのチャットツールのサイトにアクセスし参加するというような想定をしております。そのため区以外の機関の結合が発生しますので、諮問させていただくものでございます。大変簡単であります。私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問等ございましたらお願ひいたします。

○柿崎委員 まず 39 ページの右下、セキュリティ・保護対策のところですが、「委託業務終了から1年間保存した後に削除」ということになっているのですが、直ちに削除でなくともよろしいのでしょうか。

○伊東政策経営課長 一定期間、その業務終了の後に事業者とやり取りする場面がもしかしたらあるかもしれないというところで1年間ということにさせていただきます。また、仮に業務終了の時点で全く不要だということになれば、直ちに削除ということも、その時点ではまた考えたいと思います。

○柿崎委員 分かりました。

もう1点、教えてください。40ページのほうはチャットツールについての話だと思うのですが、業務委託終了後のチャットツール上の情報の扱いはどのようなのでしょうか。

○伊東政策経営課長 完全に削除をしてもらう予定でいます。そのページ自体を抹消するというか、サイト自体をなくすという想定でおります。

○柿崎委員 それは多分セキュリテイ・保護対策になると思いますので、右下のところに付け加えていただくほうがよろしいかなと思います。

○伊東政策経営課長 承知しました。ありがとうございます。

○柿崎委員 以上です。

○川合会長 その他の点いかがでしょうか。  
○植村委員 すみません。一応念のために確認なのですが、率直に申し上げて、もしも自分が参加者だったら、ちよつと拘束が多くて自由に議論しにくいなという印象を受けたのですけれども、恐らくその原因は2つで、1つは動画がこの中に入っていないということと、それからオンライン会議というものが想定されていないなという印象を受けたのですが、これはいずれもあえて想定していないということでしょうか。

○伊東政策経営課長 このワークショップをやるに当たって、参加者の方がオンラインで参加できるかどうかというところのご質問ということでしょうか。

○植村委員 そうですね。それ以外にも例えばチャットツール、Slackというのはパソコンしか使えない主にチャットツールになりまして、スマートフォンからは入りづらいのですよね。何というか、機器も非常に限定されたコミュニケーションがあえて選

択されているなという印象を受けたので、未来会議という名前にしては、失礼ですけども、ちよつと参加者としてはやりにくいだろうなという印象を受けたのは、皆さん分かっていてご指摘されないのも、そういう選択がされているので、あえてというところがあるのかもしれないけれども、仮に参加者の方が使いたいと思っても使えないかなということがちよつと心配になったのでお聞きしているということです。

○伊東政策経営課長 ご質問ありがとうございます。正直申し上げまして、オンラインでやるというところは現時点では想定していませんでした。というのも、ちよつとアナログかもしれないのですが、車座でお話し合う中で、表現はあれかもしれないですけども、話し合いの中の化学変化というか発想というところは、少人数でやることを想定していましたが、対面で今回はやらせていただきましたと思っていて、仮に参加者の中から Web の対面ということで声が盛り上がりつついけば、再度審議会にもご相談させていただいて、そういったものを入れていく可能性はゼロではないかもしれないのですけれども、今の時点では対面でするところを想定しています。

○植村委員 それは私もそうだなと思っていまして、対面の意義は非常にそのとおりだと思いますけれども、恐らく大きな対面の後の合間合間でオンラインとかを使いたくなると思うのです、絶対に。普通そうだと僕は思うのですけれども、それをあらかじめ申告されていないので、もう一回というのは何か二度手間だなと正直思ってしまったというだけです。すみません。それを後ほど申請されるといっているのであれば、それはそれで構わないです。

もう一つは、参加者の方が広告したい、自

分が配信したいと言ったときのルールというのは、ここで決まっているのかなというの少し気になりました。そこに關してはどういう形で整理されていくのか。恐らくこういうものに参加される方は、自分もSNS発信とかを非常にしている活発な方が多いと思いますので、そういう方々がどうやって発信していくのかに對するルールも、ここではまだ整理されていないのかなという印象を受けたので、それについて事前に整理されたほうがよいのではないか。また、その中でここに諮問をかける必要があることは、早めに諮問されたほうがよいのではないかと思つて申し上げます。

○伊東政策経営課長 ありがとうございます。発信する際、例えばその方がフェイスブックとかを持っていて、自分の今考えていることを発信する。個人情報に触れない、関りがないところを発信することは、制限するものではないと思つています。例えば自分が飲食店の卵みたいなのをやりたいみたいなこと自体は、発信することは止めないし、むしろ発信していただきたい。その中に具体的な、「どこどこの誰さんと一緒にやる。その方はどんな人でね」というような個人情報まで入ってくるのはまずい部分なので、明文化するかどうかというのは決めきれはいいなかつたのですけれども、どこかで個人情報に触れてしまうことがあるので、誰かの具体名を出すとか、知り得たことを具体的に書いてしまうことは個人情報に触れる可能性があるあるので、その部分については控えてくださいというのを都度都度私たちのほうからお伝えしていくというところを想定しています。

○植村委員 ありがとうございます。参加者の方がどれぐらい同意されるか分からないので、私もこのぐらいだったと思うのですけ

れども、参加者の方が自由度が高いことを望むのであれば、最初から同意を得てしまつて、全てオープンでやってもいいのかなとは思いました。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

○中村委員 37 ページ、38 ページの事業者に對する個人情報の保護措置について、8で「抜き打ち調査を実施します」と書かれていますけれども、具体的な調査項目ですとか調査方法、チェックシート、結果評価の方法という具体的なスキームはできていますでしょうか。今できていなくても、保護措置の実効性を担保していくために必要ですので、ぜひスキームをつくっていただいで実施していただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○伊東政策経営課長 ご意見ありがとうございます。正直その都度、抜き打ちのときに私たちのほうで疑念があるような部分があれば、そこを徹底的に見るということを考えているので、今の時点で形式的なチェックシートは用意しているわけではないのですけれども、例えば名簿の管理がどうなっているのかですとか、チャットの中で個人情報のやり取りがされていないのかどうか。仮にさそれている場面があつたときに、事業者がすぐに対応をすることができているかどうかというところを私どものほうで対応していきたいと思つているところです。ただ、どんなところでやるのかという整理は必要かと思ひますので、そこは私たちも当然やらせていただきたいと思ひます。

○中村委員 疑念が出てからでは多分遅いのかなと思ひますので、疑念が出る前にある程度の期間を持つて抜き打ちをするというのは、その疑念を抑止する効果があると思ひますので、ぜひそういう観点からも考えていただきたいと思ひます。

○伊東政策経営課長 ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますので、対応させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○川合会長 その他の点いかがでしょうか。  
○吉田委員 区議会の吉田です。

先ほど植村委員から参加者の方の発信の語があつたのですが、未来会議という語が出たときに、これはすばらしいなというふうにも思っていたのですが、例えば事業者さんのほうから何か発信をされるとか、区のほうからの発信をしていくという中であつて、どんなことをやられているのか区民の方にもお知らせしていく必要は大いにあると思うのですが、その中でのことというのも整理されていないような気がするのですが、あまりがちがちにしちやうと発信も何もできなくなるし、自身が分らない話になつちやうし、その辺というのはもう少し議論を重ねていただいて、発信については別個で考えていただいたほうがいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。  
○伊東政策経営課長 ご意見ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、ある意味自由闊達な意見の中でいろいろなものを出していくというところが趣旨なので、制約をかけ過ぎると、やはりそこはハードルにはなるだろうなと思つています。区民の方にも、いろいろなことが動いているねというところを実感してもらいたいなという思いは強いです。発信でどこまで縛るか。もちろん「具体的名前を出すとか」というのは当然NGです。よ」ということは言おうと思つているのですけれども、事前に私たちもうちよつと詰めて、どこまでのラインはNGなんですよ」といふところは、参加者の方にも実際にやるべきにお知らせできるような形は取っていただきたいと思えます。ご意見ありがとうございます。

ます。

○川合会長 その他の点いかがでしょうか。その他特にご意見等ないということでしたら、最初のほうに柿崎委員からのご指摘があつたセキュリティ・保護対策の点について1点加えるということ踏まえて、本件について承するということでしょうか。

「はい」と呼ぶ者あり」

○川合会長 ありがとうございます。特にご意見、ご異議ないということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございます。

【諮問第459号】新型コロナウイルス感染症患者管理システムの導入について

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思えます。3つ目の諮問になります。資料の46ページになります。諮問第459号「新型コロナウイルス感染症患者管理システムの導入について」でございます。

それでは、所管課よりご説明をお願いいたします。

○飯嶋感染症対策課長 足立保健所感染症対策課長の飯嶋です。どうぞよろしくお願ひいたします。

こちらにありますのは係長の濱田でございます。よろしくお願ひいたします。主査の木野瀬でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、今回の内容によりまして、ICT戦略推進対策担当の高橋課長にもご出席いただいております。よろしくお願ひいたします。説明は着座にてさせていただきます。新型コロナウイルス事業の概要でございます。

ウイルス感染症患者の管理は、感染症法に基づきまして、患者の健康観察や接触者の把握等の疫学調査、医療費公費負担事務等に必須となる業務でありまして、令和4年4月4日付の厚生労働省事務連絡よりシステム活用の推進を受けまして、政府による ISMAP の登録及び東京都での導入実績もあるサイボウズ株式会社の Kintone の導入を考えているところでございます。

今後の感染拡大に備えまして、安定した患者管理、効率的な事務の遂行を実現するためには、民間事業者には患者管理システムの開発を委託したい、そう考えているところでございます。

ページをおめくりください。47 ページです。足立区個人情報保護条例第 16 条に関するところでございます。業務委託の内容及び条件ですが、1、既に開発済みのパッケージシステムのカスタイズを委託いたします。2、区が現在保有する新型コロナウイルス感染症患者情報の新システムへの取り込み業務を委託いたします。3、稼働開始後の職員仕様端末については、文書パソコン (WindowsPC)、区リースのタブレットを使用いたします。

業務委託により取り扱う個人情報の項目につきましては、氏名、生年月日等、別紙 1 に参照のとおりでございます。

個人情報保護措置等につきましては、①～⑩までの表のとおりでございます。

ページをおめくりください。足立区個人情報保護条例第 21 条に関するところでございます。システム委員会につきましては、令和 4 年度承認済みとなっております。

稼働時期につきましては、導入開始を令和 4 年 8 月に考えております。

電子計算組織に記録を必要とする理由といたしましては、現在、足立区内の新型コ

ロナウイルス感染症登録患者数は約 7 万人ととなっております。そのため紙による管理ではなく、電子化すること。また、より安定的なシステム管理が必要となっているところでございます。

セキュリティ・保護対策につきましては、1、HER-SYS (新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム)、国のシステムでございますが、こちらから抽出した発生届データは、特定の職員しか利用できない所属ホルダーへ一時保存いたします。2、抽出した発生届データは、特定の区職員が新システムへデータ移行し、以降後は速やかに抽出データを削除いたします。3、抽出データの削除後は、係長級職員により削除完了のチェックをいたします。

ページをおめくりください。足立区個人情報保護条例第 22 条に関するものでございます。処理の概要・効果の 2 の効果をご覧ください。(1) 安定したシステムに患者情報を蓄積することで、安全なデータ保管が可能となります。必要ときは迅速にデータ利用が可能となることから、区民サービスの向上が期待できるものであります。(2) 庁内関係職員間で情報の共有が早く、正確になるため、初動やフォローの動きが早くなると考えております。

ページをおめくりください。別紙 1 は、個人情報の記録項目でございます。別紙 2 と別紙 3 については、システム構成等の概要でございます。

説明は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○佐々木委員 佐々木です。

ちょっと教えていただきたいのですけれども、今まで区はエクセル、それからアクセ

スで基本的には患者管理を行っておられた。それを今回サイボウズの Kintone で一元管理ということなのですけれども、今、東京都が「うちさば東京」で 50 歳以上の人に対してはセールスフオースで、それも入力して東京都へ送っているということがまだ続いているのでしょうか。

○飯嶋感染症対策課長 まだ続いておりません。

○佐々木委員 そうすると、結局一元管理といっても、Kintone というシステムとセールスフオースというシステムが同時並行で動いているということになるのですかね。

○飯嶋感染症対策課長 おっしゃるとおりでございます。東京都の保健所でも、おっしゃるとおり、同様の体制となっております。

○佐々木委員 東京都が例えば Kintone あたりにより元化するということはできないのかなというふうにも思うのですけれども、幾つものいわゆるシステムが立ち上がっていて、それをそれぞれに入力していくという作業自体が非常に煩雑で、ミスも起こりやすいような気がするのですけれども、どうなのでしょう。これは区に言ってもしょうがないのですかね。

○濱田事業調整係長 感染症対策課事業調整係長の濱田と申します。よろしくお願ひいたします。

今、並走しているシステムとしては、国が提供する HER-SYS という仕組みと、これから導入を予定している Kintone という仕組みと、あとはおっしゃるようにはセールスフオースが 3 つ並走している形になっております。それぞれの仕組みに対して 1 件 1 件入力するという仕様をとってきたのですけれども、今後の感染拡大を想定して、セールスフオースにも一括入力システムというのが新しく実装されました。なので、今、足立区のほう

でも調整中ではあるのですが、CSV フォアイルで入力に必要なデータを吐き出すことによつて、その CSV のフォアイルからセールスフオースに一括で登録できるように並走することによつて、システムとしては並走するのですけれども、効率的には悪くならないというような体制は取ることが可能な体制になる予定です。

○佐々木委員 第 6 波のときに、保健所の業務が患者さんのいわゆる管理というか、そういうところではなくて、他部署から人員を引き抜いて結局セールスフオースへの入力を黙々とやっているみたいな、非常に本末転倒な感じの事象が起きていたなというふうに思うのですけれども、今 CSV ではほぼインポートできるということ、これは Kintone も同じです。この表から見ると。

○濱田事業調整係長 おっしゃるとおりです。

○佐々木委員 100%自動入力できるという形になるのでしょうか。結局、手入力すると間違いが起るとか、そういうたことがあると思うのですけれども、そういうたことは大丈夫なのでしょうか。

○濱田事業調整係長 まず HER-SYS から区 of データベースとして導入を予定している Kintone へは、同じように CSV で一括で全データを登録できる仕組みを想定しています。かつセールスフオースについても、対象者の入力については全データを一括して CSV で登録できる。基本的には手入力を排除しようという形でシステムは構築する予定です。

○佐々木委員 基本的に HER-SYS の元データからきちつと入力できれば、かなり省力化できると思いますし、間違いも防げると思いますので、そういうことであれば、大分落ち着いてきたとはいっても次の波が起るかもしれないし、保健所が患者さんに対す

る様々なサポートということに注力できるのだろうというふうには思いますので。このクラウドシステム自体の、私はテレビ等の宣伝で、舩斗雲に乗った宣伝しか見ていないのですけれども、基本的には非常にしつかりした会社さんのデータシステムという理解でよろしいですよ。

○高橋 ICT 戦略推進担当課長 ICT 戦略推進担当課長の高橋からお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、CMだとすごく緩い感じにやられていますけれども、すごく柔軟なプラットフォームであることをCMではうたっておりまして、今回ですと感染症対策で使えたり、ほかの業務でも使えるような柔軟なツールであるとともに、セキュリティの面はサイボウズがしっかりと担保しておりますので、そこはご安心いただけると思っております。

○佐々木委員 最後に、HER-SYS というのは厚労省がつくったシステムなので、非常にがっちりガードが固くて、そこからデータを呼び込むというのは結構ハードルが高かったので、ICT課長が最初は結構苦労されたというふうに聞いているのですけれども、そこら辺は基本的には国も了承しながら、そういうデータは移行できるという認識でよろしいですよ。

○高橋 ICT 戦略推進担当課長 おっしゃるとおりです。

○佐々木委員 結構です。

○川合会長 その他の点いかがでしょうか。  
○柿崎委員 すみません。中身の話ではなくて些細なところなのですけれども、47 ページの右側の個人情報保護措置等のところで「③AES 暗号化 (512bit)」と書かれていますのですが、AES には 512bit はないと思うので、何かと混同していると思うのですが。

○高橋 ICT 戦略推進担当課長 すみせん。256 かもしれないです。

○柿崎委員 そうですよ。

あと、ついでなので、その 1 個上に「SSL 通信により暗号化」というのが書かれています、気持ちはよく分かるのですけれども、SSL は今使われなくなっていて TLS になっていると思いますので、併せて修正いただければと思います。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

その他のいかがでしょうか。

○宮崎委員 ちよつとお聞きしたいのですけれども、このデータは一生保存されるのですか。保存期間というのはどうなっているのでしょうか。

○濱田事業調整係長 感染症法的には、患者がいわゆる回復してから保存期間については 5 年という形にはなっております。

○宮崎委員 感染して治って 5 年たてば、そのデータは人力によって削除されるという形なのですね。

このデータ自体は、各病院とかそういったところにも全部流れるような形になっているのですか。

○濱田事業調整係長 足立区で保存しているデータについては、各医療機関等に情報提供をすることはあります。医療機関は HER-SYS という国の仕組みを持って、感染者であるというふうに医師が診断したデータについては医療機関から届出をされて、その届け出られたデータを基に足立保健所がその患者様に対して疫学調査等を行って、そのデータの中に蓄積していくというようなどころになつておりますが、一部その患者さんが入院する場合ですか医療にかかるところについては、その医療機関と情報を共有して治療に役立てるといったことは行っております。

○宮崎委員 分かりました。

○中村委員 48ページと49ページのセキュリティ・保護対策について、ちょっとお聞きします。

48 ページにつきましては、特定の職員しか利用できない、あるいは特定の区職員が新システムへ移行し削除、3番目の係長級職員により削除。49 ページの区の運用面でも同じなのですが、職員がセキュリティ・保護対策を行うということがメインに書かれておりまして、内部管理体制の問題として、管理者のチェックというのが必要になってくるかと思えますので、その点をきっちりルール化していただいて、セキュリティ・保護対策の実施状況を管理責任者がチェックしていくというルールを決めていくことが必要かと思えますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

○濱田事業調整係長 ご指摘ありがとうございます。

○川合会長 その他の点いかがでしょうか。その他特にご意見ないということでしたら、本件については了承することであると思います。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。特にご意見、ご異議ないということですので、了承することしたいと思います。ありがとうございます。

【諮問第460号】人材派遣（新型コロナウイルス感染症患者の管理業務）

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思います。

○飯嶋感染症対策課長 では、次の諮問第

460号をお願いいたします。

まず事業の概要でございます。本件は諮問第370号「人材派遣（新型コロナウイルス感染症に係る電話相談業務）」に電子計算機を使用した入力、確認業務等の事務処理を追加するものでございます。

今後の感染拡大や対応の長期化に備えまして、迅速かつ安定的な患者対応を可能とするために、緊急時に派遣職員による入力作業、データや書類等の確認作業を行うことができる体制を整備するものとしております。

追加する業務内容でございますが、人材派遣契約（想定人数20人）といたしまして、1、システム入力業務、2、通知書発行業務、3、PCR検査受付業務を考慮しております。

ページをおめくりください。足立区個人情報保護条例第16条に関するものでございます。業務委託の内容及び条件の2の条件をご覧ください。事業者がプライバシーマークまたはISO27001の認証を受けていることを契約の要件といたします。派遣される職員には、区の職員と同等レベルの研修を受講していただくこととします。

業務委託を必要とする理由といたしましては、第6波を超える感染拡大が起きた際には、従来の増員体制では限界があります。そういった中、外部委託の活用により保健所体制を整備するよう、厚生労働省から事務連絡があったことも受けまして、迅速かつ安定的に人員を確保するため、緊急時の対応として事務作業においても人材派遣を導入するものでございます。

業務委託により取り扱う個人情報の項目といたしましては、氏名、生年月日等、別紙1参照のとおりでございます。

個人情報の保護措置等につきましては、区から事業者に対する個人情報の保護措置等といたしまして、1は先ほど申しましたプラ

イバシューワークまたは ISO27001。2、事業者及び派遣職員に対し全員に研修を行い、個人情報取扱いに係る誓約書、こちらは別紙3-1、3-2のとおりでございますが、その他の提出を求めます。3、相談記録、その他全ての個人情報記載された書類、写しを含めまして、その作業は鍵のかかる執務室で行い、持ち出さない。また、業務終了時には区の責任者が鍵のかかるキヤビネットに保管いたします。4、区の端末で実施する際には、必ず職員の監督下において、鍵のかかる執務室で行いまして、業務終了時に区責任者が端末を回収し、所定の保管場所に格納いたします。5、作業場所における派遣職員は手荷物持込みを制限いたしまして、手荷物については所定の保管場所に格納いたします。

ページをおめくりください。別紙1が個人情報の記録項目でございます。

ページをおめくりください。56ページ、別紙2は新型コロナウイルスに係る電話相談業務情報セキュリティ対策についてまとめたものでございます。

ページをおめくりください。57、58ページにつきまして、別紙3-1、3-2ということで、それぞれ会社側と個人に対する誓約書でございます。

説明は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○ぬかが委員 ぬかがです。

53 ページのところなのですけれども、個人情報保護条例の第16条に記載しているのは業務の委託ということなわけですけれども、人材派遣、いわゆる派遣と業務委託って全く違うじゃないですか。これ、「業務の委託（人材派遣）」となっているのですけれど

も、どういうことなのか、ちよつと教えてください。

○飯嶋感染症対策課長 こちらは業務につきまして、内容としてはシステム入力業務や通知書発行業務、またPCR検査の受付業務というところなのですが、この業務を行うに当たりまして、人材派遣会社に人材を派遣していただきまして、その中で業務を行っていく。そういった形で行うものでございます。

○ぬかが委員 じゃなくて、人材派遣で派遣社員を送ってもらって業務をやるということと業務委託という形態は、法体系としては全く別なわけですよ。どちらなのでしょうかと、まず聞いています。

○飯嶋感染症対策課長 どちらかというところでございましたら、これは人材派遣でございます。

○山根区政情報課長 区政情報課長になります。

条例の16条になりますけれども、こちらについては業務委託の本身だけではなくて、派遣についてもこの項目で審問をさせていただけのような形という取扱いになっておりますので、今課長からご説明させていただきました、人材派遣がメインになります。委託というくくりで書いてあるということで決まれないという形になりますので、ご理解いただければと思います。

○ぬかが委員 確認させていただきませけれども、いわゆる法体系で言う業務委託、いわゆる請負ということになるのですけれども、という形態ではなくて、人材派遣ということであくまでもやるということによるしいでしようか。

○飯嶋感染症対策課長 おつしやるのとおりでございます。

○ぬかが委員 それによつて誰に指揮命令を受けるかとか、その関係も全く変わって

るので、そこだけ確認を……。

○飯嶋感染症対策課長 委員おっしゃるとおりでございます。いわゆる人材派遣の形で指揮命令系統のほうも行つてまいります。○ぬかが委員 分かりました。

○川合会長 ありがとうございます。

その他の点いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

では、ほかにご意見等ないということでしたら、本件については了承することです。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。特にご意見、ご異議ないということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございます。

【諮問第461号】世論調査（小規模調査）の実施について

＜審議会意見＞

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思います。諮問資料の59ページになります。諮問第461号「世論調査（小規模調査）の実施について」でございます。

所管課からご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 改めまして、区政情報課長の山根でございます。

隣におりますのは担当係長の小林になります。

ご説明は着座でさせていただきます。よろしく願います。

それでは、早速ですが、ご説明させていただきます。毎年ですけれども、世論調査を50回以上、区としては行っておりますが、それと調査の手法としては若干少なめの数というところでいきます。小規模調査という形を企

面して実施してまいりたいと考えております。今まで小規模調査につきましては、区政モニターという制度で50回程度行ってきたものですけれども、公募による事前登録の形で行っていた制度がございます。こちらも制度としては残しつつ、世論調査のデータを住基データから規模としては500名程度を無作為抽出で抽出いたしました。その方々に別紙で後ほどご説明させていただきます。ようなアンケートシートをお配りさせていただきます。こちらのほうには個人情報記載らない形で収集をして調査に役立てたいというものでございます。

調査対象者の抽出条件等につきましては、こちらの概要に記載のとおりでございます。居住地域ですとか年齢、性別、続柄など、抽出条件については調査の身に対応した形で行つていくような予定でございます。

調査の対象者につきましては、最後になりますが、500名程度で考えております。無作為抽出ですので、返答していただけるのが大体30～40%程度を見込んでおりますので、調査としては大体200人ぐらい取れるような形というふうに考えておるところでございます。

実施回数は年間4回ぐらい、テーマを絞り込みまして、このような調査を実施してまいりたいと思っております。

こちらにつきましては、今回、目的外利用ということになります。住民基本登録台帳法上の目的外利用という形で調査を行うものになります。

1枚おめくりいただきまして、保護対策につきましては、60ページに記載をさせていただきます。宛名シールに無作為抽出されました方の名前等につきまして記録をいたしますけれども、こちらの中身については、紙の調査票とオンラインでの受付を行う

予定でありますので、重複がないような形について整理番号で管理をしてまいる予定でございます。

宛名シールの出力と貼付につきましては、調査書類の封入等も含めまして、こちらは個人情報がありますので、我々として区職員の庁舎内で行う形で計画を進めております。

調査票の発送についても、区の職員から発送するという形でございます。

また、返送された調査票についても、施錠ができるキヤビネットでの保管をするという形で、厳重に保管をしていきたいと思っております。

61 ページに、流れということで、こちらのプロセスを記載させていただいております。特に見ていただきたいところが、個人情報を含む部分が、グレーの④、⑤、⑥がそのような形になっている場所だと思えますけれども、こちらにつきましては庁舎内で行う形で、分析等につきましても、データだけを調査会社にお渡しして分析をしていただく予定でございます。

62 ページ以降は、区政モニターを例にしまして、調査票のイメージが湧くような形で設けさせていただいております。

62 ページが、整理番号を入れまして個人情報がかかれぬような形にすることと、回答フォームは、QRコードで読み込んでいただく、オンラインでも答えていただくようにしたいと思っております。オンラインの回答につきましては、区のシステムの中で回答していただくような形になりますので、データとしては区のシステムの中に直接書き込んでいただくという形で考えておるところでございます。

私からの説明は以上になります。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○吉田委員 1点だけ確認です。先ほど委託事業者さんにデータの分析をお願いする際に、課長のほうから「データだけを」というふうにあったのですけれども、60 ページの説明でも、例えば個人情報省いたデータということはどういうことかという点でよろしいのでしょうか。

○山根区政情報課長 私どものほうで預かるデータが個人情報がないというデータ、アンケートで答えていただいたデータしかないような形になりますので、そのデータだけを事業者さんにお渡しして分析していただく予定でございます。

○吉田委員 分かりました。

○ぬかが委員 すみません、1点だけ。これは例示ですよね。参考ということだったと思うのですが、この最後のページに自由記載欄があつて、こういうところの回答の取扱いはどうなるのか。そして自由記載欄を設けると、人によってはかなりセンシティブというか、個人的な話も書かれる。私たちもアンケートをやっているのですけれども、そうなのですよ。そうすると、そこも含めて扱いはどうなのかというのを伺いたいです。

○山根区政情報課長 こちらの自由意見欄は、極力アンケートとかモニターでも設けるようにして、いろいろ記載していただくとか、参考になるということとしております。ただ、集まった段階で、担当職員のほうで内容を確認させていただいた上で、こちらの中身について今委員がおっしゃられたような形の危惧があるような情報については、こちらの方で削除をしたりという形でまとめようという形にしたいと思います。

○川合会長 その他の点いかがでしょうか。

——特にその他よろしいでしょうか。

特にご意見等ないということでしたら、本件については了承するということですのでよろしいでしょうか。

ます。本日も協力いただきまして誠にありがとうございます。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。特にご意見、ご異議ないということですので、本件については了承することとしたいと思います。

ありがとうございます。

#### (5) 閉会

○川合会長 これでは本日予定されていた案件は全て終了ということとなります。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、事務局より連絡事項等ございましたらお願いいたします。

○山根区政情報課長 委員の皆様方、それぞれの立場から長時間ご議論いただきましてありがとうございます。

事務局から連絡事項が3点ございます。

駐車場をご利用の委員の方々におかれましては、駐車券を用意しておりますので、職員にお申しつけいただければと思います。

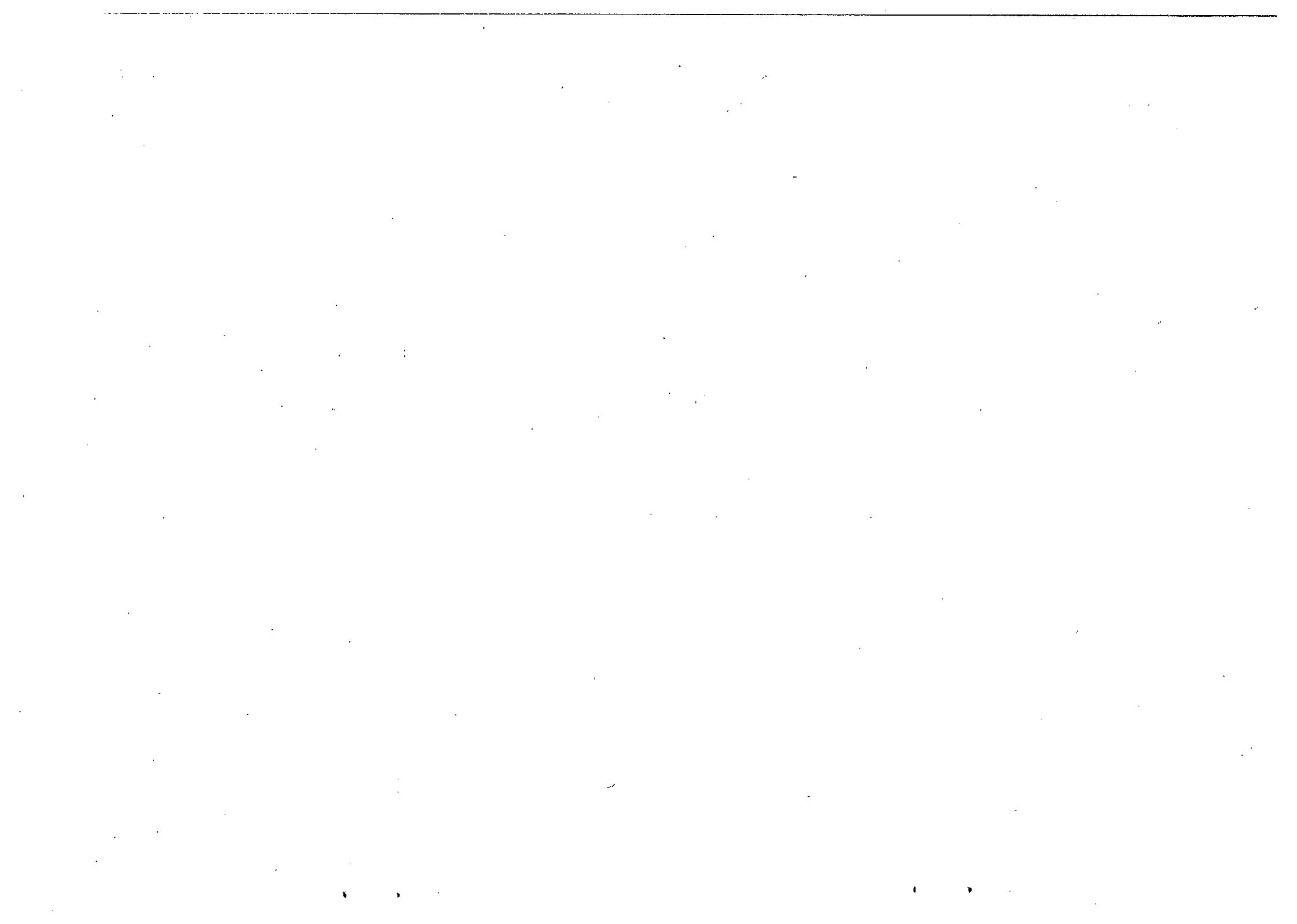
それから次回の審議会の日程でございますが、開催日が決まり次第、別途通知をさせていただきますので、よろしく願います。

小委員会の皆様におかれましては、これから小委員会を開催させていただきたいと思っておりますので、この場でお待ちいただければと思いますので、よろしく願います。

連絡事項は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他特段ないということでしたら、本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきます。



足立区3歳児健診対象者 約4,500人  
 精密健診対象者 約450人

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件 [3歳児健康診査で新たに導入する視覚屈折検査結果のシステム入力について]

所管部課係 衛生部 保健予防課 保健予防係

事業の概要

1 視覚屈折検査を導入する理由

3歳児健康診査では、家庭での視力検査を併用し、目の疾病及び異常の有無について確認することとされている。特に乳幼児の弱視等は、早期発見することにより就学前の治療が可能である。今回導入する屈折検査は、片眼性の弱視等を検出するのに有用であることから、当区においても令和4年10月から導入することとなった(別紙1-1、1-2)。

なお、3歳児健康診査における屈折検査導入については、厚生労働省から体制の整備について通知が発出されている(別紙2)。

2 システムの変更内容

検査の追加に伴い、現在3歳児健康診査結果を管理している保健衛生システムに、屈折検査等の結果とその後の精密健診結果を管理項目として追加する(別紙3-1、3-2、3-3、3-4)。

3 他区の実施例

屈折検査を先行実施している練馬区や千代田区の例によると、健診受診者の1割程度が異常ありと判断されて、医療機関で精密健診を受けている。

諮問事項

	項目	条例	備考
1	電子計算組織に記録すること及びその記録項目	個人情報保護条例第21条第2項	
2			
3			

報告事項

	項目	条例	備考
1			
2			
3			

<条例第21条関連> <個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

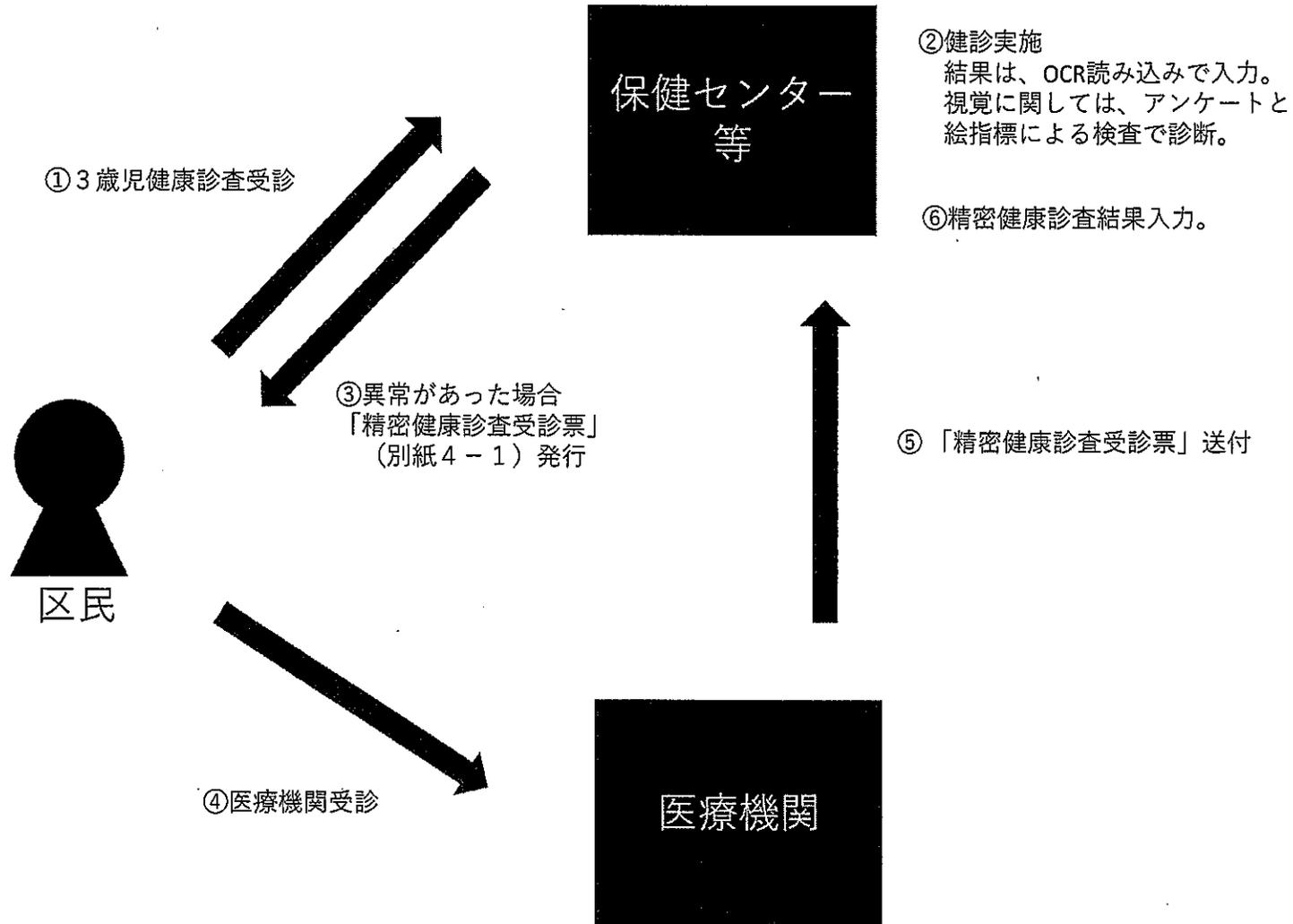
所管部課係 衛生部 保健予防課 保健予防係

\*必ず「諮問事項」となります

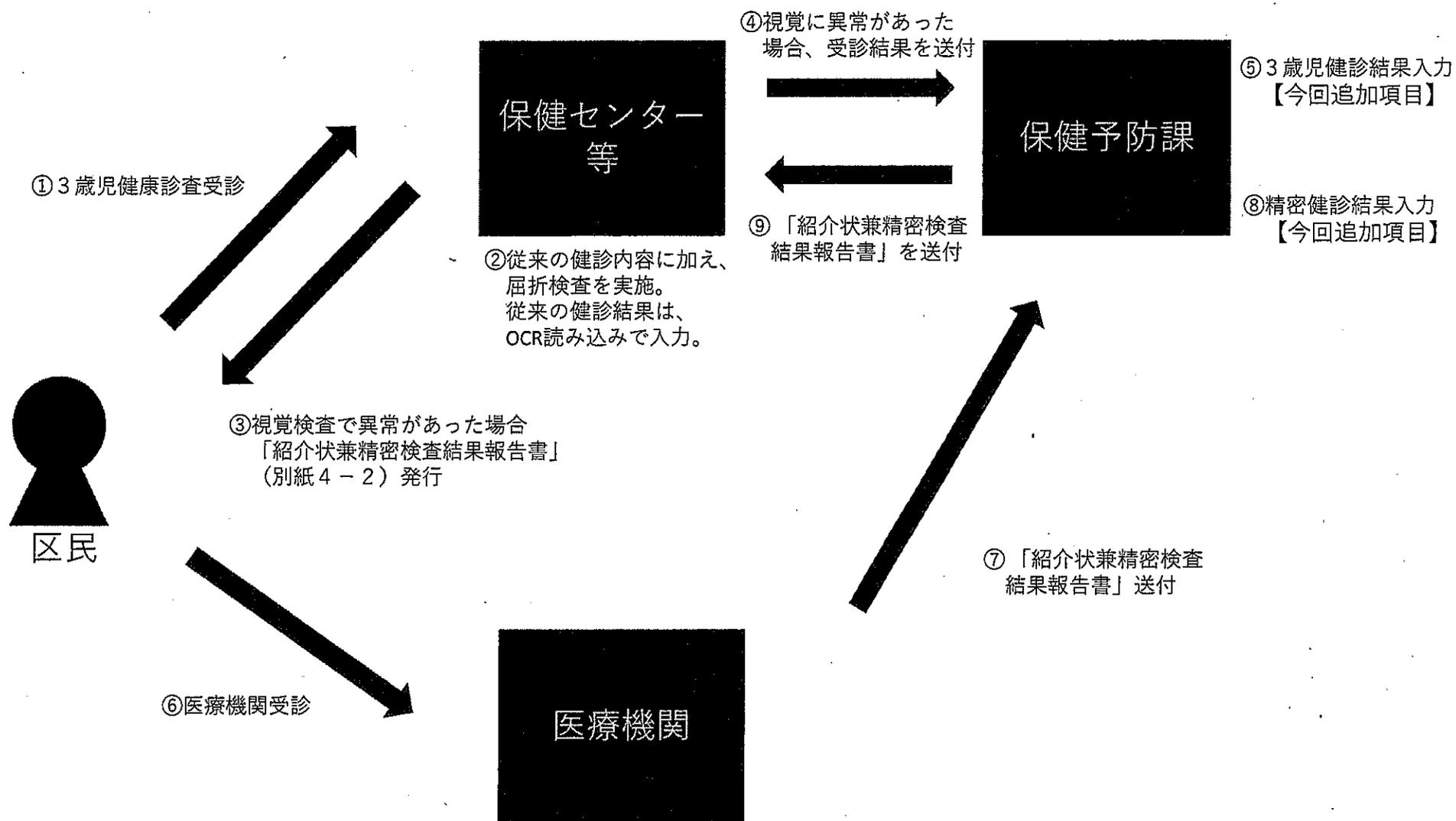
項目	電子計算組織に記録すること及びその記録項目	足立区個人情報保護条例第21条
記録する個人情報		利用目的
1	3歳児健康診査 視覚アンケート	検査結果を把握し、適切な保健指導に活用するため。
2	3歳児健康診査 視力検査	
3	3歳児健康診査 屈折検査	
4	3歳児健康診査 眼位異常	
5	3歳児精密健診 屈折異常	
6	3歳児精密健診 弱視	
7	3歳児精密健診 斜視	
8	3歳児精密健診 総合判定	
9		
10		
11		
12		
システム委員会	保守範囲内の改修のため不要	
適用申請		
稼動時期	令和4年10月1日～	

<p>電子計算組織に記録を必要とする理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健診結果をシステムに入力することにより、保健衛生システムの利用者が検査結果を共有することができる。</li> <li>2 統計作業や分析等を簡単に行うことができる。</li> </ol>
<p>処理の概要・効果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中央本町地域・保健総合支援課と各保健センター（以下、「保健センター等」とする）で実施する3歳児健康診査で、視覚に異常のあった者について「紹介状兼精密検査結果報告書」（別紙4-2）を発行する。</li> <li>2 保健予防課において、保健センター等および医療機関からの検査結果を、保健衛生システムに入力する。</li> <li>3 結果入力後、「紹介状兼精密検査結果報告書」を対象者の管轄の保健センター等に送付し、保管する。</li> </ol>
<p>セキュリティ・保護対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健衛生システムは、外部ネットワークから独立した基幹系ネットワークで運用されている。</li> <li>2 端末の使用には、二要素（職員カードとパスワード）認証が必要な仕組みを導入している。</li> <li>3 システムの入力作業は、保健予防課の職員のみが行う。</li> </ol>

# 【令和4年9月まで】3歳児健康診査における視覚検査の流れ



# 【令和4年10月以降】3歳児健康診査における視覚検査の流れ



事務連絡  
令和4年2月28日

都道府県  
市町村  
特別区  
母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

### 3歳児健診の視覚検査に関する体制整備について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

市町村が実施する3歳児健康診査においては、家庭での視力検査を併用して、眼の疾病及び異常の有無についても確認することとされています。乳幼児の弱視等は早期発見することで治療が可能であり、屈折検査は、片眼性の弱視等を検出するのに有用であることから、令和4年度予算案において、別添1のとおり、市町村が屈折検査機器等の整備を行う際に活用可能な補助事業（母子保健対策強化事業）を創設しております。

市町村が屈折検査機器を導入する際には、屈折検査機器の基準値の設定や精度管理、家庭での視力検査から健診会場での二次検査、眼科医療機関における精密検査等の一連の視覚検査体制について、地域の医療関係団体との連携が重要となります。

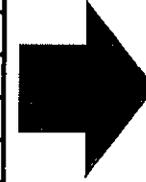
厚生労働省としても、別添2の通り、「3歳児健診の視覚検査に関する体制整備への協力について」（令和4年2月28日事務連絡）のとおり、協力依頼をしております。各自治体におかれましては、関係団体等と連携のうえ、地域の実情の応じた視覚検査の体制整備にご協力いただけますようお願い申し上げます。

なお、来年度、厚生労働省において、地方自治体における視覚検査の好事例等についての調査を行う予定であることを申し添えます。

### 3歳児健康診査入力 管理項目

現在

項目	結果
目	異常なし
	既医療
	要経過観察
	要精密検査
	その他
要経過観察（か月後）	



10月以降

項目	結果
目	異常なし
	既医療
	要経過観察
	要精密検査
	その他
要経過観察（か月後）	

項目	結果
アンケート	該当なし
	該当あり
視力検査 右	4/4
	3/4
	2/4
	1/4
	0/4
	測定不可
視力検査 左	4/4
	3/4
	2/4
	1/4
	0/4
	測定不可
屈折検査	異常あり
	異常なし
	測定不可
眼位異常	異常あり
	異常なし
	測定不可
その他	自由入力

- アンケート
  - ・該当なし
  - ・該当あり
- 視力検査
 

右	・ 4/4	左	・ 4/4
	・ 3/4		・ 3/4
	・ 2/4		・ 2/4
	・ 1/4		・ 1/4
	・ 0/4		・ 0/4
	・ 測定不可		・ 測定不可
- 屈折検査
  - ・ 異常あり
  - ・ 異常なし
  - ・ 測定不可
- 眼位異常
  - ・ 異常なし
  - ・ 異常あり
  - ・ 疑い
- その他 (自由入力)

WEL-MOTHER 8.1 各種

3歳児健診入力

検索

整理番号 [ ] カナ氏名 [ ] 生年月日 [ ] 性別 全部 電話番号 [ ] 町名称 [ ] 番地 [ ]

校番 [ ] 小校番 [ ]

母子手帳番号 令和04年度 [ ] 検索方法 部分一致

実施主体 中央本町地域 年度 令和04年度 月 5月 実施日 令和04年5月24日 (12:00):中央4

受付番号 [ ] 受付番号 - 抽出日 令和04年1月4日 健診予定日 令和04年2月16日

発送日 令和04年1月4日 通知方法 送付 印刷区分 未 印刷日 [ ]

出力区分 未 出力日 [ ]

受診区分 受診

総合判定 異常なし【国:異】 健診後の事後指導 [ ] 連絡事項内訳 [ ] 精健票発行 [ ]

受診支所 中央本町地域・B

未受診理由内容 [ ]

出生情報

出生時情報採録日 [ ]

体重 [ 3202 ] g 身長 [ 50.0 ] cm 胸囲 [ 34.0 ] cm 頭囲 [ 34.5 ] cm カウプ [ 12.8 ]

パーセントイル [ ]

保育者 [ ] 在胎週数 [ 38 ] 週 [ 3 ] 日

今回計測値

体重 [ 16.2 ] kg 身長 [ 97.4 ] cm 胸囲 [ ] cm 頭囲 [ 60.0 ] cm カウプ [ 18.02 ]

パーセントイル [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]

尿蛋白 [ ] 尿糖 [ ] 後日検査 [ ]

目 異常なし 要経過観察(か月後) [ ]

耳 異常なし 要経過観察(か月後) [ ]

舌のすわり 異常なし 指のすわり左 異常なし 所見 特になし

一時的指導 [ ] 要経過観察 [ ]

加療中 [ ] 治療履歴 [ ]

精健票発行所見 [ ] 紹介状発行所見 [ ]

要精密 [ ]

地区担保フォロー [ ]

保健師個別相談 [ ]

心理フォロー [ ]

栄養士個別相談 [ ]

Mフォロー [ ]

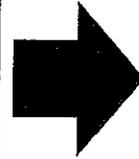
フォロー

保存 印刷 印刷範囲 閉じる

### 3歳児健康診査入力 管理項目

現在

項目	結果
精健票発行日	
精健理由	目
登録日	
受診区分	未受診 受診
受診日	
総合判定	異常なし 要経過観察 要医療

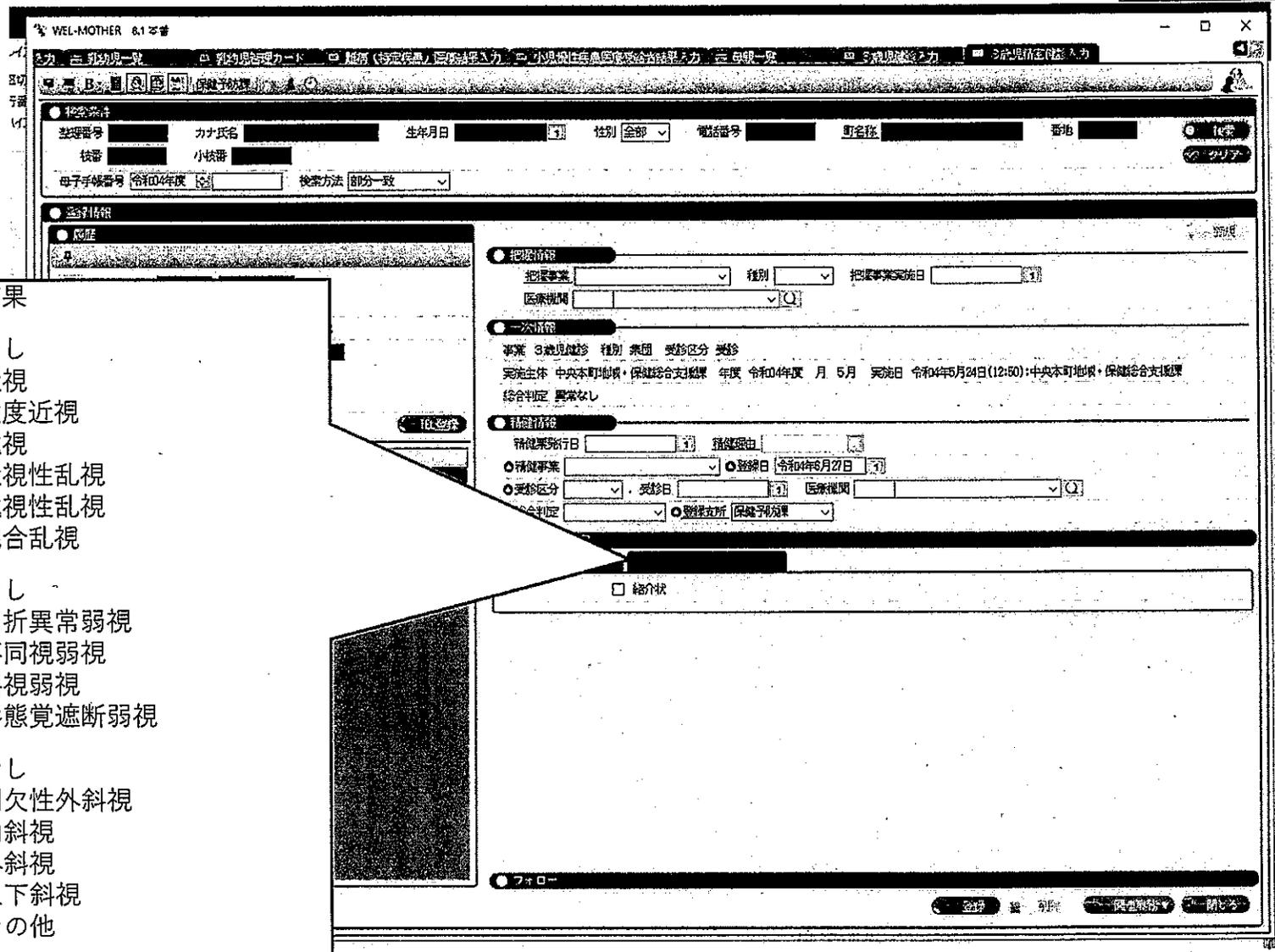


10月以降

項目	結果
精健票発行日	
精健理由	目
登録日	
受診区分	未受診 受診
受診日	
総合判定	異常なし 要経過観察 要医療

#### ●眼科精密健診結果

項目	結果
屈折異常	なし
	近視
	強度近視
	近視性乱視
	遠視性乱視
	混合乱視
弱視	なし
	屈折異常弱視
	不同視弱視
	斜視弱視
	形態覚遮断弱視
斜視	なし
	間欠性外斜視
	内斜視
	外斜視
	上下斜視
	その他
総合判定	異常なし
	要経過観察
	要治療（当院治療）
	要治療（高度専門病院紹介）
その他	自由入力



- 眼科精密検査結果**
- 屈折異常
    - ・なし
    - ・近視
    - ・強度近視
    - ・遠視
    - ・近視性乱視
    - ・遠視性乱視
    - ・混合乱視
  - 弱視
    - ・なし
    - ・屈折異常弱視
    - ・不同視弱視
    - ・斜視弱視
    - ・形態覚遮断弱視
  - 斜視
    - ・なし
    - ・間欠性外斜視
    - ・内斜視
    - ・外斜視
    - ・上下斜視
    - ・その他
  - 総合判定
    - ・異常なし
    - ・要経過観察
    - ・要治療（当院治療）
    - ・要治療（高度専門病院紹介）
  - その他（自由入力）

精密健康診査受診票 (3歳児視力用)

(甲・医療機関依頼用)

視

負担者番号	8	7	1	3	6	種別	該当するものに○をすること 妊婦 1歳6か月児 3歳児	
受給者番号	5							×
フリガナ							男・女	平成 年 月 日生
受診者氏名								
フリガナ							保険の記号	番号
保護者氏名							保険の種別	協会(1)・船員(2)・日雇(3)・組合(4)・共済(5)・国保(6)退職被保険者
保険者番号								
保険者名称								
居住地							電話 ( )	
初診有効期間	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日	まで				
依頼要旨	1 視力低下の疑い 2 斜視の疑い 3 他 ( )							
	3歳児視力検診(絵視標検査) 結果は(右 / 4 左 / 4)でした。							
	よるしくお願い申し上げます。弱視が発見された場合には、種類を御記入願います。							
上記の者の精密健康診査を依頼します。								
平成 年 月 日 殿 長 印								
医 師								
所 見 又 は 今 後 の 処 置								
診 断								
弱 視	無 ・ 有 (不同視弱視・斜視弱視・屈折弱視・他 )							
指 示	特になし・家庭にて経過観察・通院にて経過観察・要治療 ( )							
その他	精密健康診査の結果は上記のとおりです。							
平成 年 月 日 医療機関名 担当医師名 印								

<保護者の方へ>

- 精密健康診査を受けるときは、この受診票と健康保険証を紹介された医療機関にお渡しください。
- この受診票で、診断の確定のために必要な検査(入院を要する検査を除く。)を受診できます。本人の自己負担はありません。(この受診票は、診断の確定まで有効です。)
- 受診票交付日から1か月以内に初診を受けてください。1か月以内に初診を受けない場合は、受診前に交付元にご連絡ください。特記欄

<医療機関へのお問い合わせ>

- この票の乙(結果通知用)は、直接又は受診者を通じて、上記依頼者まで御返送ください。
- 診療報酬明細書により、国民健康保険分は東京都国民健康保険団体会連合会に、社会保険分は社会保険診療報酬支払基金東京支部に請求してください。
- この受診票は、診断の確定まで有効です。

新

3歳児健康診査(眼科) 紹介状兼精密検査結果報告書

別紙4-2

<足立区 様式1>

①センター控

医療機関名

担当医様

下記の方について、3歳児健康診査で実施しました視覚検査において、以下の所見を認めました。つきましては、精密検査を実施のうえ、結果をご報告をいただきたくお願い申し上げます。

(フリガナ) 受診者氏名		生年月日	年 月 日
住所 電話番号	足立区 電話番号	在胎週数	週、出生体重 g

<3歳児健康診査 月 日実施>

視覚検査結果	1 視覚アソケート	a 異常なし	b 異常あり
	2 視力検査	a 異常なし	b 異常あり(右眼) /4・左眼 /4) c 測定不可
	3 屈折検査	a 異常なし	b 異常あり(添付の通り) c 測定不可
	4 眼位異常	a なし	b あり c 疑い( )

中央本町地域・保健総合支援課  
( ) 保健センター  
医師名

以下、ご記入をお願いいたします。

<精密検査結果>

診断名	1 屈折異常	a 近視	b 強度近視	c 遠視	d 近視性乱視	e 遠視性乱視	f 混合乱視
	2 弱視 (右/左)	a 屈折異常弱視	b 不同視弱視	c 斜視弱視	d 形態覚遮断弱視		
	3 斜視 (右/左)	a 間欠性外斜視	b 内斜視	c 外斜視	d 上下斜視	e その他	
	4 その他 ( )						
診察所見	視力 評価法	ランドルト環・その他 (絵・ドットカード)	調節麻痺下屈折値 (実施・未実施)				
	右=	裸眼視力 ( )	矯正視力 ( )				
	左=	( )	( )				
	測定不能	右	左				
	外眼部	(異常なし・異常あり)					
	前眼部	(異常なし・異常あり)					
	中間透光体	(異常なし・異常あり)					
	眼底	(異常なし・異常あり)					
総合判定	1 異常なし	2 要経過観察	3 要治療	<input type="checkbox"/> 当院で治療	<input type="checkbox"/> 高度専門病院紹介	紹介先 ( )	

右(OD)			SE		
DS	DC	Axis			

左(OS)			SE		
DS	DC	Axis			

受診年月日 年 月 日 医療機関名  
医師名

\* 医療機関の方へ：この用紙に結果をご記入いただき、同封の返信用封筒で②区送付分の返送をお願いいたします。



足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件 [足立区外へ向けたシティプロモーション支援業務委託]

所管部課係 政策経営部 シティプロモーション課 プロモーション係

事業の概要 (別紙1参照)

本区では、「足立区を自慢できる、誇れるまちへと進化させる」ことを目的に、足立区独自のシティプロモーションを進めてきた。

近年では、様々な課題に対して、全庁を挙げて取り組んだ成果が表れはじめ、その成果を区民に「伝わる」かたちで発信することにより、足立区民のまちに対する気持ちにも変化が表れてきている。

一方、区外から持たれている足立区のマイナスイメージ払しょくは足立区の課題であり、現在の区の姿やその魅力を区外に向けて発信していくことが必要である。

このため、「マイナスイメージ」から「プラスイメージ」への転換を図り、「区外から選ばれ」「区民がさらに誇れるまちとなる」ことを最終目標に、足立区外からの評価を高める広報・メディア戦略を構築し、令和5年度から本格実施する。

当事業において、令和5年度から令和7年度までの実施する区外に向けた広報・メディア戦略の作成と、その戦略を作成するための区民や企業・団体、区職員計10名程度へのヒアリング、1班7名程度4班で2回にわたって行うワークショップの実施などを委託する。

また、ヒアリング対象者・ワークショップ参加者が直接参加できない場合は、受託者が使用するWeb会議システムを用いる。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条第1項	
2	電子計算組織に記録すること及びその記録項目	足立区個人情報保護条例第21条第2項	
3	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条第1項	

報 告 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1			
2			
3			

<条例第16条関連> <個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

所管部課係 政策経営部 シェイプ・プロモーション課 プロモーション係

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
1 ■ 諮問事項		
2 □ 報告事項 (一括承認基準)		
業務委託の内容及び条件		
1 Twitter等を活用した、足立区に関する投稿を行っている方の属性分析及び足立区の魅力コンテンツの仮説立て		
2 事業者が所有する調査標本10名程度を対象としたグループインタビュー		
3 区民や報道関係者、区職員計10名程度への対面でのヒアリング		
4 1班7名程度4班による、2回にわたるワークショップの企画、司会進行、ファシリテート		
5 区外に向けたプロモーションに関する広報・メディア戦略の作成 ※ 業務の流れは別紙1、別紙2-1、別紙2-2の通り		
業務委託を必要とする理由		
民間のメディア戦略の手法を取り入れたターゲット及び足立区の魅力コンテンツの抽出と、効果の高い区外に向けたプロモーションに関する広報・メディア戦略の作成が必要であるため。		

当該委託開始(実施)時期	令和4年8月中旬 (令和4年6月24日に契約締結済)
業務委託により取り扱う個人情報の項目	
1 ヒアリングを行う区民や区職員の下記情報 氏名、連絡先	
2 ワークショップに参加する区民や企業・団体、区職員の下記情報 氏名、連絡先、住所、職業、勤務先または通学先、写真(ワークショップ当日の様子)	
個人情報の保護措置等	
1 本業務で得た個人情報を取扱う際には別紙3「個人情報保護」(個人情報の条文)のとおり取り扱うこと。	
2 区から事業者への個人情報提供手段は、ユーザーID、パスワードにより認証可能なファイル転送のシステムを用いて行う。	
3 業務に使用するパソコンはID及びパスワードを設定する。	
4 デジタルカメラで撮影した写真データは暗号化SDカードを用いる。	
5 SDカードに保存された写真データは、その場でパソコンにデータを移し替え、移し替え後SDカード内のデータを遅滞なく消去する。	
6 個人情報を記録した媒体(パソコン及び紙等)は鍵付きの保管場所で保管する。	
7 事業者が個人情報を記録した媒体(パソコン)を運搬するときは肩掛けカバン襷掛けし肌身離さず持ち歩く。	
8 Web会議システム利用時の保護措置	
(1) 使用するシステムのクラウドサーバは国内のものを選択する。	
(2) 会議情報の改ざんを防ぐ対策:データの暗号化(別紙4)。	

- 9 ヒアリング・ワークショップ実施時のWeb会議システムの運用
- (1) 対象者による承諾を必須とする。
  - (2) 会議への侵入防止：会議ID及びパスワードは対象者に個別送付。
  - (3) 参加者のなりすましを防ぐ対策：事前に対象者から聞き取ったニックネームと附番した番号を確認の上、受託者が入室を許可する。また、強制退出を可能とする。
  - (4) 対象者による録画・録音・スクリーンショットは禁止する。
- 10 委託事業終了後は、本事業の中で収集しパソコンに保存された個人情報データを消去し、紙媒体はシュレッダーで破棄すること。また、破棄後すみやかに、別紙5の破棄完了報告書を提出すること
- 11 ISO27001の認証を受けた事業者に委託する。
- 12 区職員は、事業者の個人情報管理状況について抜き打ちで調査する。

業務委託先（予定を含む）

株式会社電通PRコンサルティング

&lt; 条例第21条関連 &gt; &lt; 個票 &gt;

## 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

\*必ず「諮問事項」となります

項目	電子計算組織に記録すること 及びその記録項目	足立区個人情報保護条例 第21条
	記録する個人情報	利用目的
1	氏名	対象者・参加者情報名簿作成のため。
2	電話番号	
3	メールアドレス	
4	住所	
5	職業	
6	勤務先または通学先	
7		
8		
9		
10		
11		
12		
システム委員会	/	
適用申請	/	
稼動時期	令和4年8月から	

## 電子計算組織に記録を必要とする理由

対象者を選定した後に、ヒアリング対象者及びワークショップ参加者の情報を事業者にファイル転送するため、情報を文書端末に保存する必要がある。

## 処理の概要・効果

- 1 区が電話・もしくは書面で収集した対象者・参加者の情報を Excel に入力し、一覧化する。
- 2 一覧化した対象者・参加者の情報は、ファイル転送システム「FilePort2」を使用し、事業者へ送信する。

## 【効果】

ヒアリング対象者及びワークショップ参加者の情報を正確に事業者へ伝えることができる。

## セキュリティ・保護対策

- 1 データにはパスワードをかけ、業務に携わる職員のみ共有する。
- 2 パスワードは年1回更新する。
- 3 データは庁内ネットワーク内の職員共有フォルダに保存し、個人のパソコンには保存しない。
- 4 本業務で得た個人情報は、委託業務終了から1年間保存した後に削除する。

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

\*必ず「諮問事項」となります

項目	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条
個人情報の記録項目		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名</li> <li>・ 連絡先（電話番号、メールアドレス）</li> <li>・ 住所</li> <li>・ 職業</li> <li>・ 勤務先または通学先</li> </ul>		
結合する区のシステム	文書管理パソコン（インターネット接続）	
結合先（結合方法）	結合先：クラウドサーバ（Amazon Web Services） 結合方法：シティプロモーション課が作成した個人情報が記載されている Excel ファイルを FilePort2 にアップロード	
稼働時期	令和4年8月中旬～（予定）	

<p><b>外部結合を必要とする理由</b></p> <p>個人情報が記載された外部記録媒体、もしくは紙媒体の紛失を防止するため。</p>
<p><b>処理の概要・効果</b></p> <p>シティプロモーション課により個人情報が記載された紙をPDF化、もしくは聞き取りにより作成したドキュメントファイルを一度文書管理PCに保存し、インターネット経由で受託者が用意する「FilePort2」にアップロードする。その後、受託者が「FilePort2」からファイルをダウンロードする。</p> <p>外部記録媒体や、紙媒体の個人情報紛失リスクがなくなり、個人情報に関する事故を未然に防ぐことができる。</p>
<p><b>セキュリティ・保護対策</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 クラウドサーバは、ISO27001 と ISO27018 の認証を取得している Amazon Web Services（AWS）を利用する。</li> <li>2 システムのログインにはID・パスワードを用い、不正利用を防止する。</li> <li>3 インターネット間は、暗号化（SSL/TLS）による通信を行う。</li> <li>4 接続する端末はウイルス対策ソフトが最新の状態で更新されている。</li> </ol>

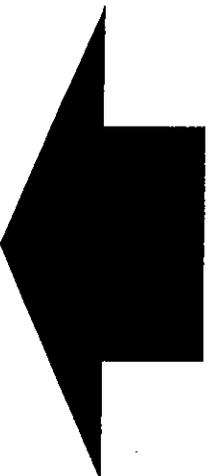
足立区外へ向けたシテイプロモーション支援業務委託概要

① 広報・メディア戦略のターゲット抽出

- ▶ Twitter 等で足立区に関する投稿を分析
- ▶ 事業者が所有する調査標本 10 名程度による、グループインタビューを実施。

② 足立区の魅力コンテンツの抽出

- ▶ Twitter 等で足立区の魅力コンテンツの仮説立て
- ▶ 事業者とつながりのある報道関係者、区民、職員計 10 名程度へのヒアリング
- ▶ 1 名 7 名程度 4 班による混合ワークショップの実施  
(区民、区内企業・団体、若手職員)



③ 区外に向けたプロモーションに関する広報・メディア戦略の作成

- ①②のリサーチ結果を基に「足立区の特徴/強み」と「世の中の関心/問題」の双方が重なる部分を導き出し戦略を作成

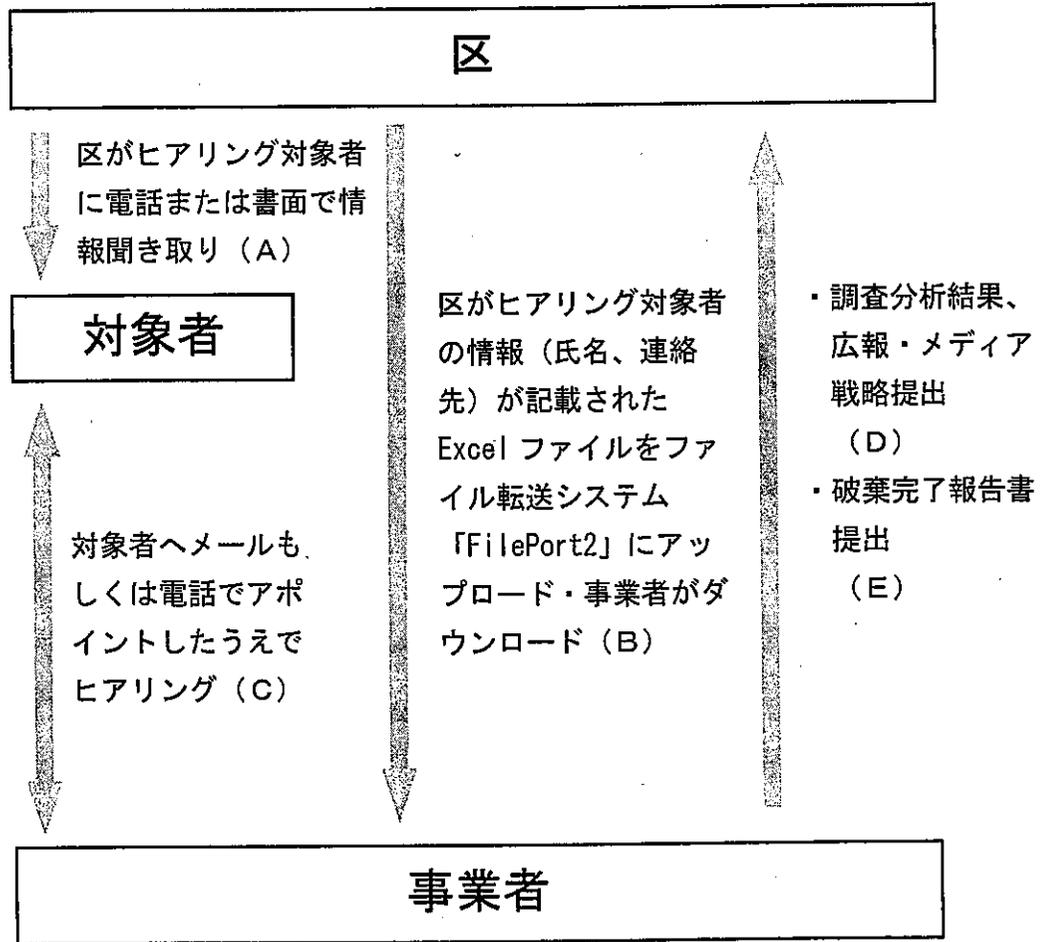
《その他業務》

- ▶ 事業者・足立区による月 1 回程度の定例会実施
- ▶ 当業務の過程を効果的に情報発信するためのアドバイザー
- ▶ 現在区で行っている SNS など、Web 媒体を活用した情報発信に関するアドバイザー

「足立区外へ向けたシティプロモーション支援業務委託（区民や区職員へのヒアリング）」業務の流れ

個人情報收受から破棄までの流れ

- 1 対象者の個人情報を区が電話で聞き取り、又は書面で提出依頼（A）  
※ 元々シティプロモーション課とつながりがある等、区が保持している個人情報の場合有。その場合は、対象者に許諾を得る。
- 2 区がファイル転送システム「FilePort2」に対象者の情報を一覧にした Excel ファイルをアップロード、事業者がダウンロード。（B）
- 3 事業者はダウンロードした情報を元に、対象者へ電話もしくはメールで連絡。アポイントをとったうえでヒアリング実施。  
※ 事業者担当者の知人などを通じて、事業者が独自に電話や書面で情報を収集する場合有。（C）
- 4 各種報告書等を区に提出。広報・メディア戦略の作成・提出（報告書、広報・メディア戦略に個人情報は掲載されていない）（D）
- 5 事業者は、ヒアリングを含めた全業務終了後区に調査分析結果及び広報・メディア戦略、各報告書提出後、区から内容に不備がないことの連絡を受けたら、収集した個人情報を速やかに破棄し、破棄完了報告書を提出する。（E）

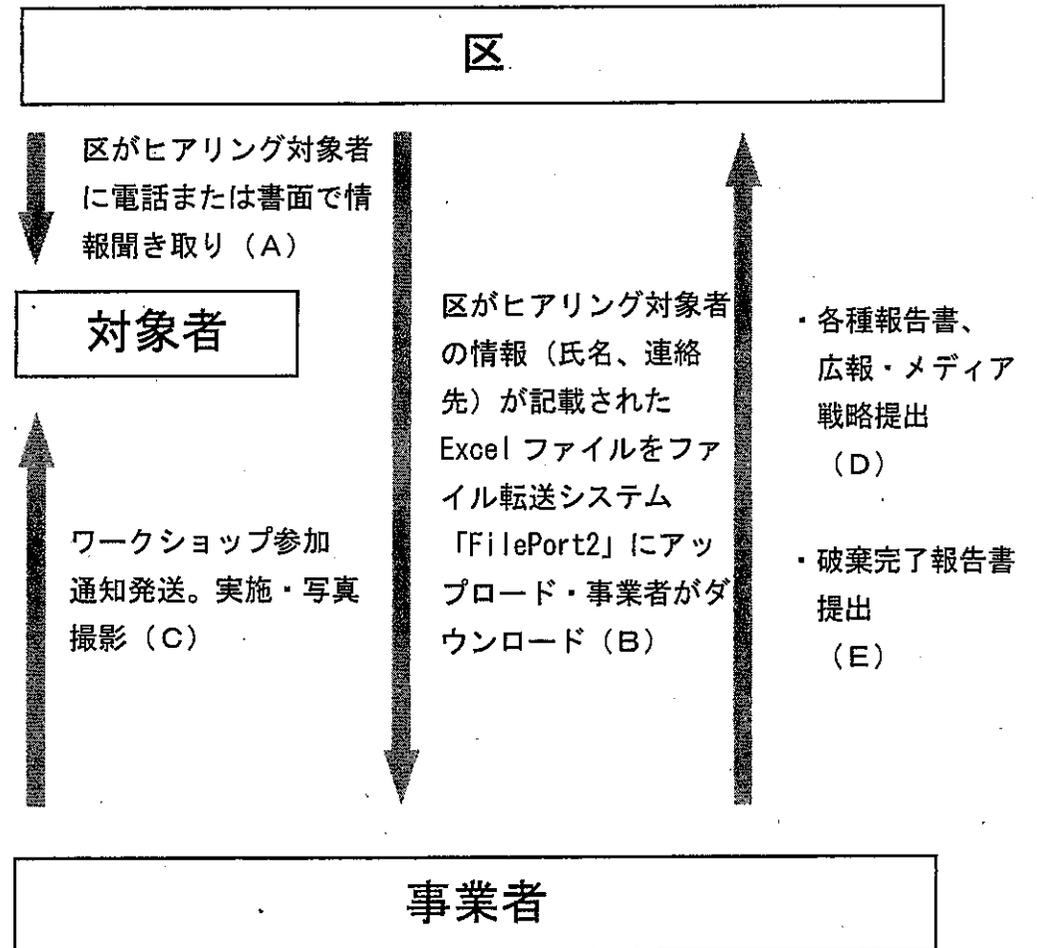


## 別紙 2-2

## 「足立区外へ向けたシティプロモーション支援業務委託（区民や企業・団体、区職員対象のワークショップ）」業務の流れ

## 個人情報收受から破棄までの流れ

- 1 対象者の個人情報を区が電話で聞き取り、又は書面で提出依頼（A）  
※ 元々シティプロモーション課とつながりがある等、区が保持している個人情報の場合有。その場合は、対象者に許諾を得る。
- 2 区がファイル転送システム「FilePort2」に対象者の情報を一覧にしたExcel ファイルをアップロード、事業者がダウンロード。（B）
- 3 ワークショップ参加通知発送。実施、当日の風景を写真撮影  
※ デジタルカメラ等で撮影した画像は、その場でPCに保存し、SDカード等の画像は保存後直ちに消去する（C）  
※ 事業者担当者の知人などを通じて、事業者が独自に電話や書面で情報を収集する場合有。（C）
- 4 各種報告書等を区に提出。広報・メディア戦略の作成・提出（報告書のみ写真が入る可能性有。広報・メディア戦略に個人情報は掲載されていない）（D）
- 5 事業者は、ヒアリングを含めた全業務終了後区に調査分析結果及び広報・メディア戦略、各報告書を提出し、区から内容に不備がないことの連絡を受けたら、収集した個人情報を速やかに破棄し、破棄完了報告書を提出する。（E）



## (個人情報保護の趣旨)

第1条 受注者は、信頼される区政の実現に資する個人情報保護制度の趣旨を勘案し、その業務を遂行するにあたって、区民の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

## (適正な管理)

第2条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (再委託の禁止又は制限)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

## (秘密保持の義務)

第4条 受注者は、この契約により受託した業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後もまた同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

## (第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

## (委託された事務以外への使用の禁止)

第6条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に使用してはならない。

## (複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

## (返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者受注者協議のうえ、受注者が廃棄する場合、受注者は、第三者の利用に供されることのないよう善良な管理者の注意をもって、焼却又は裁断等により処分しなければならない。

## (事故発生時における報告の義務)

第9条 受注者は、個人情報の保護に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に

報告しなければならない。

## (立会い及び監督に関すること)

第10条 発注者は、必要があるときは、発注者の指定する職員を立ち合わせ、個人情報の管理状況を調査し、監督することができる。

## (加工、再生等の禁止)

第11条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

## (付随的に発生する情報の使用禁止)

第12条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、受託した事務に係る個人情報の調査分析過程で得られた付随的な情報を使用してはならない。

## (公表措置及び損害賠償義務)

第13条 発注者は、受注者が第1条から前条までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠った場合は、足立区長の附属機関である足立区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

2 前項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

## (報告、立ち入り及び検査)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して実施状況の報告を求め、又は受注者の事務所及び実際に業務を遂行している場所に立ち入り、実施状況及び書類等の物件を検査することができる。

## (罰則)

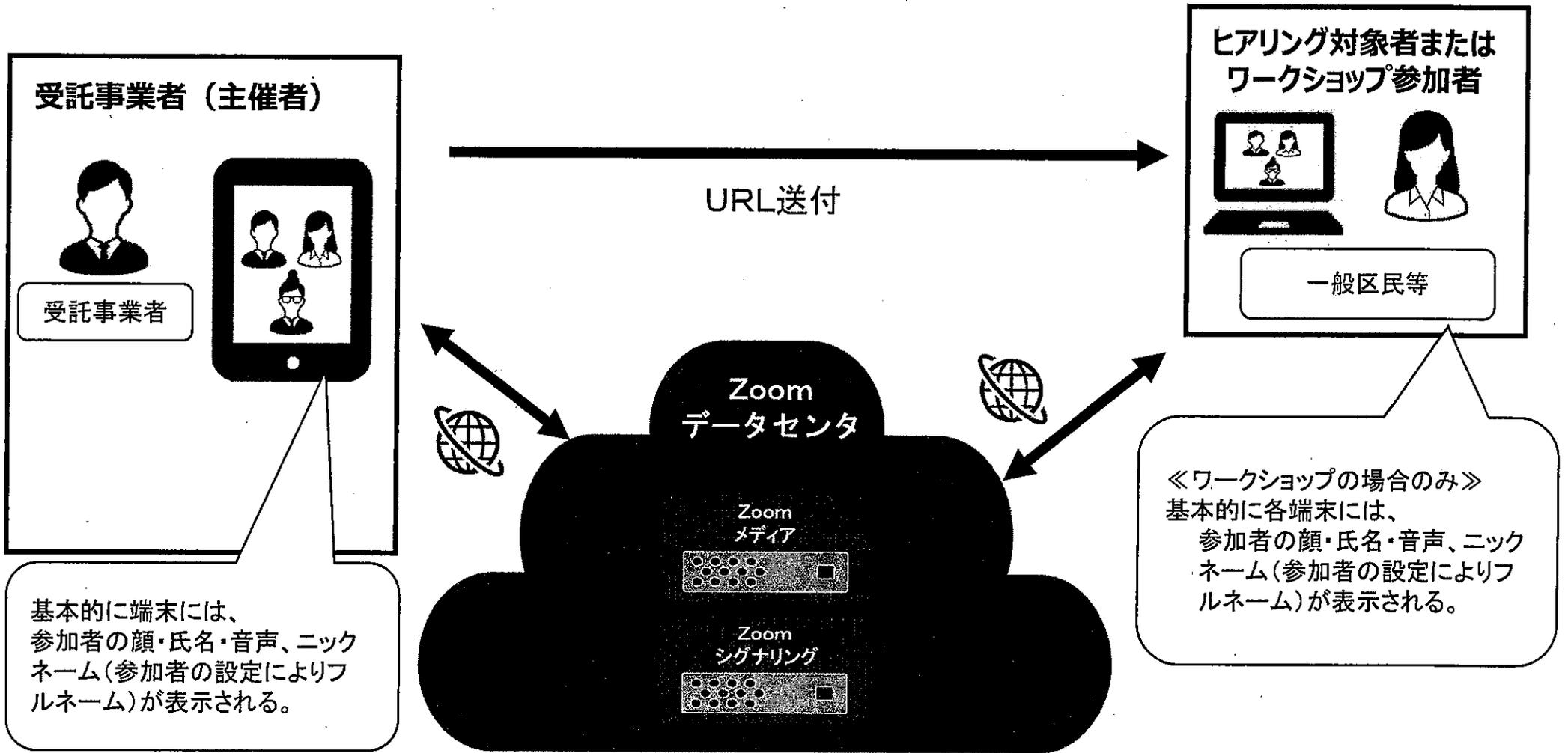
第15条 この契約により受託した業務に従事する者及び従事した者は、足立区個人情報保護条例の規定に基づき、次の場合に一定の懲役又は罰金に処せられることがある。この場合、行為者のほか、雇用主である法人又は人に対しても罰金刑を科せられることがある。

(1)正当な理由がないのに、保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したとき

(2)業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき

(3)業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき

(4)前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき



暗号化通信

(提出先)

足立区長

## 破棄完了報告書

足立区外へ向けたシテイクプロモーション支援業務委託に基づき取り扱った個人情報について、電子的に記録された情報の消去、紙媒体のシュレッダーによる断裁を行ったので、下記のとおり報告いたします。

### 記

1 破棄対象者件数 \_\_\_\_\_ 件

2 破棄完了日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

3 破棄責任者 \_\_\_\_\_

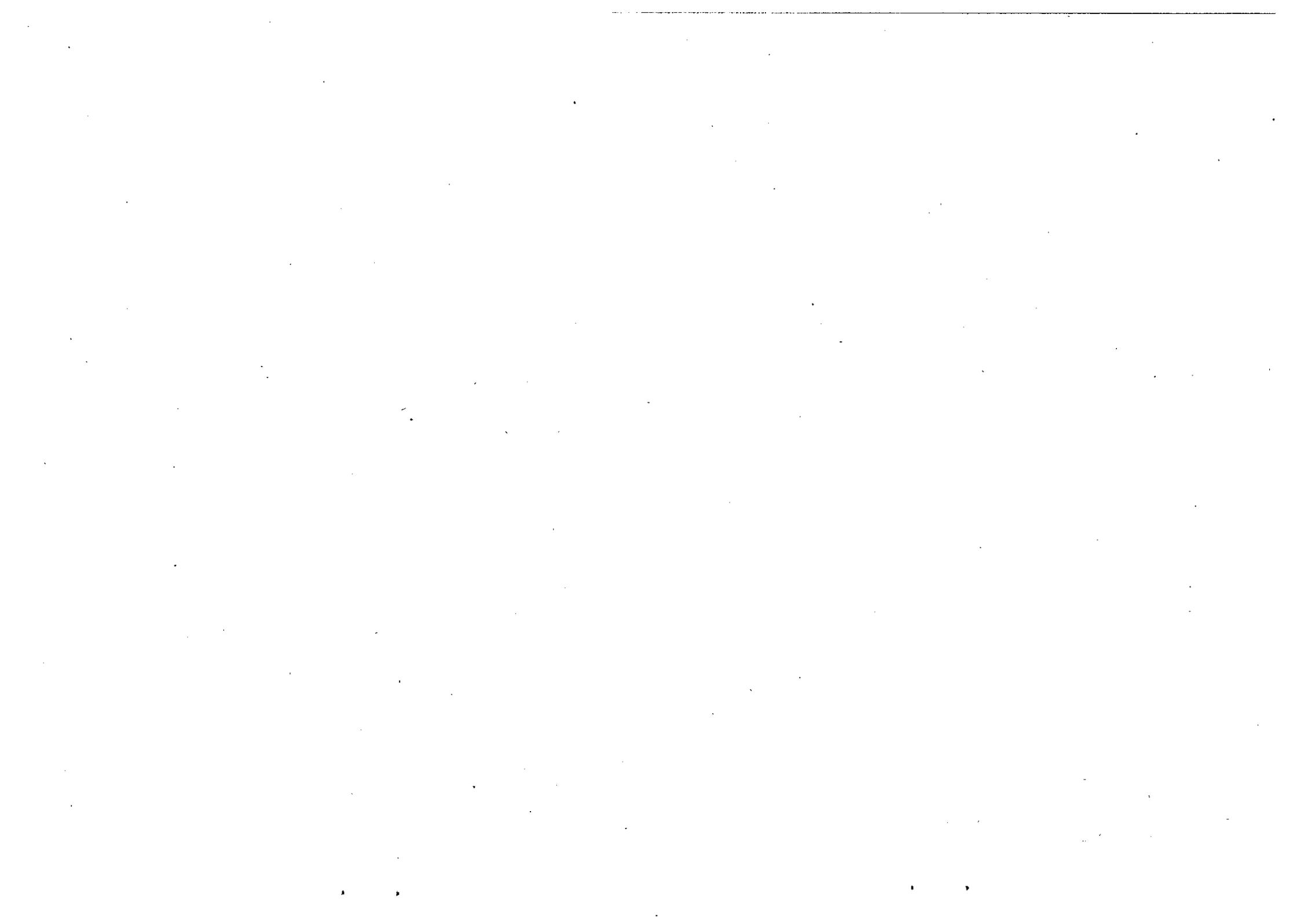
4 破棄の具体的方法 \_\_\_\_\_

年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

受託者

所在地  
名称  
代表者

\_\_\_\_\_



足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件 [あだちワンダフルCMグランプリ事業におけるWeb会議システム受講方式の導入について]

所管部課係 政策経営部 報道広報課 デジタル情報・広告係

事業の概要

あだちワンダフルCMグランプリとは、区内外に区の魅力が広く伝わる映像作品を募集し、区のイメージアップを図る事業である。

例年、本事業にかかる運營業務全般をエイベックス・エンタテインメント株式会社に委託しており、プロの映像監督を講師に招き、応募作品の増加や作品のレベルアップを図ることを目的とした映像ワークショップ「あだワン・シネマカレッジ」を実施している。

これまで、来場型の講座を開催していたが、新型コロナウイルスの影響により区のWeb会議システム(Webex)を使用したオンライン形式の講座に変更した。講座会場に行くことが困難な遠方者や障がい者も参加できることから、来場型と比べ受講者が増加し、かつ受講者から好評であった。

しかし、区のWeb会議システムは、受講者には馴染みのないことが多く、講座中何件か問い合わせが発生。使用端末により操作が異なるため区への対応も難しかった。また、受託事業者は契約している別のWeb会議システム(Zoom)を通常使用しているため、区のWeb会議システム操作には不慣れであり、講座が円滑に進まないことがあった。受講者に馴染みのあるツールの使用は、講座運営のさらなる円滑化を図るだけでなく、受講者の増加にもつながる。よって、本事業におけるオンライン講座は、受託事業者が契約するWeb会議システムを使用したい。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条第1項	
2			
3			

報 告 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1			
2			
3			

< 条例第16条関連 > < 個票 >

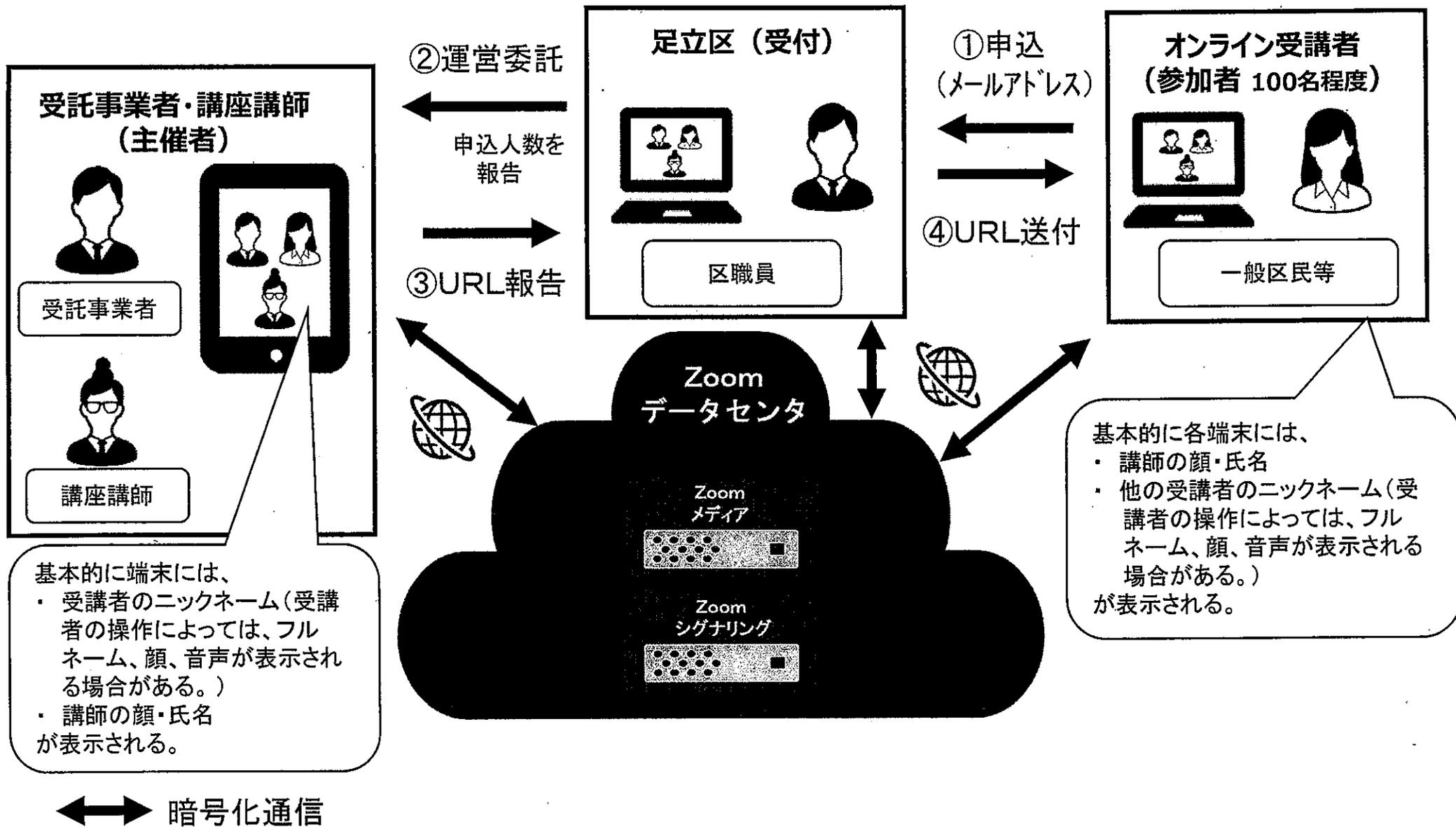
## 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
1	■ 諮問事項	
2	□ 報告事項 (一括承認基準)	
業務委託の内容及び条件		
1 内容		
<p>あだちワンダフルCMグランプリ事業における映像ワークショップ「あだワン・シネマカレッジ」の開催にあたり、Web会議システムでの受講方式を導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受託事業者であるエイベックス・エンタテインメント株式会社が契約するZoomを使用する。</li> <li>講座の申込は、区のオンラインシステムまたは電話で受け付ける。</li> <li>受講者には、申込時に提出してもらったメールアドレスあてに講座当日のミーティングURL (IDとパスワード) を報道広報課から送付する (受講者のメールアドレスは報道広報課が収集し、受託事業者には提供しない)。</li> <li>講座中、基本的には参加者の氏名はニックネームを表示し、顔は非表示とする。</li> <li>受講中の動作不具合の問い合わせは、報道広報課の当日連絡先を受講者に提供しておき、受講者と報道広報課間でやりとりを行う。</li> <li>「あだワン・シネマカレッジ」の開催は、年3回程度を予定。</li> </ul>		
2 条件		
<p>インターネット上でのセキュリティ機能が確保されているWeb会議システムを利用することを条件とする。なお、以前のZoomは、ユーザーのパスワード情報が盗まれるなどの危険性があったが、現在は、暗号化の強化などセキュリティ保護の取り組みが行われている。</p>		
業務委託を必要とする理由		
<p>これまで区のWeb会議システム (Webex) を使用し講座を行っていたが、受託事業者が契約するWeb会議システム (Zoom) と比較す</p>		

ると、受講者・受託事業者にとって使いにくい。受託事業者が契約するWeb会議システムを使用することで、講座運営を円滑に進める。

所管部課係 政策経営部 報道広報課 デジタル情報・広告係

当該委託開始 (実施) 時期	令和4年6月下旬頃
業務委託により取り扱う個人情報の項目	
<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名、顔、音声</li> </ul> <p>講座中、基本的に参加者の氏名はニックネーム、顔は非表示、音声は無音とするが、参加者の操作によっては、フルネームや顔の表示、音声が生じる場合がある。なお、その場合においては、参加者の顔や音声は、講師側の操作により非表示・無音に設定することが可能である。</p>	
個人情報の保護措置等	
1 Web会議システム利用時の保護措置	
(1) 使用するシステムのクラウドサーバーは国内のものを選択する。	
(2) 会議情報の改ざんを防ぐ対策：データの暗号化 (別紙1)。	
2 オンライン講座の運用	
(1) 受講者への事前説明と承諾を必須とする。	
(2) 会議への侵入防止：会議ID及びパスワードは受講者に個別送付。	
(3) 参加者のなりすましを防ぐ対策：講座申込時のニックネームと区側が附番した番号を確認の上、区が入室を許可する。また、強制退出を可能とする。	
(4) 受講者の録画・録音・スクリーンショットは禁止する。受託事業者はオンライン講座を録画し、そのデータを区に提出後、データを消去し、「破棄完了報告書 (別紙2)」を区に提出する。	
(5) 受託事業者には受講者名簿等の個人情報は提供しない。	
業務委託先 (予定を含む)	
エイベックス・エンタテインメント株式会社	



(提出先)  
足立区長

## 破棄完了報告書

あだちワンダフルCMグラフィティ運営業務委託に基づき取り扱った個人情報について、電子的に記録された情報の消去を行ったので、下記のとおり報告いたします。

### 記

1 破棄件数 \_\_\_\_\_ 件

2 破棄完了日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

3 破棄責任者 \_\_\_\_\_

4 破棄の具体的方法 \_\_\_\_\_

年 月 日

受託者

所在地  
名称  
代表者

\_\_\_\_\_

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件 [足立区LINE公式アカウント運用支援委託]

所管部課係 政策経営部 報道広報課 デジタル情報・広告係

事業の概要

令和2年9月に運用開始した足立区LINE公式アカウントは、令和4年6月現在、約35,000人の友だち登録者がいる。導入に先立ち、令和2年度 諮問第365号で、下記情報については業務委託の承認をいただいている。

※なお、その後の調整で、想定していた事業者が区の実施したい機能を実装できないことが判明し、現在は下記情報を取り扱わないプッシュ型通知のみのシステム（LINE社の無償提供システム）を使っている。

このたび、約2年が経過し区が実装したい機能を有する事業者が複数でてきたため、改めて導入に向けて検討したところ、区有施設内の不具合等を写真撮影し通報するシステムおよびチャットボット機能を組み込むことになった。通報システムにおいては位置情報（GPSによる情報又は任意の位置情報）を取得することになるため、条例16条、21条及び22条について諮問する。

なお、位置情報は、通報時のみ本人の同意のもと取得し、通報者の移動の情報を常に監視するものではない。

【参考】令和2年度 諮問第365号の承認情報

- 1 住所（町名、丁目、番地を取得する予定。ただし、エリアごとのごみ出し通知のため、今後、号まで取得する可能性がある。）
- 2 生まれ年（年齢や世代は一年経過ごとに1歳足す必要がある。また、誕

- 生日まで取得する必要性がないため、生まれた年を確認し管理する。）
- 3 性別（男、女、その他を管理する。）
  - 4 配信希望ジャンル（A-メールと同様の15ジャンルを想定。その他、運用しながら区分を追加する。）
  - 5 その他、区政に係る個人の生活情報（アンケート調査をLINEで配信し、利用者が回答 ※登録区分別、エリア別の世論調査などを想定）

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	業務の委託	第16条第1項	
2	電子計算組織への記録	第21条第2項	
3	区の機関以外のものとの外部結合	第22条第1項	

<条例第16条関連> <個票>

## 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

所管部課係 政策経営部 報道広報課 デジタル情報・広告係

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
1	■ 諮問事項	
2	□ 報告事項 (一括承認基準)	
業務委託の内容及び条件		
<p>足立区LINE公式アカウントのベースである通知(プッシュ)機能に加えて、不法投棄や道路・公園の不具合箇所を写真に撮り報告する機能を付加し有効活用するため、システムの実装及び運用・保守並びに運用支援を委託する。なお、セグメント配信、リッチメニュー、チャットボット(シナリオ型またはAI型)、アンケート調査及び利用者分析の機能もあわせて機能付加する。</p> <p>委託条件として、暗号化による通信、WAFやファイアウォールによる防御、事業者内のアクセス制限など、適切な情報セキュリティを講じること及び総務省のガイドラインに準拠し、事業者が用意するサーバに情報を残し、LINE社のサーバに情報を残さないことを条件とする。</p> <p>なお、事業者サーバは、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)に登録されており、国内センターのものを使用すること、事業者が事業者権限で区が取得した情報を閲覧できないこと及び情報を消去した際は、完全消去されることを条件とする。</p>		
業務委託を必要とする理由		
<p>本諮問内容である位置情報を取得する不法投棄や道路・公園の不具合箇所を写真に撮り通報する機能のほか、セグメント配信、リッチメニュー、チャットボット、アンケート調査及び利用者分析を行うには、現在の無償システムではない別のシステムを追加する必要があるため、業務を委託する。</p>		

当該委託開始(実施)時期	令和5年4月
業務委託により取り扱う個人情報の項目	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置情報</li> </ul> <p>&lt;以下は令和2年度 諮問第365号で承認済&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住所</li> <li>・ 生まれ年</li> <li>・ 性別</li> <li>・ 配信希望ジャンル</li> <li>・ その他、区政に係る個人の生活情報</li> </ul>	
個人情報の保護措置等	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信方法については、最新の通信の暗号化規格を条件とする。(SSL/TLSなど)</li> <li>2 WAFやファイアウォールにて外部からの攻撃やハッキングを防止することを条件とする。</li> <li>3 LINE社のサーバ上に情報が残らないようにする。(別紙4)</li> <li>4 サーバはISMAPに登録されている国内センターのものとする。</li> <li>5 足立区個人情報保護条例第17条に規定する受託者等の責務を遵守させるため、委託仕様書において、取り扱う個人情報の保護を徹底させる。</li> <li>6 その他、個人情報を取扱う業務委託における契約条項を遵守させる。</li> </ol>	
業務委託先(予定を含む)	
<p>個人情報の保護措置等の条件を満たす事業者(11月契約予定)</p> <p>※上記条件を満たすことを確認することも考慮し、プロポーザル方式で選定することも検討する。</p>	

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

\*必ず「諮問事項」となります

項目	電子計算組織に記録すること 及びその記録項目	足立区個人情報保護条例 第21条
記録する個人情報		利用目的
1	位置情報	不法投棄場所や道路・公園の不具合箇所などの取得
2	住所	避難・避難場所情報、河川の増水・避難指示情報などの通知
3	性別	特定の性別に関する情報の通知及び調査
4	生まれ年	特定の年代に関する情報の通知及び調査
5	配信希望ジャンル	利用者への行政情報発信
6	その他、区政に係る個人の生活情報	アンケート調査やパブリックコメント
7		
8		
9		
システム委員会	令和2年度承認済み	
適用申請		
稼働時期		

電子計算組織に記録を必要とする理由

足立区LINE公式アカウントを利用して得た不法投棄や道路・公園の不具合箇所の位置情報、写真データ、対応ステータスをクラウドサーバ等に保存し、対応経過など把握する。必要に応じて情報をCSVなどに落とし、確認を行うことから文書端末への保存を必要とする。

また、アンケート調査を行った際には、データの分析作業などを行う場合にも文書端末への保存を必要とする。

なお、利用者の希望ジャンルや生まれ年、性別、チャットボット、タッチメニューの利用状況などのデータからは区民ニーズを把握することが可能となり、施策・事業展開の基礎データとすることも可能となる。

処理の概要・効果

不法投棄の重点箇所や経年劣化に伴う道路・公園の不具合の傾向予測をより詳細に分析を行うことが可能になる。

セキュリティ・保護対策

・操作する区職員に権限を決めたIDとパスワードを設定し、必要以上のデータにアクセスできないよう制限をかける。

・人事異動が発生した際には、ID又はパスワード若しくはその両方を再設定する。

<条例第22条関連> <個票>

## 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

\*必ず「諮問事項」となります

所管部課係 政策経営部 報道広報課 デジタル情報・広告係

項目	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条
個人情報の記録項目 ・ 位置情報 <以下は令和2年度 諮問第365号で承認済> ・ 住所 ・ 生まれ年 ・ 性別 ・ 配信希望ジャンル ・ その他区政に係る個人の生活情報		
結合する区のシステム	文書端末、スタンドアローンPC、公用のスマートフォン及びタブレット端末	
結合先 (結合方法)	インターネットを介し、足立区公式アカウントの管理ツールと結合する。	
稼動時期		

### 外部結合を必要とする理由

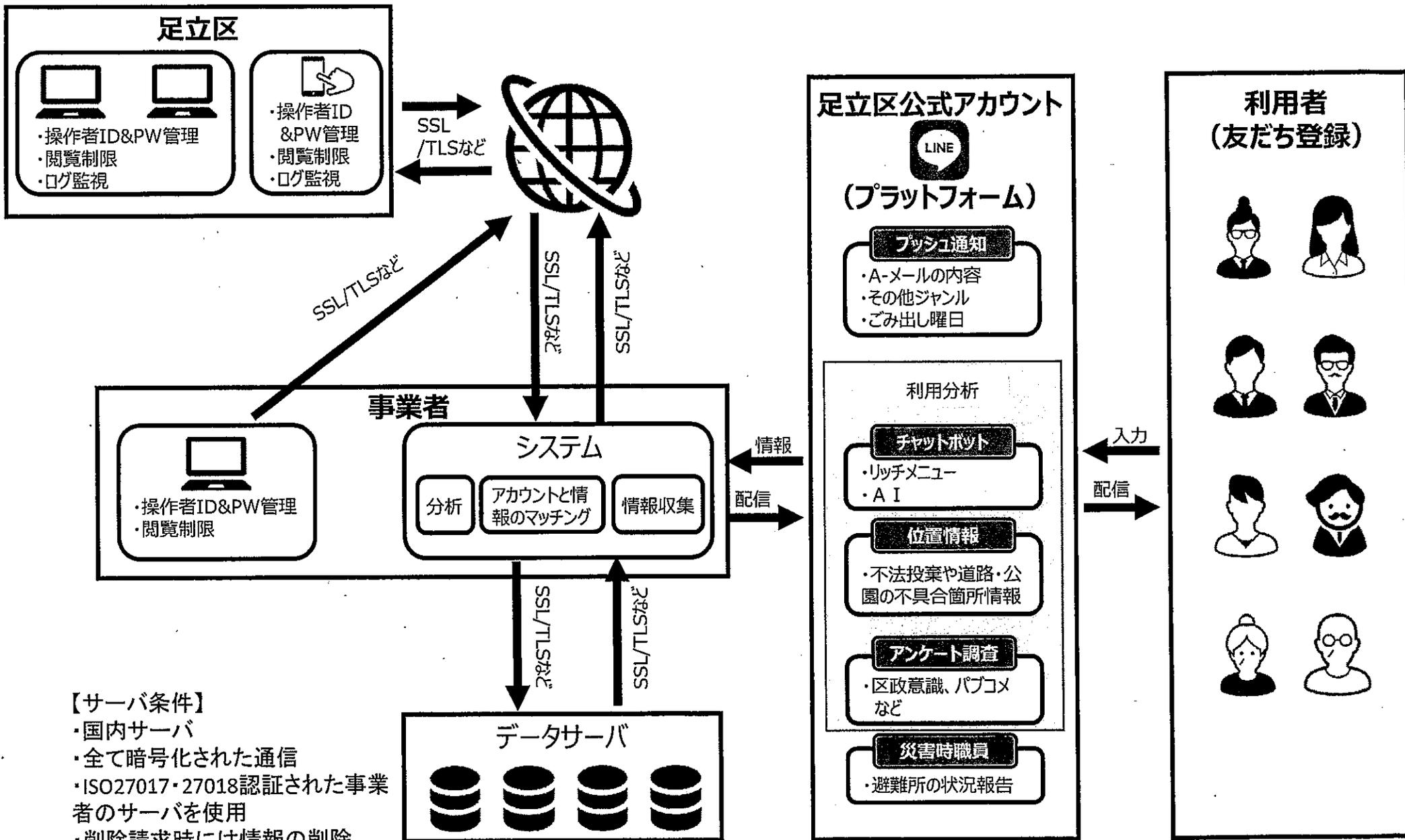
システムを利用するには、インターネットを経由する必要がある。また、利用者情報の格納先は、事業者のサーバであり、格納された各情報を利用するには、システムを経由して当該サーバにアクセスする必要がある。

### 処理の概要・効果

外部サーバを経由することで、アカウントを持った所管が権限を有する情報のみを確認することが可能である。

### セキュリティ・保護対策

- ・ 通信方法については、最新の通信の暗号化規格を使用する。(SSL/TLS など)
- ・ WAFやファイアウォールにて外部からの攻撃やハッキングの防止を講じる。
- ・ サーバは ISMAP に登録されている国内センターのものとする。

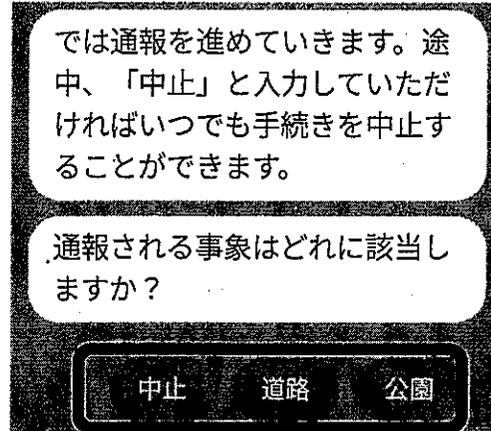


①



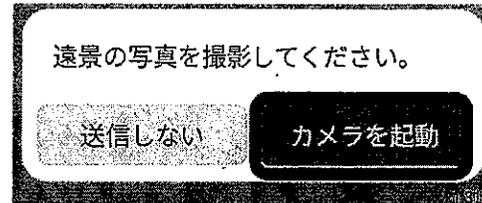
- 下部メニューの「道路・公園損傷通報」を押下  
(名称は区が設定可能)

②



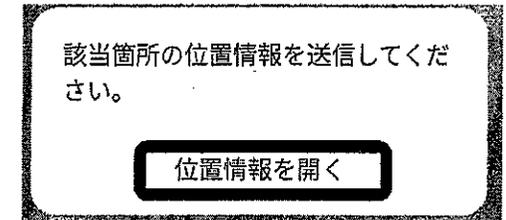
- 不具合箇所を選択

③



- 「カメラを起動」を押下後カメラが起動して写真を不具合箇所の写真を撮影

④



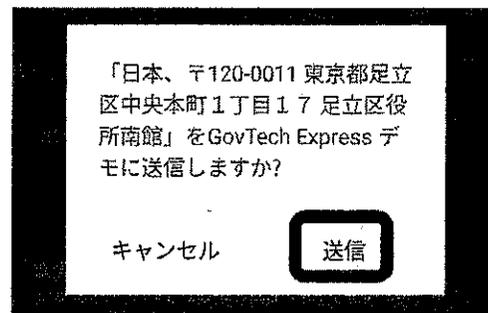
- 「位置情報を開く」を押下

⑤



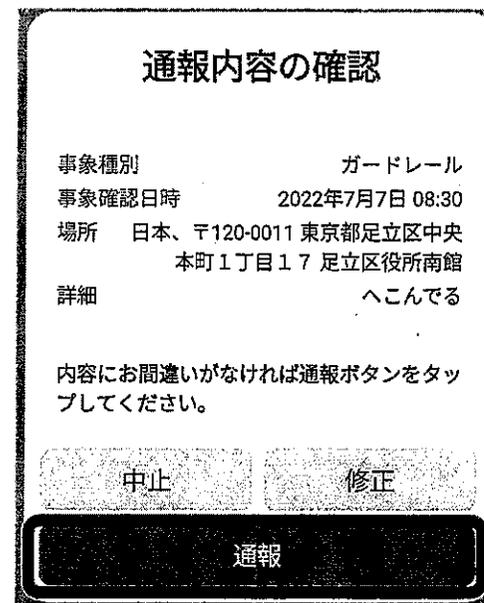
- 現在地にピンが表示される  
(ピンの位置は変更可能)
- 位置を選択したら「送信」を押下

⑥



- 確認画面後に「送信」を押下

⑦

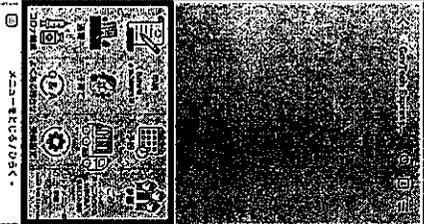
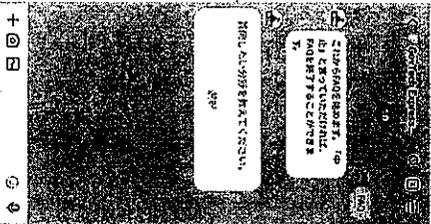


- 内容に間違いがなければ「通報」を押下

## Point

- 通報の流れや確認事項は区でカスタマイズ可能
- 通報時の情報は、LINE社のサーバには残らず、事業者のサーバ上に残る
- 位置情報は、通報時のみ取得となり、常に監視するものではない
- 区側で情報を削除した際は完全消去となり、サーバ上にも残らない

## ■ 画面例

 <p>リッチメニュー</p>	<p>画面の下部に表示されるメニュー。画面上から消すことも可能。アイコンをクリックすることで区のホームページなどを閲覧できる。</p>
 <p>位置情報</p>	<p>LINEの機能で位置情報を送信可能。ただし、利用者がLINEで位置情報を使用することを設定し、利用者が位置情報の送信を操作する必要がある。</p> <p>また、利用者の発信時の取得であり、利用者の移動を常に監視するものではない。</p> <p>※詳細は別紙2参照</p>
 <p>チャットボット</p>	<p>リッチメニューや画面上に出ている他のメニューなどをクリックすることで、情報を出す。</p> <p>例では、リッチメニューの「よくある質問」をクリック後、メニューが表示され、「選択」をクリック後、さらにジャンルが表示されている。その後さまざまな質問が展開される。</p>

○利用形態に応じて確認すべき事項

① 公式アカウントを利用する場合：

● LINE サービスを介した住民等とのコミュニケーション（相談内容等）はLINE社側で一定期間保存され、その情報は、公式アカウント開設の際に承諾する利用規約に基づき取り扱われ、各行政主体においてLINE社に対し特別の取り扱いを求めることは通常できず、その取扱いが各行政主体のセキュリティポリシーを満たしているかも、確認することはできない。

● このため、LINE 公式アカウントの利用に関し、LINE 社とは別の委託先に適切にセキュリティが確保されたシステムを構築させることとし、

① 相談業務等のコンタクトポイントの一つとしてLINE サービスを利用する場合は、相談内容等の機密性を要する情報等がLINE 社側に残らず、これらの情報は委託先等のデータベースに直接格納・保管されるシステム構成とすること

② 発注元である各行政主体は、契約等を通じて、相談内容等の機密性を有する情報等を格納・保管する委託先が自組織のセキュリティポリシーを満たすことを確認したうえで、委託を行うこと

③ LINE サービスでの画像ファイルの送信ボタンを非表示にするなど、相談する住民等と委託先等の双方が、LINE サービス上で要機密情報を取り扱わない運用を図ること

④ 各行政主体は、これらの措置を委託先に担保させるため、委託先に対して、事前にこれらの事項を確認したうえで各主体にLINE サービス利用の承認を求めるとともに、定期的に利用状況を報告することを委託先への仕様内容に含める、また、各行政主体は本ガイドラインに則って、委託先によるLINE サービス利用の可否を判断することが必要である。

● ただし、身体人命に危険が及び可能性の高い相談事業等（いじめ、虐待、災害等に係る被災、感染症等に係る症状の急変等相談等）において、緊急性を要する相談・通報等（画像含む）がLINE サービス上で寄せられ、例外的にLINE サービス上で要機密情報を含む緊急対応をすることは排除されない。

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件 録画データ流通サービスを活用した道路危険個所発見の実証実験について

所管部課係 政策経営部 政策経営課 政策経営担当  
環境部 足立清掃事務所 管理係  
道路公園整備室 東部道路公園維持課 東部工務係  
道路公園整備室 西部道路公園維持課 西部工務係

事業の概要

車に搭載しているドライブレコーダー映像を基に、道路破損などの危険個所をAIによって解析できる仕組みを有している事業者から、実証実験の協力依頼打診があった。

実証実験では、区の公用車（ペットボトル回収の清掃車）に事業者所有のドライブレコーダーを搭載し、道路状況映像を、地域BWA（※）の無線網を通じて提供するものであり、区は企業からは道路破損情報の提供を受けることができる。

※地域 BWA とは1つの市町村の行政区域の全部又は一部をサービス区域とした通信網で、総務省が審査の上、当該地域における地域BWAの無線局免許を付与する。防災情報の配信や防犯カメラなどの映像伝送等、地域の公共サービスに用られることが多い。

事業者は、区の公用車からの映像に加え、独自にタクシー事業者等と連携し、区内の道路情報を収集し、より精度の高い道路破損情報を分析する事業とする予定。

ドライブレコーダーの映像には、歩道を歩く人物や車のナンバープレートも映り込むことが考えられる。映像自体は区のサーバ等を経由しないため、区が個人情報を取得することはないが、区の公用車にドライブレコーダーを搭載することと、正式な委託化も見据え、実証実験実施前に審議会に諮るものである。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条第1項	
2			

報 告 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1			
2			
3			

&lt; 条例第16条関連 &gt; &lt; 個票 &gt;

## 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
1	■ 諮問事項	
2	□ 報告事項 (一括承認基準)	)
業務委託の内容及び条件		
<p>本件は委託契約ではなく、実証実験である。実験は以下のフローで行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区の清掃車に、事業者のドライブレコーダーを搭載する</li> <li>2 道路映像は地域BWAの無線網を通じ、自動的に事業者のサーバに送信される</li> <li>3 事業者はAIを活用して、入手した映像から道路破損箇所や危険箇所等を発見する</li> <li>4 道路破損箇所等があった場合、事業者から区へその旨の連絡が入る (ドライブレコーダー撮影からおおよそ1週間後)</li> <li>5 区は事業者が開設する特設サイトにアクセスし、道路破損状況等の映像を確認する。その映像における個人情報 (顔・ナンバープレート情報) は、マスクした状態での閲覧となるため、区は個人情報に触れることはない</li> </ol>		
業務委託を必要とする理由		
<p>協定事業者が持つ技術を活用して道路危険箇所の発見する実証実験であり、区として当該箇所の発見に資するかを、実証実験を通じて見極めるため。</p>		

当該委託開始(実施)時期	令和4年10月予定
業務委託により取り扱う個人情報の項目	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通行人の顔 (位置情報含む)</li> <li>・ 車のナンバープレート</li> </ul>	
個人情報の保護措置等	
【事業者に対する個人情報の保護措置】	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 企業とは事業実施に関する協定を結ぶ。 協定において、本業務で得た個人情報は委託契約に準じ、「個人情報保護」(個人情報の条文) のとおり取り扱う。</li> <li>2 実証実験終了後、事業者は区公用車搭載のドライブレコーダーを通じて入手した映像データを消去し、廃棄後、廃棄完了報告書(別紙1)を提出する。</li> <li>3 道路映像が格納されるサーバはアマゾンウェブサービス(AWS)が提供するプライベートクラウドを使用し、サーバには足立区と実証実験企業以外が容易にアクセスできない仕組みとする。</li> <li>4 プライベートクラウドではサンドボックス型セキュリティ(別紙2)により、データファイルは仮想空間内で有害の有無を検査実行し、有害ファイルが他のプログラムへの影響を与えない仕組みとする。</li> <li>5 サービスの利用にはAWSのユーザ認証サービス(Amazon Cognito 別紙3)により、他者が容易に本事業のサービスを使用できない仕組みとする。</li> <li>6 データ通信にあたっては、IPA 独立行政法人情報処理推進機構「TLS暗号設定ガイドライン」に準拠して、暗号化通信(TLS通信)を行う。</li> <li>7 事業者はISO27001を取得している。</li> </ol>	

業務委託先（予定を含む）

株式会社ミックウェア（予定）実証実験実施にかかる協定を締結

(提出先)  
足立区長

## 破棄完了報告書

区公用車へのドライブレコーダー設置による道路破損箇所発見に関する実証実験事業実施にあたり取り扱った個人情報について、下記のとおり破棄しましたので報告いたします。

### 記

1 破棄対象者件数 \_\_\_\_\_ 件

59 2 破棄完了日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 破棄責任者 \_\_\_\_\_

4 破棄の具体的方法  電子的に記録された情報の消去

紙媒体に出力したものがある場合、当該紙媒体  
をシュレッダーによる断裁

年 月 日

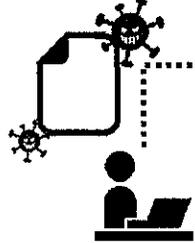
受託者

所在地  
所在  
名称  
代 表 者

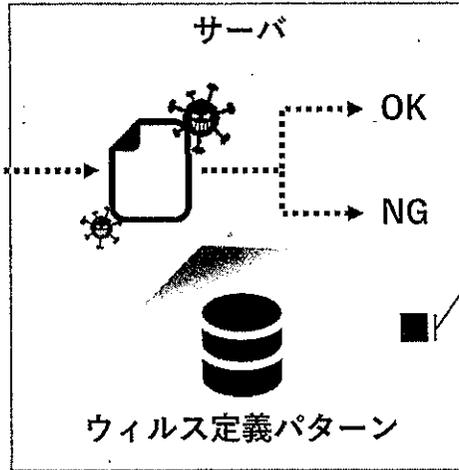
\_\_\_\_\_

### シグネチャ型セキュリティ

感染したファイル



アップロード



不正パターンに一致するかで判断

#### メリット

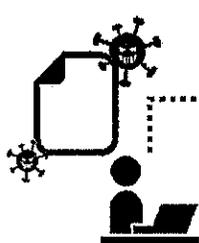
過去に経験した攻撃を正確にブロックできる。防御したい攻撃が明確な場合はシグネチャ型がコストパフォーマンスも含めて最良である。

#### デメリット

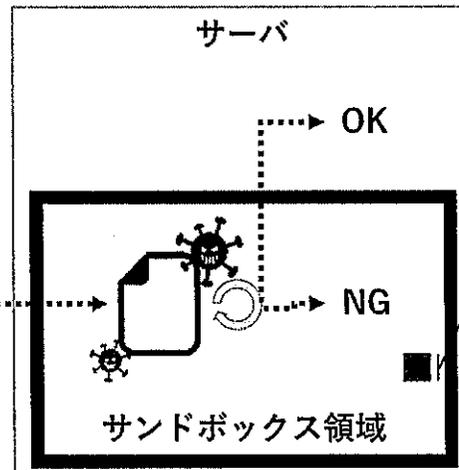
未知の脅威に対する防御力は低く、パターンになければ通過してしまう。

### サンドボックス型セキュリティ

感染したファイル



アップロード



攻撃されても影響がない仮想環境で検証

#### メリット

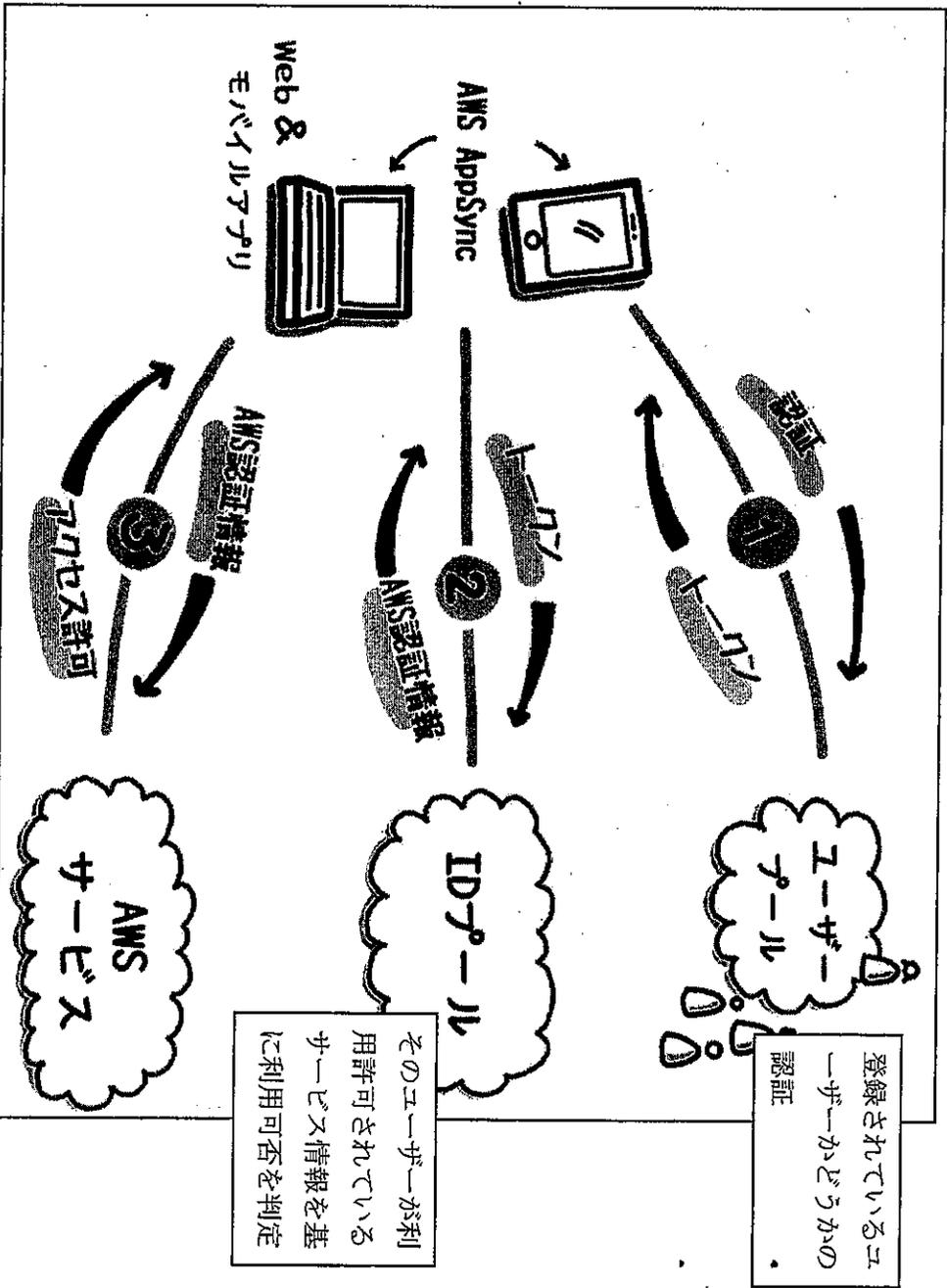
未知の脅威にも対応できる。サンドボックス領域内で検査対象を実行して有害かどうか判断するため、その脅威が未知であっても関係ない。

#### デメリット

サンドボックスを回避して攻撃される可能性はゼロではない。サンドボックス内で無害であれば、ブロック対象とならないことをつけ狙うマルウェアもある。

また、導入コストは高い。

### Amazon Cognito による認証サービスの流れ



足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件 [区立小・中学校と保護者とのコミュニケーションアプリの導入について]

所管部課係 教育指導部 学校 ICT 推進担当課 学校 ICT 環境整備担当

事業の概要

災害や感染症拡大等の緊急時に学校または教育委員会から保護者への連絡可能なツールとして、「学校メール配信システム」（テキストメール）を導入しているが、令和6年度末でサービスが終了するため、システムの新規導入の必要が生じた。

これを受け、学校から意見・要望を聴取したうえで、テキストメールを配信する従来の機能（学校からの連絡）のほか、欠席連絡やアンケート機能が付随している、保護者及び教員の利便性向上と教員の負担軽減を目的としたクラウドサービスアプリ「C4th Home & School」の導入を進めていくこととなった。

【アプリ導入で活用する機能と実現できる内容】

- ①学校からの連絡（学校、学年単位）
  - ・テキストメールに PDF や jpg を添付して配信
  - ・学校からのお知らせのペーパーレス化
- ②クラスからの連絡・宿題（クラス単位）
  - ・クラス単位で連絡事項を配信
- ③お便り・資料連絡
  - ・学校、学年、クラス単位で PDF や jpg を添付して配信
  - ・簡易な連絡事項の配信
- ④欠席連絡

- ・保護者から学校にかかってくる欠席連絡電話の省略化
- ・C4th（校務支援システム（既存システム））との連携による欠席情報の出席簿への自動反映（令和5年9月実装予定）

⑤アンケート

- ・毎年度行なっている Wi-Fi 環境の有無の調査など、家庭に向けた調査をクラウド上で行なう。

⑥足立区からの連絡

- ・足立区から学校、登録されている保護者に向けて、PDF や jpg を添付してテキストメールを配信

⑦検温報告

- ・保護者が子の検温について学校に知らせる。

【C4th Home & School 導入自治体（東京23区内）】

- ・葛飾区 ・渋谷区 ・目黒区

所管部課係 学校 ICT 推進担当課 学校 ICT 環境整備担当

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条1項	
2	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条1項	

<個票>  
 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
1. ■ 諮問事項		
2. □ 報告事項 (一括承認基準)		
業務委託の内容及び条件		
1 内容	システムへのアクセス及び運用支援を委託する。	
2 条件	日本国内に設置されているサーバを利用し、不正なアクセスへの対策を講じる。また、データの通信については、暗号化して行う。	
業務委託を必要とする理由		
保護者及び教員の利便性向上、教員の事務負担軽減の実現のために、民間事業者が開発したシステム(以下の内容)が必要であるため。		
①学校からの連絡		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・テキストメールにPDFやjpgを添付して配信</li> <li>・学校からのお知らせのペーパーレス化</li> </ul>		
②クラスからの連絡・宿題(クラス単位)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラス単位で連絡事項を配信</li> </ul>		
③お便り・資料連絡		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、学年、クラス単位でPDFやjpgを添付して配信</li> <li>・簡易な連絡事項の配信</li> </ul>		
④欠席連絡		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者から学校にかかってくる欠席連絡電話の省略化</li> <li>・C4th(校務支援システム(既存システム))とC4th(校務支援システム)のゲートウェイサーバとクラウドサービスC4th Home &amp; School</li> </ul>		

との連携による欠席情報の出席簿への自動反映(令和5年9月実装予定)
⑤アンケート
<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度行なっているWi-Fi環境の有無の調査など、家庭に向けた調査をクラウド上で行なう。</li> </ul>
⑥足立区からの連絡
<ul style="list-style-type: none"> <li>・足立区から学校、登録されている保護者に向けて、PDFやjpgを添付してテキストメールを配信</li> </ul>
⑦検温報告
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が子の検温について学校に知らせる。</li> </ul>

所管部課係 学校 ICT 推進担当課学校 ICT 環境整備担当

協定による運用開始時期	令和5年1月1日
当該委託開始(実施)時期	令和5年4月1日
業務委託により取り扱う個人情報の項目	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の氏名、学校名、学年、クラス、部活動、顔の写った写真、その他アレルギー情報などの心身健康状況</li> <li>・保護者の氏名、メールアドレス、続柄</li> <li>・学校関係者や地域関係者の氏名、関係学校名、メールアドレス</li> <li>・児童・生徒の欠席情報、活動記録</li> <li>・教育委員会や学校がアンケート・調査機能により収集した情報</li> </ul>	
個人情報の保護措置等	
1	インターネット間はTLSによる通信の暗号化を行なう。
2	ログインにはID・パスワードを用い不正利用を防止し、パスワードについては、セキュリティ上の観点から、学校向けC4th Home & Schoolガイドライン、保護者向けC4th Home & Schoolガイドラインで年に1回のパスワード変更をルール化し、学校・保護者双方とも年に1回変更を行なう。
3	ファイアウォールを導入し、不正な通信や攻撃の侵入を防ぐ。

- 4 C4th Home & School のセキュリティパッチに関しては、月 1 回程度の計画メンテナンス時に適用させることを基本とし、緊急性が高い場合は随時行うものとする。
- 5 災害時等の緊急時は、管理職のほか、管理職が予め指定した教職員 1 名（各校 1 名）の PC やスマホ等の私用端末を学校向けガイドライン遵守の上、用いる（校務系にはログイン不可）が、私用端末ログインには ID やパスワードを用いることとし、私用端末の不正利用を防止する。また、私用端末の紛失やウィルス感染、スマホの乗っ取りなどの事故が発生した場合、学校向けガイドラインに則り、遠隔操作や携帯キャリアに連絡し、私用端末の利用停止の措置を行うこととする。
- 6 受託事業者が使用するクラウドサービスの提供者サービス提供者には、資格要件として、IS027001 認証（I SMS）を取得していることを条件とする。
- 7 足立区内の小中学校に通わなくなった児童・生徒・保護者の C4th Home & School 上のアカウント情報については、毎年 4 月に削除する。
- 8 受託事業者が使用するクラウドサービスの提供者は、データセンターの所在地が国内であり、クラウドサービスにおいて扱う情報資産、情報システム等について、日本の法令が適用される。また、係争等における管轄裁判所が日本国内であることを条件とする。
- 9 受託事業者は情報セキュリティポリシーや契約書に列挙されている項目の遵守を担保する管理体制を整備する。
- 10 受託事業者は従業員に対して、以下のとおり、情報セキュリティに関する対応をとる。
  - ・ 事業者の情報セキュリティポリシー及び保守運用管理規定を遵守すること。
  - ・ 業務に用いる ID 及びパスワードその他の個人認証に必要な情報及び媒体について、使用者を明確にして、ガイドラインを徹底させ、適切に管理すること。

- ・ セキュリティ意識を醸成することを目的として、個人情報保護等の関係法令、守秘義務等、業務遂行に必要な知識、意識向上のための適切な教育及び訓練を実施すること。

- 11 教職員・管理者向けのガイドラインの整備及び研修の実施により、人的なエラーの防止の徹底を図る。
- 12 C4th Home & School 利用について、保護者向けガイドラインを整備し、利用する上での注意事項を周知するとともに、適正な利用への理解促進を図る。

業務委託先（予定を含む）

株式会社 EDUCOM

（選定理由）

学校の要望にあった機能を備えるとともに、校務支援システム（同社提供の既存システム）との連携が可能になるため。

< 条例第 22 条関連 > < 個票 >

## 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

\*必ず「諮問事項」となります

所管部課係 学校 ICT 推進担当課学校 ICT 環境整備担当

項目	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第 22 条
<b>個人情報の記録項目</b> ・児童・生徒の氏名、学校名、学年、クラス、部活動 ・保護者の氏名、メールアドレス、続柄 ・学校関係者や地域関係者の氏名、関係学校名、メールアドレス ・児童・生徒の欠席情報、活動記録 ・教育委員会や学校がアンケート・調査機能により収集した情報		
結合する区のシステム	C4th (校務支援システム)、校務 PC、文書 PC、指導者用学習 PC (教員用 Windows、教員用 Chromebook)	
結合先 (結合方法)	原則、校務系ネットワーク及び学習系ネットワークからクラウド上の C4th Home & School に結合する。	
稼動時期	令和 5 年 1 月 1 日～ 試験運用開始 令和 5 年 4 月 1 日～ 全校で運用開始 令和 5 年 9 月以降 (予定) C4th との連携開始	

<b>外部結合を必要とする理由</b> 現在、校務 PC 及び文書 PC を利用して C4th を活用しており、C4th Home & School 導入後は C4th Home & School も活用する予定である (学校は、校務 PC を用いて児童生徒情報を C4th Home & School にアップロードする)。C4th Home & School 導入後、保護者は C4th Home & School に保護者情報等を登録することで (自身の子どもと紐づけ、アカウント登録する。)、教育委員会や学校からの一斉配信メールの受信や、出欠席連絡の登録を行なうことができる。児童生徒情報及び出欠席連絡など、C4th⇔C4th Home & School の相互反映については、C4th と C4th Home & School が全く別のアプリケーションであることから、学校が手動で反映作業を行なう必要があるが、煩雑な作業であり、学校の業務効率向上を図るためにもデータ反映の自動化 (C4th のデータと C4th Home & School のデータの連携) が求められる。 C4th のデータと C4th Home & School のデータを自動連携させるためには、インターネットを介して当該サーバにアクセスする必要がある。
<b>処理の概要・効果</b> C4th と C4th Home & School を自動連携させることにより、以下の効果が見込める。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保護者が欠席等の連絡を C4th Home &amp; School 経由で行うことにより、C4th に出欠席連絡が反映され (出欠席登録の確定には、管理職による承認作業が必要)、学校・保護者間のスムーズな連絡と学校負担の軽減 (朝の電話連絡の減少) を実現</li> <li>2 アカウント情報が連係されるため、C4th 上の児童生徒情報が C4th Home &amp; School に反映され、学校負担の軽減 (児童生徒の氏名変更等の際、C4th Home &amp; School に改めて登録する必要がない) を実現</li> </ol>

#### セキュリティ・保護対策

- 1 インターネット間の通信は全て暗号化して行う。
- 2 ファイアウォールを導入し、不正な通信や攻撃の侵入を防ぐ。

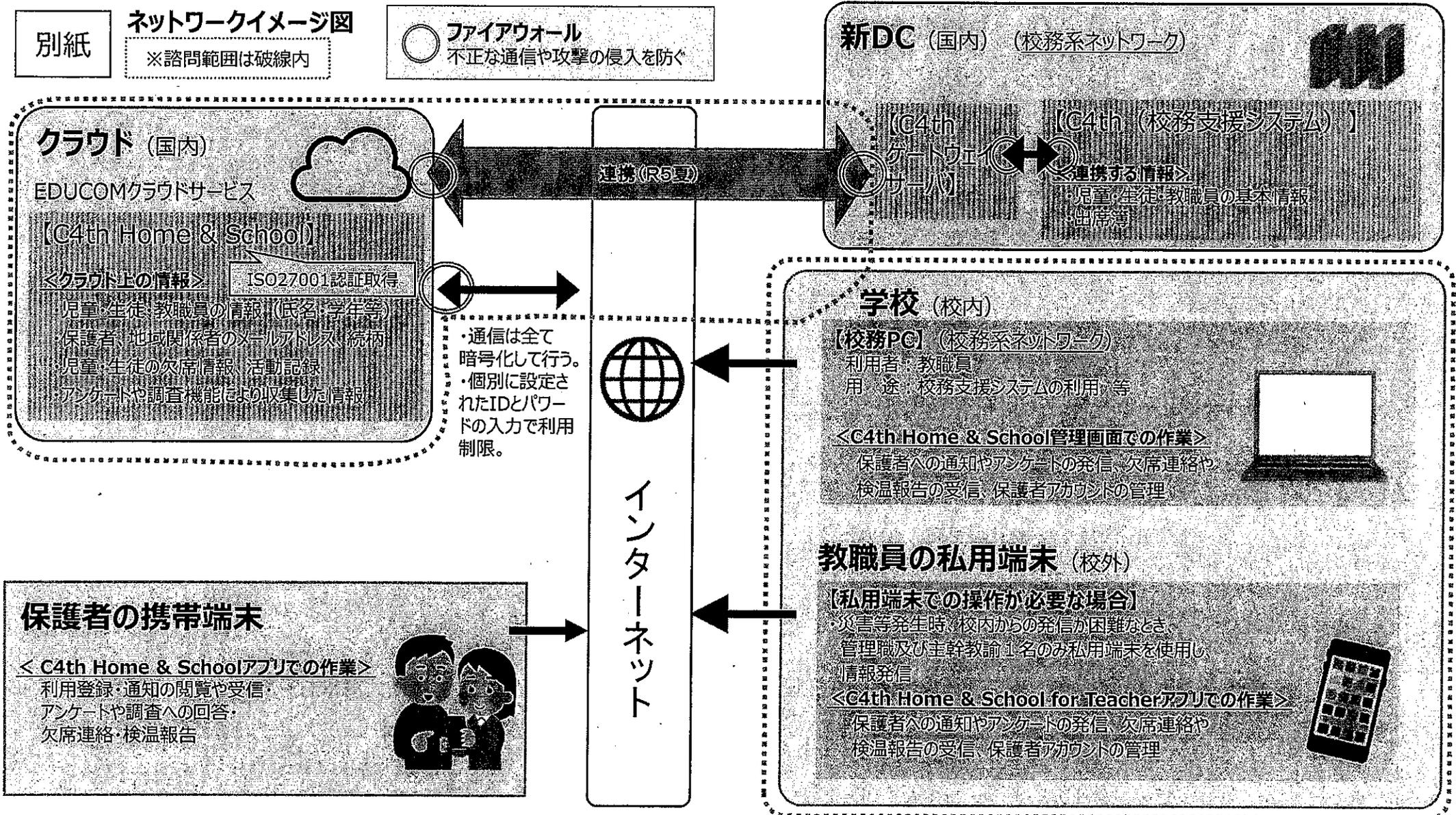
別紙

ネットワークイメージ図

※諮問範囲は破線内

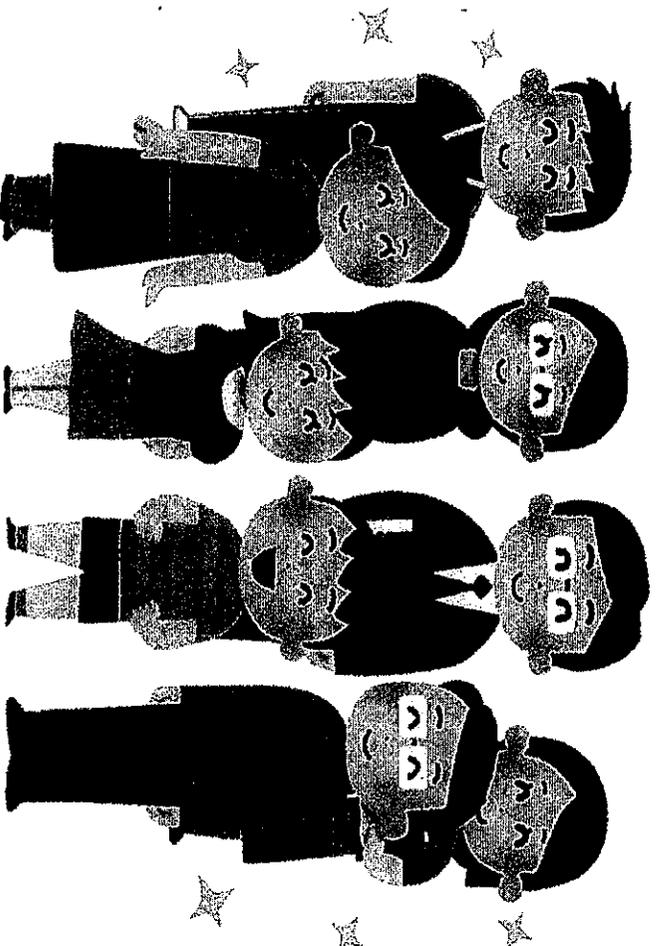


ファイアウォール  
不正な通信や攻撃の侵入を防ぐ



# 学校向け C4th Home & School

## 運用ガイドライン(案)



足立区教育委員会

### もくじ

- 1 『C4th Home & School』とは?.....1P
- 2 なぜH&Sを活用するのか?.....1P
- 3 共通連絡機能等を利用できる人、送信している内容は?.....2P
- 4 利用にあたってのルールは?.....3P
- 5 個人スマホ使用時におけるセキュリティは?.....4P
- 6 Google アプリ(Classroom 等)との違いは?.....4P
- 7 適正に利用するために.....5P
- 8 学校ICT推進担当課への報告が必要なとき.....5P

# 1 FC4th Home & SchoolJ (以下、「H&SJ」といふ)とは?

H&Sは、「学校と保護者を繋ぐ」アプリケーシヨンです。

## 📍 H&S を利用できる人、場所、モノ

- ①利用できる人:教職員及び児童・生徒の保護者
- ②利用できる場所と端末
  - 教職員:原則校内で校務系 PC、教員用 Windows、教員用 Chromebook を利用(管理職及び管理職の指定する教員1名は個人所有のスマホも可)
  - 保護者:ご家庭で個人所有のスマホや PC

# 2 なぜ H&S を活用するの?

現在、欠席連絡等は、朝の忙しい時間帯に保護者から直接電話を受けて対応しています。

H&S を活用することにより、児童・生徒の欠席連絡をクラウド上で受け付けることができるため、空いた朝の時間を有効活用することができます。また、学校便りなど、保護者へのお知らせも PDF で直接保護者へ送付することができますため、児童・生徒から保護者への渡し忘れも防止することができます。

69

## 📍 利用する具体的な機能

- ①学校から保護者へ届ける機能
  - ・学校からの連絡機能(以下、学校からの連絡という)  
お便りや緊急連絡の際に利用します。PDF や jpg を添付することが可能です。  
保護者からの回答機能はありません。
  - ・アンケート(依頼)  
学校から保護者へアンケートを実施する際に利用します。
- ②保護者から学校へ届ける機能
  - ・欠席連絡  
欠席の連絡を H&S 上で受け付けることができます。
  - ※C4th との連携(欠席連絡の自動反映(管理職による承認必須)は令和5年10月以降を予定しています。
  - ・アンケート(回答)  
学校からのアンケートに対して回答します。

### 3 学校からの連絡等を利用できる人、送信していい内容は？

学校からの連絡は PDF や jpg を添付して一斉配信できる便利な機能ですが、一方で、情報漏洩のリスクを伴います。利用には細心の注意を払ってください。

#### 🔒 学校からの連絡を利用できる人を限定し、情報漏洩のリスクを抑える。

##### ①学校からの連絡

利用できる人:管理職及び管理職の指定する教員1名のみ

- ※ その他教員は、学校からの連絡で送信文章を作成することもできません。
- ※ クラス単位、学年単位で送信することができます。
- ※ ある特定の保護者個人だけに送信することはできません。
- ※ 管理職の指定する教員1名は、H&S 上の管理職の承認がなければ、学校からの連絡を送信することはできません。

送信する内容:学校業務に関すること(お便りなど)、不審者情報、災害情報など。

PDF と jpg を添付することができるため、積極的にご活用をお願いします。

##### ②アンケートを利用できる人

利用できる人:管理職及び管理職の指定する教員1名のみ

アンケートする内容:Wi-Fi 環境の有無等

※ アンケートに関しては、GoogleForms を利用していただくことも可能です。

## 4 利用にあたってのルールは？

H&Sは、原則校務系 PC、教員用 Windows、教員用 Chromebook で利用してください。

例外的に、管理職(校長先生、副校長先生)＋校長の指定した教員1名のみ、個人スワホに C4th Home & School For Teacher をダウンロードし、個人スワホから H&S を利用することを許可します。児童・生徒・教職員の個人情報を含むため、個人スワホの利用には十分な注意が必要です。

### 📍 利用ルール

- ①利用時間は原則として学校開校中の時間です。但し、災害対応や不審者情報等、緊急で対応しなければならぬ場合は除きます。
- ②アカウントの作成にあたって、学校用教員個人のアカウントの作成は行なわないでください。
- ③H&Sに予め設定されているアカウントの権限の変更を行なわないでください。
- ④管理者用アカウント及び教員が利用するアカウントのID及びパスワードについては、厳正に管理してください。IDとパスワードを机や校務PC、児童・生徒の目に入る場所に保管・貼り付けることはしないでください。
- ⑤学校からの連絡は、一斉送信する前に、送信文章及び添付PDFに誤りが含まれていないか必ず確認をしてください。
- ⑥学校からの連絡で誤った情報を送信してしまった場合は、直ちに削除してください。  
(配信された内容を保護者が閲覧後も、削除が可能です(保護者の受信画面からお削除されます。)  
但し、学校からの連絡に PDF 等を添付して送付し、保護者が PDF をダウンロードしていた場合は、ダウンロードされた PDF は削除されません。)
- ⑦管理職及び管理職の指定した教員1名の個人所有のスワホを活用した H&S For Teacher の利用について、「緊急かつやむを得ない事情」がある時のみ使用可とします。  
※緊急時に備え、H&S For Teacher のダウンロードは済ませておいてください。  
※「緊急かつやむを得ない事情」とは  
大震災などの災害時等、学校へ出向くことが困難で、緊急に情報提供をしなければならぬ場合などを指します。
- ⑧その他教員については、H&S For Teacher のダウンロードは禁止とします。  
但し、教員が、保護者と同じアプリ(H&S)をダウンロードし、登録することは可とします。
- ⑨学校からの連絡やアンケートを通じて、他人(教員や他の児童・生徒またはその保護者等を指します)を誹謗中傷すること、他人の著作権、肖像権、知的財産権を侵害すること、営利、政治、宗教活動を目的とすること、その他、利用目的に反する行為は禁止します。
- ⑩児童・生徒及びその保護者らの個人情報等をスクリーンショット等で保存し、SNS や SNS に類するサイト等、Web 上にアップロードする行為は禁止します。
- ⑪セキュリティ上の観点から、年度初めに各アカウントのパスワードの変更を必ず行ってください。
- ⑫各教員が H&S を利用できる期間は、足立区内に配属されている期間のみです。また、保護者が H&S を利用できる期間は、児童・生徒が足立区内の区立小中学校に通学している期間のみです。児童・生徒が通学しなくなった場合(中学卒業や、区外転出など)はアカウントを削除してください。

## 5 個人スマホ使用時におけるセキュリティは？

個人スマホでH&Sを使用する場合、セキュリティを確保するために下記の制限を設けます。

### 🔒 個人スマホにおける制限内容

- ①H&S For Teacher を利用できるのは、管理職及び管理職の指定した教員1名のスマホのみ。  
例) 管理職が、その家族のスマホを利用してのH&S For Teacher の使用は禁止します。
- ②管理職及び管理職の指定した教員1名は、個人スマホ内の情報を守るためにも、パスコードによるロック設定をしてあるスマホを使用してください。
- ③スクリーンショットは禁止です。
- ④画面ののぞき見や盗み撮りを防ぐため、周りに第三者のいない場所で使用してください。
- ⑤災害時などの緊急事態を除き、公共の場で使用は避けてください。

## 6 Google アプリ (Classroom 等) との違いは？

H&S は、「学校と保護者を繋ぐ」アプリケーションです。

### 🔒 Google は対児童・生徒、H&S は対保護者

①Google アプリ(Classroom や Forms)は、対児童・生徒向けのサービスです。

②H&S は、対保護者向けのサービスです。

例) 部活動の連絡や、宿題等の連絡をしたい

→情報の内容が児童・生徒向けのため、Google アプリを活用します。

不審者情報や学級閉鎖等の連絡や対保護者向けアンケートをしたい

→情報の内容が保護者向けのため、H&Sを活用します。

※学校配信メールの保護者登録率は平均で約90%でした。

※この登録率のままH&Sが稼働したとすると、ほとんどの保護者をカバーすることができます。

## 7 適正に利用するために

本ガイドラインを遵守し、H&Sを適正に利用するために、以下の措置を実施します。

🔗 ガイドラインを守って活用をお願いします。

- ①本ガイドラインを C4th 書庫内に保存し、いつでも確認できるようにします。  
保存場所:C4th 書庫 を開く → 閲覧 を開く → 学校 ICT 環境整備 を開く  
→ 学校用 C4th Home&School 運用ガイドラインについて を開く
- ②また、本ガイドラインを足立区ホームページに掲載し、保護者がいつでも閲覧できるようにします。  
足立区ホームページURL:
- ③教育委員会事務局が、学校からの連絡、アンケートの内容を確認することがあります。  
確認の結果、H&Sの利用ルールが守られていないと教育委員会事務局が判断した場合は、一部機能の利用停止をすることがあります。
- ④H&Sの実践的な利用について不明な点は、EDUCOM ヘルプデスクが対応します。  
EDUCOM ヘルプデスク:00777-81056 または 08-00777-8105  
※保護者に EDUCOM ヘルプデスクの電話番号を教えることは厳禁です。

73

## 8 学校 ICT 推進担当課への報告が必要なとき

学校 ICT 推進担当課への報告が必要なときは、以下のとおりです。

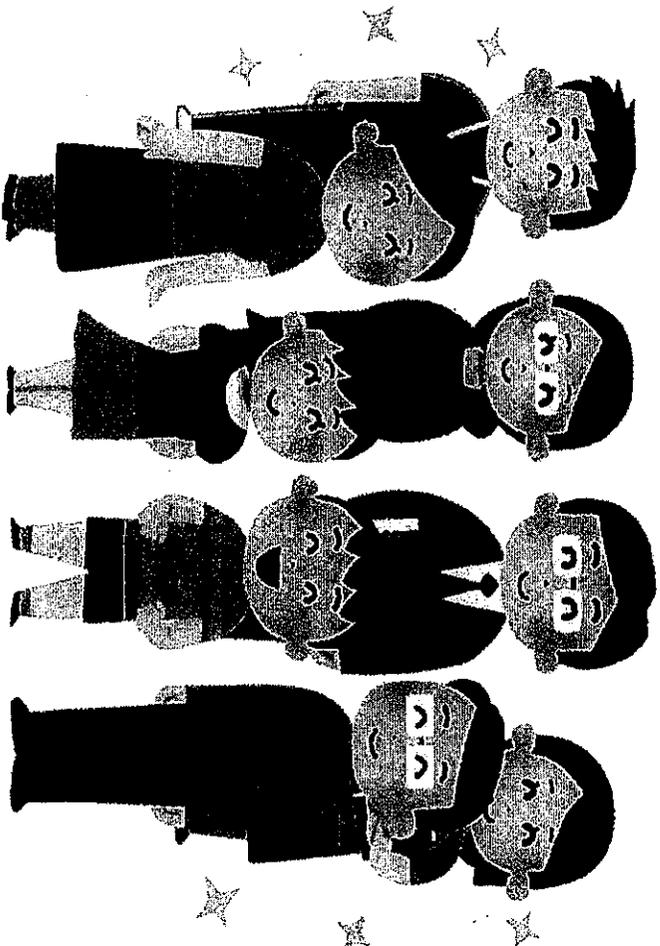
🔗 30分ルールを守り、必ず電話にてご連絡ください。

- ①H&S を登録した管理職及び管理職の指定した教員の個人スマホの盗難・紛失、ウイルス感染、乗っ取りが疑われるとき。
  - ②H&S の利用にあたり、情報漏洩事故を起こしてしまったとき。
  - ③その他、H&S の利用に関して質問、疑問があるとき。
- ※①、②の場合は、緊急の対応が必要なため、次の行動をとってください。
- 1 遠隔操作または携帯キャリアに連絡し、個人スマホの利用を停止してください。
  - 2 30分ルールに基づいて、校長先生、副校長先生に連絡してください。
  - 3 校長先生、副校長先生は、報告があった際は可及的速やかに学校 ICT 推進担当課へ報告してください。

学校ICT推進担当課 学校ICT環境整備担当 03-3880-5646(担当直通)

# 保護者向け C4th Home & School

## 運用ガイドライン(案)



足立区教育委員会

### もくじ

- 1 『C4th Home & School』とは?.....1P
- 2 H&Sでできること.....2P
- 3 利用にあたってのルールは?.....3P
- 4 Google アプリ(Classroom 等)との違いは?.....3P
- 5 適正に利用するために.....4P

# 1 「Fc4th Home & School」(以下、「H&S」という)とは？

H&Sは、「学校と保護者を繋ぐ」アプリケーションです。

## 🔗 H&S を利用できる人、場所、モノ。H&S で利用する情報、利用できる期間

### ①利用できる人

教育委員会事務局所属職員、教職員及び児童・生徒の保護者

### ②利用できる場所と端末

教育委員会、教職員：役所や職員室の業務パソコン、授業で利用するパソコン

※学校管理職と学校管理職の指定する教員1名(各学校1名)は個人所有のスマホを利用することがあります。

保護者：ご家庭で個人所有のスマホやPC

※推奨環境 スマホ:Android8.0以上 iOS:13.0以上

マイナーフォン:Sha-2 対応モデル

※PCの場合、Webブラウザでのご利用の可能です。

### ③H&S で利用する情報

・児童・生徒の氏名、学校名、学年、クラス、部活動、顔の写った写真、その他プロフィール情報などの  
心身健康状況、出欠席情報、活動記録

・保護者の氏名、メールアドレス、続柄

・学校関係者や地域関係者の氏名、関係学校名、メールアドレス

・教育委員会や学校がアンケート・調査機能により収集した情報

### ④H&S を利用できる期間

H&Sは、足立区内の小中学校に通っている児童・生徒の保護者に対してのクラウドサービスです。よって、H&Sを利用できる期間は、児童・生徒が足立区内の小中学校に通っている期間のみです。中学を卒業または区外へ転出、区外の学校に通学すると、登録されたアカウント情報はH&Sから完全削除され、H&Sの利用ができなくなります。

なお、削除されたアカウントやアカウントの中身の復元について承ることはできません。

## 2 H&S ができること

現在、欠席連絡等は、朝の忙しい時間帯に直接学校に電話をいただいています。

H&S を活用することにより、児童生徒の欠席連絡をクラウド上で受け付けることができますため、空いた朝の時間を有効活用することができます。また、学校便りなど、保護者へのお知らせも PDF で直接学校から保護者へ送付することができるため、児童生徒から保護者への渡し忘れも防止することができます。

### 🔍 主に利用する具体的な機能

#### ①学校から保護者へ届ける機能

- ・学校からの連絡  
お便りの送付や緊急連絡の際にご利用します。PDF や jpg が添付されていることがあります。
- ・アンケート(依頼)  
学校から保護者へアンケートを実施する際に利用します。

#### ②保護者から学校へ届ける機能

- ・欠席連絡  
欠席の連絡をすることができます。
- ・アンケート(回答)  
学校からのアンケートに対して回答します。

#### ※一部機能の利用停止について※

H&S は、その他様々な機能がありますが、足立区では重複する機能について利用を停止しております。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 3 利用にあたってのルールは？

H&S は、児童・生徒の個人情報を含むため、スマホアプリや Web ブラウザの利用時には十分な注意が必要です。

#### 🔍 利用ルール

- ①欠席連絡やアンケートを通じて、他人(教員や他の児童・生徒またはその保護者等を指します)を誹謗中傷すること、他人の著作権、肖像権、知的財産権を侵害すること、営利、政治、宗教活動を目的とすること、その他、利用目的に反する行為は禁止します。  
万が一、このような行為が見受けられた場合、一部機能の利用停止や H&S 自体の利用を停止します。
- ②学校からの連絡やアンケート内容をスクリーンショット等で保存し、SNS や SNS に類するサイト等、Web 上にアップロードする行為は禁止します。  
万が一、このような行為が見受けられた場合、一部機能の利用停止や H&S 自体の利用を停止します。
- ③H&S を利用する際、個人情報が表示されることがありますので、なるべく人の多い場所を避けるようにしてください。
- ④H&S で欠席連絡を頂いても、場合によっては、担任等から保護者へ電話連絡が入ることがあります。
- ⑤セキュリティ上の観点から、年に1回、年度初めにパスワードの変更をお願いします。

77

### 4 Google アプリ (Classroom 等) との違いは？

H&S は、「学校と保護者を繋ぐ」アプリケーションです。

#### 🔍 Google は対児童・生徒、H&S は対保護者

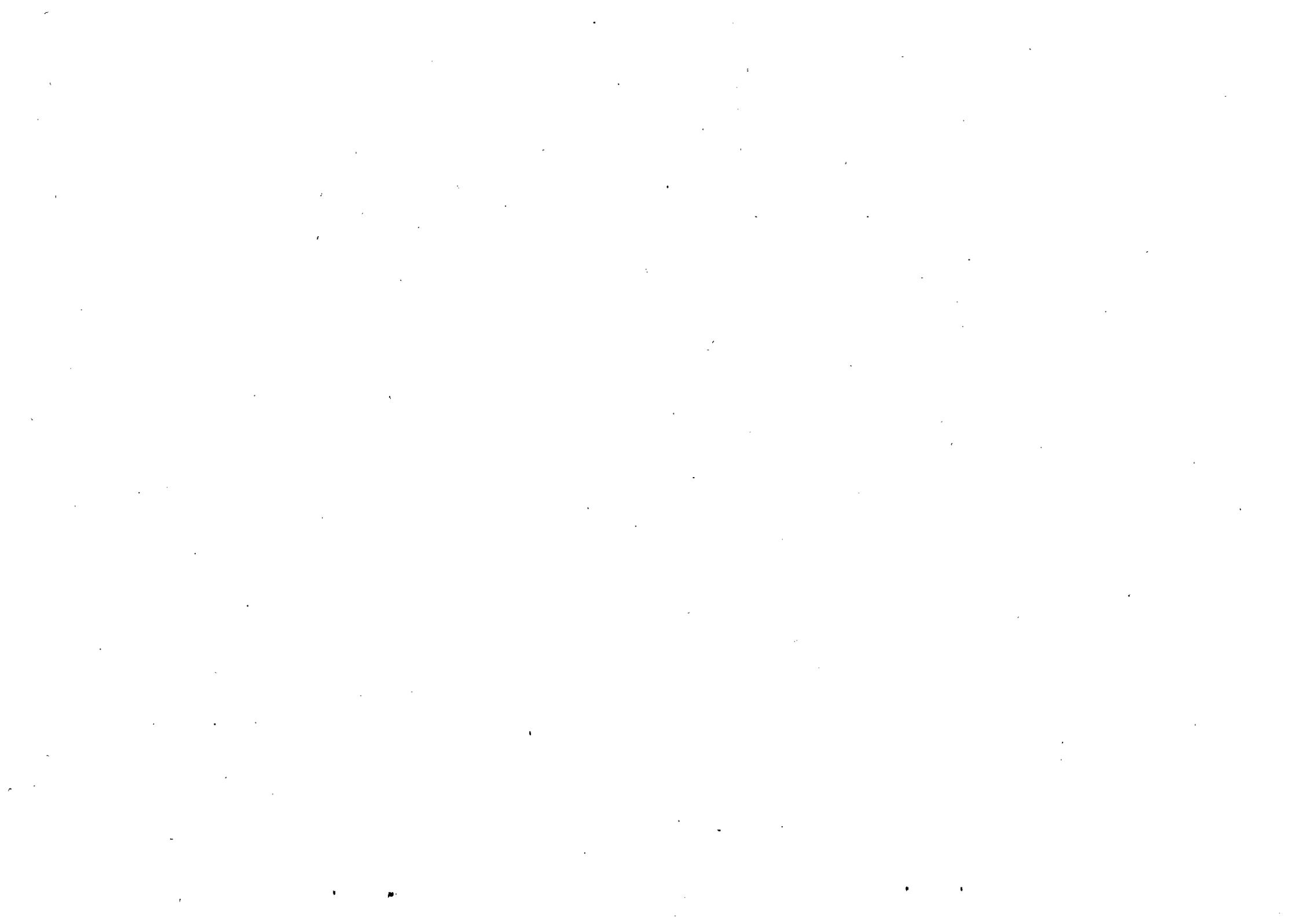
- ①Google アプリ(Classroom など)は、対児童・生徒向けのサービスとなります。  
※Forms は利便性が高いサービスのため(Google アカウントが無くても回答が可能)、保護者に対しても引き続き活用させていただくことがあります。
- ②H&S は、対保護者向けのサービスとなります。  
例)部活動の連絡や、宿題等の連絡をしたい  
→情報の内容が児童・生徒向けのため、Google アプリを活用します。  
不審者情報や学級閉鎖等の連絡や対保護者向けアンケートをしたい  
→情報の内容が保護者向けのため、H&S を活用します。

## 5 適正に利用するために

本ガイドラインを遵守し、H&Sを適正に利用していただくために、ご協力をお願いします。

### 🔍 ガイドラインを守って活用をお願いいたします。

- ①本ガイドラインを、足立区ホームページに掲載し、いつでも確認できるようにします。  
足立区ホームページ URL:
- ②教育委員会事務局が、学校からの連絡、欠席連絡のコメント、アンケートの内容を確認することがあります。確認の結果、H&Sの利用ルールが守られていないと教育委員会事務局が判断した場合は、一部機能の利用停止や、H&S 自体の利用停止をいたします。
- ③H&S の登録方法について不明な点は、下記サイトをご覧ください。  
C4th Home & School 保護者アプリ操作説明サイト  
URL:<https://www.educom.co.jp/hshnman/>  
詳細な操作手順をご案内しています。操作手順を動画でも閲覧できます。  
**ご不明点があれば、チャットボイスによるお問い合わせをお願いします。**  
※児童・生徒に貸与している Chromebook、Google フォカウトでは、  
動画は再生されません(動画が Youtube であるため)。  
※H&Sの登録方法や利用方法について、学校や足立区教育委員会事務局へのお問い合わせは控えください。  
※H&S の機能説明や利用方法については、H&S にログイン後、  
共通設定➤マニュアル・機能紹介 で、マニュアルをご確認ください。
- ④H&S の担当課は以下となります。  
担当課:足立区教育委員会事務局 学校 ICT 推進担当課



足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案 件 [ 子ども医療費助成事業の高校生等への拡大について ]

所管部課係 福祉部親子支援課児童給付係

事業の概要

1 概要

区では、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育てのしやすい環境にすることを目的として、中学校修了（15歳の3月31日）までの子どもを養育している者に対し、子どもの保険診療による一般医療、歯科、薬剤等の医療費自己負担額を助成している。毎年10月1日の医療証更新の際に、封入封緘業務を委託しており、諮問番号第178号で平成25年3月28日了承済み。

更に令和5年4月から、対象の子どもを高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）に拡大する。

2 対象者数

<現行の制度>

幼児医療費助成（未就学児） 34,699人（R4年3月末時点）

義務教育就学児医療費助成（小中学生） 49,084人（R4年3月末時点）

<対象拡大分>

高校生等医療費助成（高校生等） 17,000人（見込み）

3 諮問の理由

医療証等の印刷・封入封緘や入力等で個人情報を扱う業務を委託するため。

認定可否等の判定のために住民記録や課税情報等を利用するため。

新規対象者の認定情報等を電子計算組織に記録し管理するため。

委託業者との対象者データ受け渡しのために外部結合を行うため。

諮 問 事 項

	項 目	条 例	備 考
1	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条第1項	
2	業務の委託（人材派遣）	足立区個人情報保護条例第16条第1項	
3	目的外利用	足立区個人情報保護条例第19条第1項5号	
4	電子計算組織への記録	足立区個人情報保護条例第21条2項	
5	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条第1項	

< 条例第16条関連 > < 個票 >

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

所管部課係 福祉部親子支援課児童給付係

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
1	■ 諮問事項	
2	□ 報告事項 (一括承認基準)	
業務委託の内容及び条件		
1 業務委託の内容		
(1) 送付用封筒、返信用封筒、医療証、中敷、ビニル袋、ジェネリック希望チラシ、ジェネリック希望シールの作成		
(2) 申請勸奨案内、申請書、医療証へ対象者の個人情報を印刷		
(3) 封入封緘、郵便局への持ち込み		
2 条件		
事業者がプライバシーマーク又は ISO27001 の認証を受けていることを契約の要件とし、従事者に対するセキュリティ対策を講じる。		
業務委託を必要とする理由		
業務委託を行わない場合、対象者約 17,000 人に対して区職員が手作業で封入封緘業務を行うこととなり、事務量や人件費の増加および誤発送等の事務ミスリスク増大が予想される。印刷および封入封緘業務を専門的に行っている業者へ業務委託することにより、正確かつ迅速に業務を行うことができ、人件費や事務ミス等のリスクを抑えることができる。		

当該委託開始(実施)時期	令和4年11月
業務委託により取り扱う個人情報の項目	
子の氏名、性別、住所、生年月日、受給者番号、保護者の氏名、健康保険情報	
個人情報の保護措置等	
区から事業者に対する個人情報の保護措置等	
1 契約の要件として、プライバシーマーク又は ISO27001 の認証を受けた事業者とする。	
2 事業者は、作業従事者に対し個人情報に関する内容を含む研修を実施する。	
3 区は、委託事業者における個人情報保護措置の実施状況確認のため、作業場所を抜き打ちで職員が検査できるものとする。	
4 業務終了後、本業務にかかわるデータを破棄し、個人情報削除証明書(別紙3)を提出することとする。	
5 事業者及び従事者に、「個人情報保護に関する別紙(委託一般)(別紙4)」の記載事項を遵守させる。	
※区と委託事業者におけるデータの受け渡しについては、外部結合に関する保護措置に記載する。	
業務委託先(予定を含む)	
プライバシーマーク又は ISO27001 の認証を受けた事業者を、一般競争入札により決定する。	

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

所管部課係 福祉部親子支援課児童給付係

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
1	■ 諮問事項	
2	□ 報告事項 (一括承認基準)	
業務委託 (人材派遣) の内容及び条件		
1	内容	
	(1) 高校生等医療費助成制度の各種申請書およびこれに付随する関係書類の審査または入力に関する業務	
	(2) 郵便物の仕分け、封入・封緘に関する業務	
	(3) その他上記業務に付随する書類整理に関すること	
2	条件	
	事業者がプライバシーマーク又は ISO27001 (ISMS) の認証を受けていることを契約の要件とし、従事者に対するセキュリティ対策を講じる。	
業務委託を必要とする理由		
膨大な事務量を伴う認定事務を円滑に進めるため。		

当該委託開始 (実施) 時期	令和4年11月
業務委託により取り扱う個人情報の項目	
氏名、性別、生年月日、住所、続柄、課税情報、健康保険情報、生活保護・手当等受給状況、電話番号、区内住所設定日及びその届出日、転出年月日及びその届出日、転出先住所、申請書・変更届及び添付書類に記載の項目	
個人情報の保護措置等	
区から事業者に対する個人情報の保護措置等	
1 契約の要件として、プライバシーマーク又は ISO27001 の認証を受けた事業者とする。	
2 事業者及び派遣職員に対し、個人情報の取扱いに係る誓約書 (別紙5及び6) の提出を求める。	
3 事業者及び親子支援課は、派遣職員に対し個人情報に関する内容を含む研修を実施する。	
4 作業場所における派遣職員は、手荷物の持込みを制限し、手荷物については、親子支援課執務スペース内に保管場所を設ける。	
5 事業者及び派遣職員に、「個人情報保護に関する別紙 (人材派遣) (別紙7)」の記載事項を遵守させる。	
業務委託先 (予定を含む)	
プライバシーマーク又は ISO27001 の認証を受けた事業者を、一般競争入札により決定する。	

<条例第19条関連> <個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

所管部課係 福祉部親子支援課児童給付係

項目	目的外利用	足立区個人情報保護条例第19条	
1	■諮問事項	区ホームページに9月掲載予定	
2	□報告事項	(一括承認基準)	
目的外利用する個人情報		利用目的	保有課
1	住民税課税情報	所得判定	課税課
2	住民記録情報	認定可否判定 申請勧奨	戸籍住民課
3	国民健康保険情報	認定可否判定	国民健康保険課
4	生活保護受給情報	認定可否判定	生活保護指導課
5			
6			
7			
8			
9			
10			

目的外利用を必要とする理由	
1	都への補助金申請にあたり、保護者の所得判定を行う必要があるため。都は所得制限を設けた福祉施策事業として提案しているが、特別区は子育て支援策として所得制限なしで本事業を実施する予定であり、所得制限内の受給者分は都補助事業、所得制限外の受給者分は単独事業として自主財源で負担するため、所得判定を行う必要がある。
2	認定にあたり住所要件を確認するため。また、対象となる高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)がいる世帯を把握するため。
3	認定にあたり医療保険加入要件を確認するため。
4	認定対象外の高校生等を確認するため。
記録形態	福祉総合システムのサブシステム(情報システム課サーバ)に記録
保護対策	項目「電子計算組織への記録」に記載。
開始(実施)時期	令和4年12月開始予定

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

\*必ず「諮問事項」となります

項目	電子計算組織に記録すること 及びその記録項目	足立区個人情報保護条例 第21条
記録する個人情報		利用目的
1	氏名	個人特定ほか
2	性別	個人特定ほか
3	生年月日	個人特定ほか
4	住所	受給資格確認ほか
5	続柄	個人特定ほか
6	課税情報	受給資格確認ほか
7	健康保険情報	受給資格確認ほか
8	生活保護、手当等受給状況	受給資格確認ほか
9	電話番号	連絡先登録
10	住民記録異動情報	受給資格確認ほか
11	転出先住所	受給資格確認ほか
12	口座情報	還付金支払い
システム委員会	令和3年度承認済み	
適用申請	令和4年3月提出済み	
稼働時期	令和5年3月1日～(予定)	

<p>電子計算組織に記録を必要とする理由</p> <p>新規対象者約17,000人の受給資格認定、医療証の交付、申請情報や医療費情報の管理等を、迅速かつ正確に実施するため。</p>
<p>処理の概要・効果</p> <p>1 事務処理概要</p> <p>新高校1年生は、システムでの一括処理により高校生医療への切り替えを行う。新高校2、3年生には申請書類を送付し、提出された申請書類に基づいて認定し3月に医療証を送付する。</p> <p>2 効果</p> <p>新規対象者約17,000人の受給資格認定、医療証交付、申請情報管理等の膨大な事務量が発生するが、電子計算機を利用することで事務量や人件費を大幅に削減し、認定誤りのリスクを抑えることができる。</p>
<p>セキュリティ・保護対策</p> <p>現行の福祉総合システム内のサブシステムとして構築するため、情報を記録するサーバは、セキュリティ対策が万全な情報システム課サーバ室内に設置されている。また、職員が利用する端末機も、福祉総合システムと同等の、「二要素認証カード」、「ID」、「パスワード」による利用制限、接続放置時間によるログアウトによるセキュリティ対策を実施している。</p>

&lt;条例第22条関連&gt; &lt;個票&gt;

## 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

\*必ず「諮問事項」となります

項目	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条
個人情報の記録項目 子の氏名、性別、住所、生年月日、受給者番号、保護者の氏名、健康保険情報		
結合する区のシステム	文書管理パソコン（インターネット接続）	
結合先（結合方法）	インターネットを介し、クラウドサーバ（国内）に結合する。	
稼動時期	令和4年11月（予定）	
外部結合を必要とする理由		
1 データ受け渡しの情報保持安全性の確保 記録媒体の受け渡し及び返却に伴う搬送時の紛失・盗難・強盗等の事故による情報漏洩というような、記録媒体の持ち出しによるリスクを避けるため。		
2 データ受け渡しの処理時間の短縮 記録媒体搬送の場合に発生する「記録媒体へのデータ保存→媒体の引き渡し→搬送→業務終了後の返却媒体の受領」という処理時間を省略できるため。		

## 処理の概要・効果

- 1 区が、認定手続の段階ごとにクラウドサーバにアクセスし、対象者データをアップロードする。委託事業者は、委託事業者の端末からインターネット回線経由でデータをダウンロードする。
- 2 クラウドサーバを利用することにより、USBメモリの手渡しによる紛失が無くなるほか、委託事業者が内容を迅速に確認できる。
- 3 迅速に確認を進めることで、処理時間の短縮が可能となり、区民サービスの向上も図りながら、事務の効率化を実現することができる。

## セキュリティ・保護対策

- 1 クラウドサーバは国内に設置してあること。
- 2 委託事業者及び区が共有する個人情報は暗号化のうえ、クラウドサーバ上に保存される。
- 3 委託事業者はプライバシーマークまたはISO27001を取得している。
- 4 専用ID及びパスワードを発行し、アップロード及びダウンロードの権限を制限する。
- 5 クラウドストレージ上のファイルは暗号化され、且つ通信経路においてもSSL/TLSによって暗号化される。
- 6 接続する端末は、ウイルス対策ソフトが最新の状態に更新されているものであることとする。

## 「高校生等医療費助成事業補助」都の考え方 ①

### 事業の意義

- ✓ コロナ禍が青年期世代の心身に大きな影響を及ぼしており、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期に、自身の健康を管理し、改善できるような取組が重要
- ✓ 現在、高校生等を対象に医療費助成を実施している自治体は限定的。都として、すべての区市町村で早期に実施されるよう強力に推進していくことが必要

### 制度の枠組み

- ✓ **【基本的な枠組み】**
  - (負担割合) 都1/2 区市町村1/2 (区部を含めて個別補助、事務費も同一割合)
  - (所得制限) 児童手当の所得制限に準拠で実施
  - (一部負担) 通院について、1回200円(上限額)を本人負担
- ✓ ただし、すべての区市町村で早期に実施されるよう令和5年度からの3年間、負担割合を都10/10とし、区市町村を支援

## 「高校生等医療費助成事業補助」都の考え方 ②

### 事業費の試算

	特別区	市町村	計
対象者数推計	144,032人	84,615人	228,648人
事業費総額	32億円	18億円	50億円

※マル子の補助事業（市町村）予算を基に、人口比及び受給者割合により高校生等の対象者数を推計

※所得制限あり（児童手当準拠）及び通院時一部負担金（200円）ありの場合

※高校生等の対象者数は、R3.1.1住民基本台帳における対象年齢人口を基に推計

※医療費は、一人当たり医療費（全国平均）のマル子世代と高校生等世代の差に着目し、マル子の医療費の69.8%として算出

※所要額には事務費を含む

### 今後の進め方

- ✓ 引き続き、区市町村長会等で議論
- ✓ 実務的な課題等については、課長級等による意見交換会において整理・調整し、区市町村長会等に報告

テーマ：助成対象者や住所地など事業実施に向けた課題、システム改修経費に関する補助対象経費・見込み額等の情報共有など

## 高校生等医療費助成事業補助 準備経費補助について

### 概要

- ✓ 高校生相当年齢への医療費助成の実施に向けた区市町村のシステム改修経費への補助

### 補助対象経費

- ✓ 高校生等医療費助成事業を実施するために必要となる、受給者管理・医療証発行・所得確認等に関するシステムの改修経費

### 令和4年度予算

- ✓ 予算額 7億円
- ✓ 補助率 10/10

※ 具体的な補助対象経費、補助基準額等の詳細については、区市町村の状況を集約した上で決定

※ 国保連のシステム改修に必要な経費は、都が補助

# 高校生等医療費助成 事業概要（案）

令和4年5月26日

## 目的

高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

## 用語の定義

### ●「高校生等」

15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

➤ 高校に在学している者に限定しないため「高校生等」とする。

### ●「高校生等を養育している者」

① 高校生等を監護し、これと生計を同じくするその父又は母  
(父母がともに該当する場合は、いずれか所得の高い者)

② 父母に監護されない、または父母と生計を同じくしない高校生等を監護し、その生計を維持する者

③ 高校生等が何人からも監護されておらず区市町村が必要と認める場合は、当該高校生等本人

➤ 「子育てを支援する福祉施策の一環であること」及び「高校生の世代は、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期であり、自らの健康をコントロールし、改善できるよう支援する取組が重要であること」（=制度の意義）を踏まえ、考え方を整理

## 対象者

「高校生等を養育している者」であって、以下①～③いずれの要件にも該当する者

### ①住所要件

区市町村の区域内に住所を有する「高校生等」を養育している者であることを原則とする。

### ②医療保険の加入要件

高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険等の各種医療保険から医療に関する給付が行われる者であること。

### ③所得要件

前年(1～9月の申請の場合は前々年)の所得が、都が定める額未満であること。

※都が定める額は児童手当制度に準拠する。

(所得制限限度額表は6ページ参照。)

## 現時点の整理において対象としない者

次のいずれかに該当する「高校生等」を養育している者は対象外となる。

- ①生活保護法による保護を受けている高校生等
- ②児童福祉施設等に措置入所中の高校生等
- ③児童福祉法による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている高校生等

## 所得確認の考え方（案）

○上記の「用語の定義」における「高校生等を養育している者」及び「対象者」の内容を踏まえた、所得確認の考え方は以下のとおり。

### (1) 高校生等が保護者等に監護されている場合

⇒ 扶養の有無にかかわらず、保護者の所得を確認する。

### (2) 高校生等が誰からも監護されておらず、区市町村が必要と認める場合

⇒ 「高校生等を養育している者＝高校生等本人」となるため  
「高校生等本人」の所得が都の基準内であるかを確認する。

## 事例

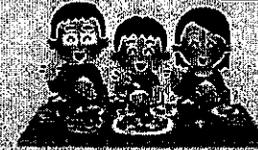
※いずれの場合も、原則として高校生等が都内に住所を有し、高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険等の各種医療保険から医療に関する給付が行われることを前提とする。

### ① 就労により保護者の扶養から外れているが、同居しており保護者の監護下にある場合

【考え方】  
母親の所得が児童手当法施行令第一条に定める所得制限額を超えなければ助成対象となる。

父：年収600万円

母：年収800万円



### ② 就労により保護者の扶養から外れ、別居しているが精神面、物質面で保護者の監護下にある場合

【考え方】  
父親の所得が児童手当法施行令第一条に定める所得制限額を超えなければ助成対象となる。



父：年収800万円

就職を機に保護者と別居したが、仕送り等を受け監護下にある



高校生等：年収300万円

③就労しており保護者の扶養から外れ、  
別居しておりの保護者の監護下でない場合

【考え方】

高校生等本人の所得が児童手当法施行令第一条に定める  
所得制限額を超えなければ助成対象となる。



高校生等：年収300万円

④婚姻により保護者の扶養から外れているが、  
保護者と同居しているなど実態として保護者の  
監護下にある場合

【考え方】

父親の所得が児童手当法施行令第一条に定める  
所得制限額を超えなければ助成対象となる。



父：年収800万円

高校生等：年収300万円  
配偶者：年収100万円

⑤婚姻により保護者の扶養から外れ、別居しており  
保護者の監護下でない場合

【考え方】

高校生等本人の所得が児童手当法施行令第一条に定める  
所得制限額を超えなければ助成対象となる。



高校生等  
年収100万円

配偶者  
年収300万円

※③⑤高校生等が何人からも監護されていないパターン

⇒区市町村が必要と認める場合は、当該高校生等本人の所得により助成対象とすることができる。

## 参考データ

### ○高校等進学率概算（東京都）

国公立中学校等 卒業生数※1	うち高校等進学者数※2	進学率概算
99,085人	98,436人	99.35%

※1 令和3年3月の卒業生数

「令和3年度学校基本統計」より

※2 専修学校、公共職業能力開発施設等への進学・入学を含む

### ○16歳～18歳における有配偶者数及び割合（東京都）

	16歳	17歳	18歳	合計
総数	100,930人	100,890人	113,864人	315,684人
うち有配偶者数	39人	63人	295人	397人
有配偶者率	0.039%	0.062%	0.259%	0.126%

「令和2年国勢調査人口等基本集計」より

※令和2年10月1日時点

※高校生等医療費助成における「高校生等」の範囲とは一致しない。

「高校生等」：15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

#### 【婚姻開始年齢について】

令和4年4月1日から、成人年齢の変更に伴い、女性の婚姻開始年齢が18歳以上に引き上げられた。

ただし、令和4年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は、引き続き18歳未満でも結婚することができる。

⇒令和5年度の高校3年生の女性及び、18歳の誕生日以降の男女が婚姻可能

## 所得制限限度額表

(単位：万円)

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002
5人	812.0	1040

(注) 収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額。  
 実際の適用は所得額で行い、収入額は用いない。

- 「扶養親族等の数」は、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族並びに扶養親族ではない児童で前年の12月31日において生計を維持した者の数を言う。
- 所得制限限度額表における所得は、地方税法及びその他の法令における市町村民税についての非課税所得以外の所得をいう。

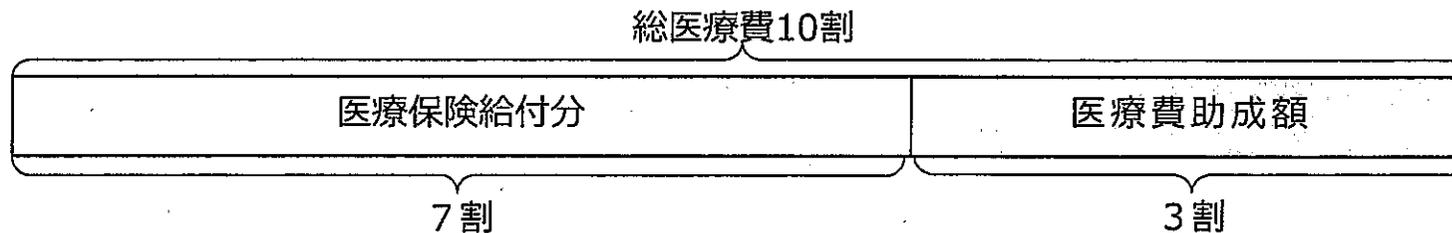
## 医療証の交付

- 医療証の有効期間は毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。
- 医療証の有効期間の始期は、申請日を原則とする。

※令和5年4月から事業を開始する場合は、現中学3年生についてはマル子からの移行を可能とする予定である。

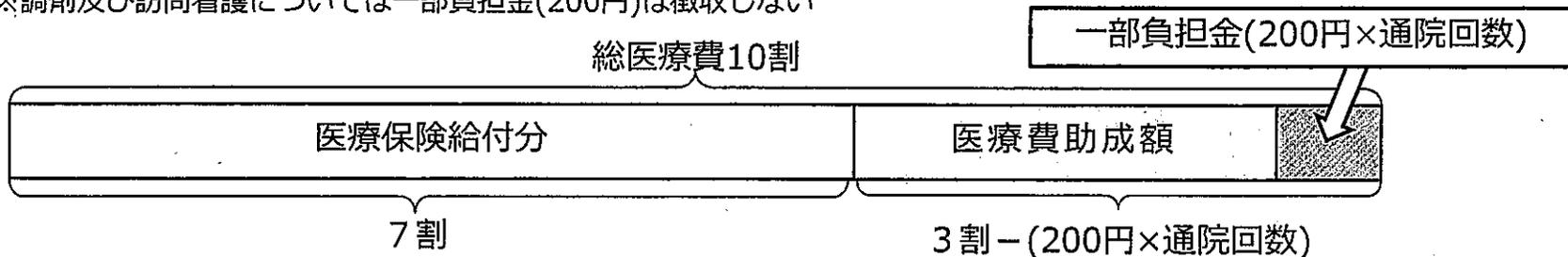
## 助成の範囲

- 入院 ⇒ 医療保険の自己負担分を助成



- 通院※ ⇒ 医療保険の自己負担分から通院1回200円を控除した額を助成

※調剤及び訪問看護については一部負担金(200円)は徴収しない



## 助成の方法

「現物給付」を原則として、例外的に「現金給付」の方法により実施する。

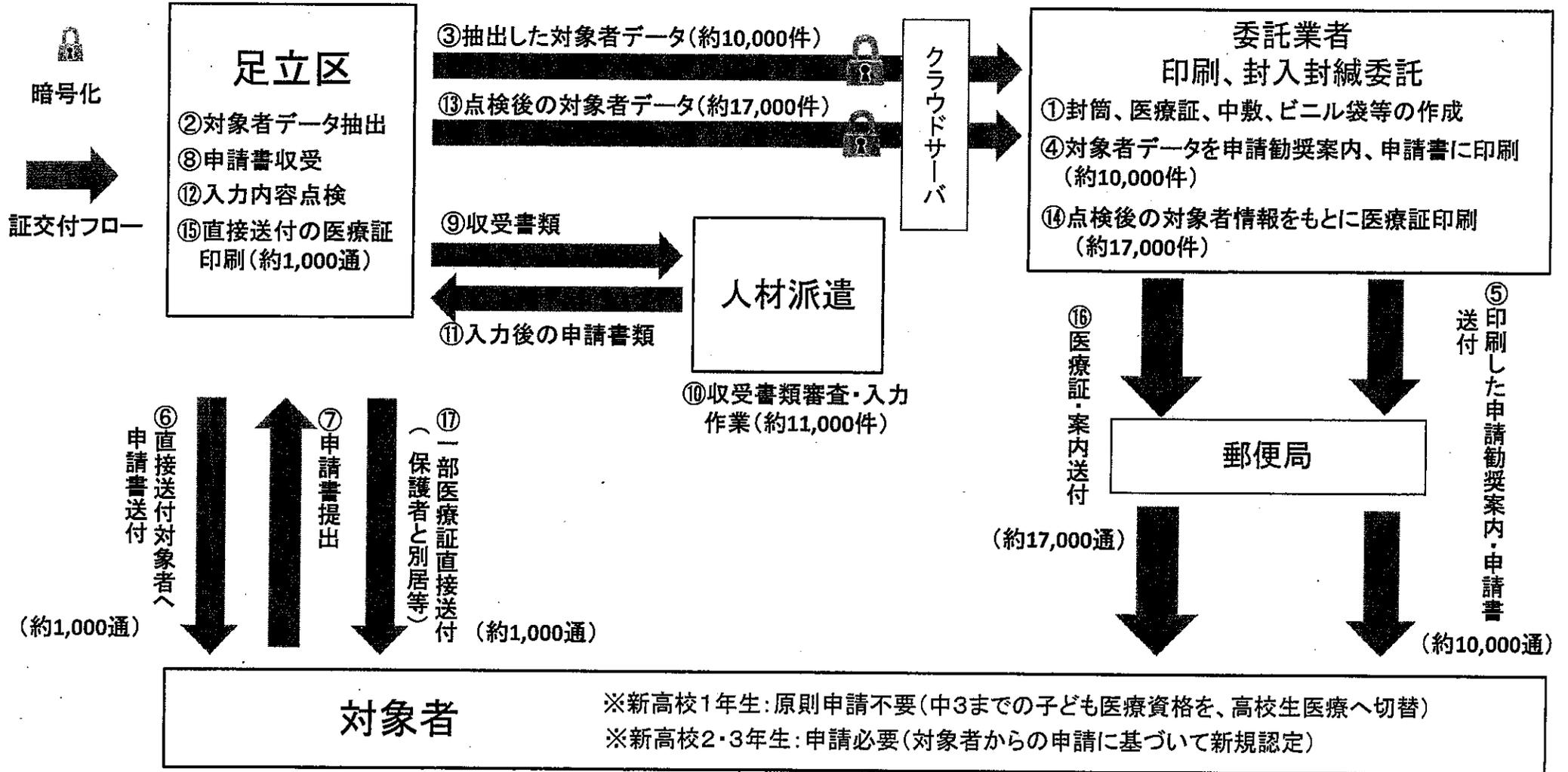
## 負担者番号

高校生等医療費助成における負担者番号については、新たに「89」の法別番号を制定した上で、あらかじめ、以下の4種類の番号を国保連合会のシステムに区市町村用として割り振る方向で、都と国保連合会で調整している。

制 度	区 分		法別番号		都道府県 番 号		実施機関番号		検証 番号	
			8	9	1	3	6	*		*
ひとり親家庭等医療費助成	課 税		8	1	1	3	6	*	*	*
	非課税		8	1	1	3	7	*	*	*
乳幼児医療費助成	補助分 (所得制限内)		8	8	1	3	8	*	*	*
	単独分 (所得制限外)		8	8	1	3	2	*	*	*
義務教育就学児医療費助成	補助分 (所得制限内)	通院負担「有」	8	8	1	3	1	*	*	*
		通院負担「無」	8	8	1	3	3	*	*	*
			8	8	1	3	7	*	*	*
	単独分 (所得制限外)	通院負担「有」	8	8	1	3	4	*	*	*
		通院負担「無」	8	8	1	3	5	*	*	*
高校生等医療費助成	補助分 (所得制限内)	通院負担「有」	8	9	1	3	1	*	*	*
		通院負担「無」	8	9	1	3	7	*	*	*
	単独分 (所得制限外)	通院負担「有」	8	9	1	3	4	*	*	*
		通院負担「無」	8	9	1	3	5	*	*	*

# 子ども医療費助成制度対象年齢拡大事業開始時スキーム

別紙2



## 個人情報削除証明書

足立区長 様

〇〇株式会社  
データ削除責任者   △△   △△   印

高校生等医療費助成制度の認定事務を行う上で当社が保有した申請者に係る個人情報について、復元不可能な方法で確かに削除したことを証明します。

### 記

1 管理期間  
令和〇年〇月〇日 (〇) から契約終了日まで

2 情報の内容  
高校生等医療費助成制度の認定事務を行う上で当社が保有した申請者に係る個人情報〇〇〇〇件

3 個人情報の削除日  
令和〇年〇〇月〇〇日 (〇)

## 別紙

## (個人情報保護の趣旨)

第1条 受注者は、信頼される区政の実現に資する個人情報保護制度の趣旨を勘案し、その業務を遂行するにあたって、区民の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

## (適正な管理)

第2条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (再委託の禁止又は制限)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

## (秘密保持の義務)

第4条 受注者は、この契約により受託した業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後もまた同様とする。  
2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

## (第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

## (委託された事務以外への使用の禁止)

第6条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に使用してはならない。

## (複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

## (返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者受注者協議のうえ、受注者が廃棄する場合、受注者は、第三者の利用に供されることのないよう善良な管理者の注意をもって、焼却又は裁断等により処分しなければならない。

## (事故発生時における報告の義務)

第9条 受注者は、個人情報の保護に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に

報告しなければならない。

## (立会い及び監督に関すること)

第10条 発注者は、必要があるときは、発注者の指定する職員を立ち合わせ、個人情報の管理状況を調査し、監督することができる。

## (加工、再生等の禁止)

第11条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

## (付随的に発生する情報の使用禁止)

第12条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、受託した事務に係る個人情報の調査分析過程で得られた付随的な情報を使用してはならない。

## (公表措置及び損害賠償義務)

第13条 発注者は、受注者が第1条から前条までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠った場合は、足立区長の附属機関である足立区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

2 前項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

## (報告、立ち入り及び検査)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して実施状況の報告を求め、又は受注者の事務所及び実際に業務を遂行している場所に立ち入り、実施状況及び書類等の物件を検査することができる。

## (罰則)

第15条 この契約により受託した業務に従事する者及び従事した者は、足立区個人情報保護条例の規定に基づき、次の場合に一定の懲役又は罰金に処せられることがある。この場合、行為者のほか、雇用主である法人又は人に対しても罰金刑を科せられることがある。

(1)正当な理由がないのに、保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したとき

(2)業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき

(3)業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき

(4)前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

## 個人情報の取扱いに関する誓約書

提出先 足立区長

弊社は令和 年 月 日付、人材派遣委託（高校生等医療費助成制度の認定事務）に関する契約に基づき、信義に従って誠実にこれを履行することを誓約します。また、個人情報の取扱いに関して、従業者に対して以下の事項を遵守させることを誓約いたします。

**第1条** 【個人情報の取扱い】

弊社及び従業者は、個人情報保護に係る各法令、足立区条例、個人情報保護委員会が発出するガイドラインを遵守し、個人情報の紛失、漏えい等がないように取扱い、厳重な管理のもとで業務を遂行いたします。

**第2条** 【秘密保持】

弊社及び従業者は、個人情報を取扱うにあたり、不必要な利用・記録・複写等は行わず、秘密保持を徹底します。また、業務上知り得た個人情報について入手方法を問わず、派遣先事業者から命令された業務範囲外への使用、第三者に対する開示、提供および漏えい等はいたしません。

**第3条** 【退職後及び担当業務を離れた際の秘密保持】

弊社及び従業者は、個人情報について、契約期間満了後、又は派遣元事業者における異動、退職および担当業務変更があった場合でも、使用、第三者に対する開示、提供および漏えい等はいたしません。

**第4条** 【不正アクセスの禁止】

弊社及び従業者は、個人情報を取扱う情報システムへは派遣先事業者からの指示がある場合以外、アクセスいたしません。また指定された対象者、操作方法以外の入力、検索、印刷およびデータの保存はいたしません。

**第5条** 【事故発生時における報告】

弊社及び従業者は、個人情報の保護に関して、事故が発生したときは、直ちに派遣先事業者に報告するとともに、派遣先事業者の指示に従い事故解決に協力します。

**第6条** 【損害賠償】

弊社は、前各条に違反して個人情報を使用、第三者に対する開示、提供および漏えい等した場合、法的な責任を負うことを確認し、これにより派遣先事業者が被った一切の損害を賠償することを約束いたします。

令和 年 月 日

事業者 所在地：

名 称： \_\_\_\_\_

## 個人情報の取扱いに関する誓約書

私は、令和 年 月 日付、人材派遣委託（高校生等医療費助成制度の認定事務）に関する契約に基づき、信義に従って誠実にこれを履行することを誓約します。また、個人情報の取扱いに関し、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

## 第1条 【個人情報の取扱い】

私は、個人情報保護に係る各法令、足立区条例、個人情報保護委員会が発出するガイドライン等を遵守し、個人情報の紛失、漏えい等がないように取扱い、厳重な管理のもとで業務を遂行いたします。

## 第2条 【秘密保持】

私は、個人情報を取扱うにあたり、不必要な利用・記録・複写等は行わず、秘密保持を徹底します。また、業務上知り得た個人情報について入手方法を問わず、派遣先事業者から命令された業務範囲外への使用、第三者に対する開示、提供および漏えい等はいたしません。

## 第3条 【退職後及び担当業務を離れた際の秘密保持】

私は、個人情報について、派遣元事業者における異動、退職および担当業務変更があった場合でも、使用、第三者に対する開示、提供および漏えい等はいたしません。

## 第4条 【不正アクセスの禁止】

私は、個人情報を取扱う情報システムについて、派遣先事業者からの指示がある場合以外、アクセスいたしません。また指定された対象者、操作方法以外の入力、検索、印刷およびデータの保存はいたしません。

## 第5条 【事故発生時における報告】

私は、個人情報の保護に関して、事故が発生したときは、直ちに派遣先事業者に報告するとともに、派遣先事業者の指示に従い事故解決に協力します。

## 第6条 【罰則等】

私は、前各条に違反して、個人情報を使用、第三者に対する開示、提供および漏えい等した場合、法的な責任を負うことを確認するとともに、既定の罰則を受けることに異議はありません。

## 第7条 【個人情報の提供】

私は、本誓約書の写しについて、派遣先事業者に提供することに同意します。

令和 年 月 日  
事業者 所在地：

名 称： \_\_\_\_\_ 印

令和 年 月 日  
従事者 住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

## 別紙

(個人情報保護の趣旨)

第1条 受注者及びスタッフは、信頼される区政の実現に資する個人情報保護制度の趣旨を勘案し、その業務を遂行するにあたって、区民の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(適正な管理)

第2条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委託の禁止又は制限)

第3条 受注者は、本契約による業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密保持の義務)

第4条 スタッフは、本契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後もまた同様とする。

2 受注者は、本契約により派遣されるスタッフ及び派遣されたスタッフに対し、前項の義務を遵守させなければならない。

(第三者への提供の禁止)

第5条 スタッフは、本契約による業務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(本来事務以外への使用の禁止)

第6条 スタッフは、本契約による業務に係る個人情報を本来の業務以外の用途に使用してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 スタッフは、本契約による業務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(返還の義務)

第8条 スタッフは、本契約による業務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

(事故発生時における報告の義務)

第9条 受注者は、個人情報の保護に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

(加工、再生等の禁止)

第10条 受注者及びスタッフは、本契約による業務の範囲を超えて、個人情報の加工、

## 別紙7

再生等をしてはならない。

(付随的に発生する情報の使用禁止)

第11条 受注者及びスタッフは、本契約による業務の範囲を超えて、業務に係る個人情報の調査分析過程で得られた付随的な情報を使用してはならない。

(公表措置及び損害賠償義務)

第12条 発注者は、受注者条例の趣旨に違反し、又は怠った場合は、足立区長の附属機関である足立区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

2 前項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

(罰則)

第13条 スタッフは足立区個人情報保護条例の規定に基づき、次の場合に一定の懲役又は罰金に処せられることがある。この場合、行為者のほか、雇用主である法人又は人に対しても罰金刑を科せられることがある。

- (1) 正当な理由がないのに、保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したとき
- (2) 業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき
- (3) 業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき
- (4) 前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

H27.11 改定（労働者派遣用）



足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件 [「個人情報保護制度の運用の手引き」の解釈の追加について]

所管部課係 政策経営部区政情報課情報公開担当

事業の概要

精神疾患を患っている区民の方が、傷害事件を起こし、逮捕勾留されたという事案が発生した。

国選弁護人が選任され、選任された弁護士により、当該区民の弁護活動に必要なため、保健センターで保有する当該区民の病歴等の情報を提供してほしい旨の申し出があった。

当該区民は、精神疾患を患っているとの認識がなく、当該弁護士の活動に同意する状況ではないため、当該区民の情報を当該弁護士に提供するためには、「弁護士法第23条の2」による弁護士会照会が必要であった。(外部提供の一括承認として審議会に了承を得ている方法)

しかし、「弁護士法第23条の2」による弁護士会照会は、弁護士会による手続きに多くの時間を要し、その間、当該区民に対する人権擁護活動が十分に行うことができなかった。

上記の事案を踏まえ、別紙のとおり、「個人情報保護制度の運用の手引き」の外部提供の制限について、新たな解釈を追加することについて諮問する。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	個人情報保護制度の運用に関する重要事項	足立区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第2号	
2			
3			

報 告 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1			
2			
3			

## 個人情報保護制度の運用ルールの変更について

足立区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第2号「個人情報保護制度の運用に関する重要事項」に基づき、足立区個人情報保護条例第20条第1項ただし書き及び同条例第19条第1項第1号の運用ルールを変更し、個人情報保護制度の運用の手引き（平成24年6月作成）の解釈の追加について下記のとおり諮問する。

## 記

## 1 追記箇所

情報公開制度・個人情報保護制度の運用の手引き（平成24年6月作成）の外部提供の制限（第20条）の＜解釈＞の「2」

## 2 追記内容

現在の記載内容	2 外部提供における「本人の同意があるとき」とは、本人から文書又は口頭により同意する旨の明確な意思表示が提供する実施機関側にある場合をいう。
以下追記内容	ただし、国選弁護人から、逮捕・勾留されている被疑者の権利利益を保護する目的で情報提供の求めがある場合で、当該被疑者が精神疾患、認知症その他これに類する状態にあることにより、当該被疑者が個人情報の外部提供に同意することが困難である場合は、国選弁護人の活動の趣旨に鑑み、本人同意があつたものとして取り扱う。上記の例外的に本人同意があつたものと取り扱う場合であっても、国選弁護人に情報提供する内容が、本人にとつて真に有益な情報であるか、実施機関の適正な業務遂行に支障を及ぼす恐れがないかなど、慎重に検討を行い情報提供すること。

## 3 追記理由

足立区個人情報保護条例第20条第1項の一括承認基準として、弁護士法第23条の2による弁護士会照会による情報提供を認めていた。しかし、弁護士が弁護士法第23条の2による弁護士会照会を行うためには、弁護士会による手続きに多くの時間を要し、その間、被疑者に対する人権擁護活動が制限されている。

一方、区では、精神障害者、知的障害者、認知症等の公的手帳等の交付を受けていないが同等の状況になっている区民に対して、逮捕・勾留前から生活状況を把握し支援事業を行っているケースも多数ある。また、弁護士の介入が被疑者及び家族の今後の生活改善に結びつく場合も想定されるため。